

第 2 期宮城県特別支援教育将来構想 (令和 7 年度～令和 16 年度)

令和 7 年 2 月
宮城県教育委員会

は じ め に

県教育委員会では、平成27年に「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する」を基本的な考え方として、特別支援教育の充実に取り組んできました。

この間、特別支援教育に関する理解や認識の高まりなどにより、本県においても、少子化にあって学齢期の児童生徒が減少する中、特別支援学校等の幼児児童生徒在籍者数は増加傾向にあります。また、近年では「改正障害者差別解消法」、「特別支援学校設置基準」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「改正発達障害者支援法」の施行など、特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しており、共生社会の実現に向け、特別支援教育のより一層の充実が求められています。

このようなことを踏まえ、学識経験者、教育関係者、医療・福祉関係者、労働関係者、障害者支援団体関係者、保護者代表等で構成する「宮城県特別支援教育将来構想審議会」に対し、令和5年11月に新たな構想の策定についての審議を諮問し、パブリックコメントの実施や審議会での協議を経て令和7年1月に答申がなされました。

本答申を踏まえて、県教育委員会では、令和7年度から令和16年度までを計画期間とする「第2期宮城県特別支援教育将来構想」を策定いたしました。本構想の基本的な考え方については、前構想を継承しつつ、「自立と社会参加」、「誰一人取り残さない学校づくり」、「誰もが認め合う地域づくり」の3つを目標に掲げ、本県特別支援教育の着実な推進に取り組んでまいります。

令和7年2月

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

目 次

I	第2期宮城県特別支援教育将来構想の策定について	1
1	策定の背景	
2	計画期間	
3	特別支援教育を取り巻く状況等	
(1)	本県の特別支援教育を取り巻く状況	2
①	児童生徒数の推移	2
②	特別支援学校の幼児児童生徒数の推移	3
③	狭隘化の状況	5
④	県立特別支援学校高等部・専攻科卒業生の進路状況	5
⑤	県の特別支援教育に関する計画等の変遷	6
(2)	各学校等の現状	7
①	小・中学校等	7
②	高等学校・中等教育学校後期課程	7
③	県立特別支援学校	8
④	就学前から学校卒業後まで	10
II	現構想における成果と課題	11
	目標1 自立と社会参加	
1	乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制の充実	11
2	特別支援学校における進路学習の充実	11
3	特別支援学校における就業定着の支援	12
4	特別な支援を必要とする児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取組の充実	13
	目標2 学校づくり	
1	共に学ぶ教育環境づくり	14
2	特別支援学級や通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実	15
3	医療的ケアの推進	16
4	I C T機器の活用	17
5	教員の専門性・指導力の向上	18
6	教育環境整備の推進	18
	目標3 地域づくり	
1	インクルーシブ教育システムの推進	19
2	市町村教育委員会への支援	20
3	特別支援教育の推進に向けた理解啓発	20
III	構想の基本的な考え方	22

Ⅳ 今後の特別支援教育の進め方	23
目標1 自立と社会参加	
1 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実	
(1) 乳幼児期の連携	23
(2) 就学前（幼児教育施設）の連携	23
(3) 就学中の連携	24
(4) 卒業後の連携	24
2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実	
(1) 生涯学習の推進のための取組の充実	24
(2) 卒業後の充実した余暇活動のための支援	24
(3) 卒業後の可能性を広げるための支援	25
目標2 誰一人取り残さない学校づくり	
1 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現	
(1) 県立特別支援学校における教育環境の整備	25
(2) 学びの場を主体的に選択できる進路支援の充実	25
(3) ICT利活用等による特別支援教育の質の向上	25
(4) 小・中学校等における特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の 学びの充実	26
(5) 高等学校等における特別な配慮や支援を必要とする生徒の 学びの充実	26
(6) 安全・安心な医療的ケアの実施体制等の整備	27
2 学習の質を高めるための教員の専門性向上	
(1) 全ての教員の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮等 に関する理解の促進	27
(2) 特別支援教育を担う教員の専門性の向上と蓄積	27
(3) 職能や教職経験年数に応じた特別支援教育に関する教員の 資質能力の向上	28
(4) 専門性向上を支える校内体制の整備	28
目標3 誰もが認め合う地域づくり	
1 共生社会の実現を目指した理解促進	
(1) インクルーシブ教育の更なる推進	29
(2) インクルーシブ教育の推進に向けた理解啓発	29
(3) 特別支援学校が地域において果たす役割の強化	29
2 市町村教育委員会へのサポート	
(1) 研修等事業の充実	30
(2) 就学における相談支援の充実	30
(3) 医療的ケアの実施等に関する支援	30
Ⅴ 第2期宮城県特別支援教育将来構想の施策体系	31
Ⅵ 資料編	35

I 第2期宮城県特別支援教育将来構想の策定について

I 策定の背景

平成18年12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」^{*1}について、我が国においては関係法令等の整備を進め平成26年1月に批准しました。同条約は「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、教育においてはインクルーシブ教育システム^{*2}の構築を提唱しています。

国においては、平成19年の学校教育法等の一部改正による特別支援教育の本格的実施、平成25年の学校教育法施行令等の改正のほか、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」^{*3}が施行されるなど共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育が推進されています。また、令和4年9月に国連「障害者の権利に関する委員会」で採択された「日本の第1回政府報告に関する総括所見」の中で、教育に係る勧告が行われ、それに対し国としては、勧告の趣旨を踏まえインクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていくとしています。

このような中、本県においては、平成17年に「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、インクルーシブ教育システムを先取りする形で障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進めました。また、平成27年に策定した「宮城県特別支援教育将来構想（以下「現構想」という。）」では、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進のほか、障害のある全ての児童生徒が、地域の中で、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿の全面的な支援に取り組んできました。

この10年間で、新型コロナウイルス感染症により、施策への影響はありましたが、特別支援学校におけるセンター的機能^{*4}の充実による就学前からの切れ目ない支援、居住地校学習^{*5}などにより特別支援教育への理解は進んでいます。一方で、特別な支援を

*1 障害者の権利に関する条約

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定

*2 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

*3 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

*4 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校においては幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校等を含む関係機関や保護者に対し、要請に応じて幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うこと

*5 居住地校学習

県立特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校等の児童生徒との交流学习及び共同学習

必要とする幼児児童生徒が増加している中で、多様な教育的ニーズに応じた切れ目ない支援体制の確立、インクルーシブ教育システムの構築に係る多様な学びの場の整備や県立特別支援学校の狭隘化の解消等が引き続き求められています。今回策定する「第2期宮城県特別支援教育将来構想」は、これまでの取組や新たな課題を踏まえ、本県における特別支援教育の方向性を示すものです。

2 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間の期間とします。

3 特別支援教育を取り巻く状況等

(1) 本県の特別支援教育を取り巻く状況

① 児童生徒数の推移

本県の小・中学校・義務教育学校・中等教育学校前期課程（以下「小・中学校等」という。）の特別支援学級で学ぶ児童生徒数は平成25年度2,675人から令和5年度4,663人に増加（74.3%増）し、令和5年度は、知的障害と自閉症・情緒障害が92.5%を占め、平成25年度と比較すると知的障害は94.7%、自閉症・情緒障害は69.2%増加しています。このほか、肢体不自由を除く障害種別で増加傾向にあります。

通級による指導を受けている児童生徒数は、平成25年度2,251人から令和5年度4,571人に増加（103.1%増）し、令和5年度はLD・ADHD、自閉・情緒障害が全体の72.6%を占めています。また、LD・ADHD、自閉・情緒障害は平成25年度822人から令和5年度3,317人と大幅に増加しています。

さらに、令和4年度の文部科学省調査^{*10}においても、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は小・中学校等では通常の学級に8.8%程度、高等学校では2.2%程度在籍しているとされ、平成24年度調査結果（高等学校は調査対象外）との比較では、小・中学校等で2.3ポイント上昇しています。

*6 多様な学びの場

義務教育段階においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校

*7 通級による指導

大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態

*8 LD

学習障害（全般的に知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態）

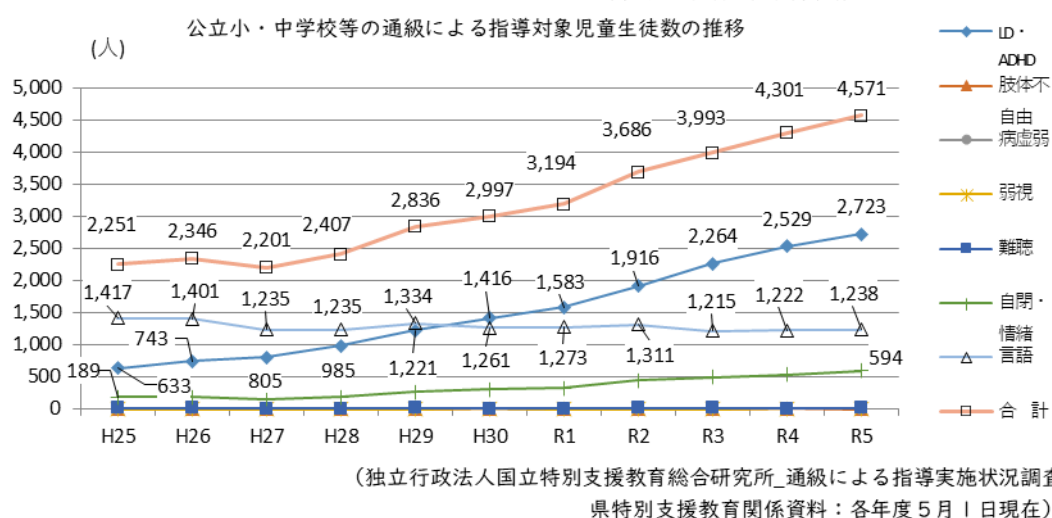
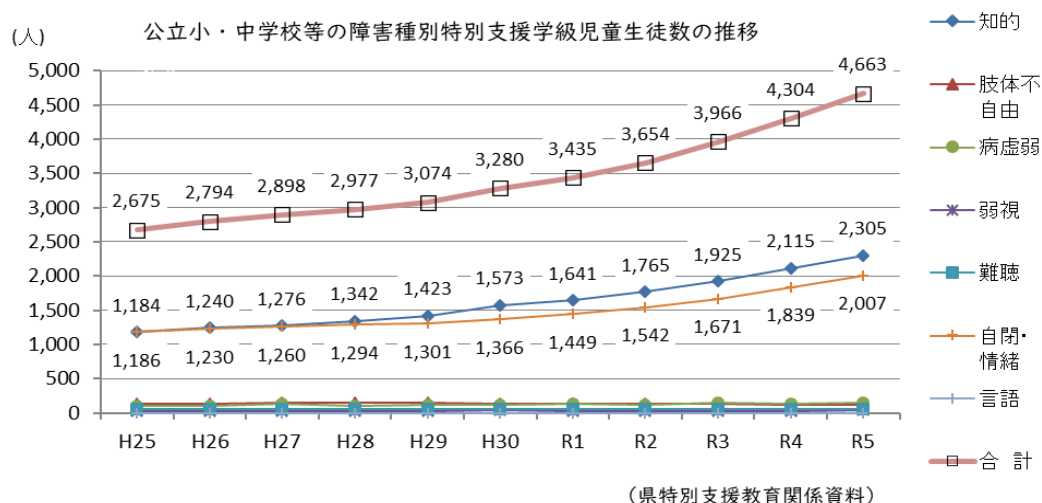
*9 ADHD

注意欠陥多動性障害（身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直結している状態）

*10 文部科学省調査

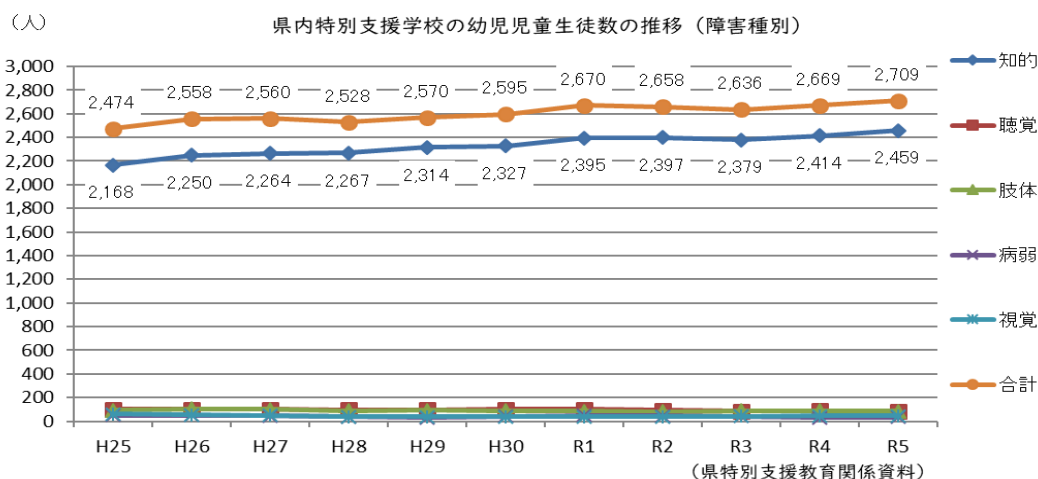
通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査
（令和4年12月13日 文部科学省初等中等教育局）

I 第2期宮城県特別支援教育将来構想の策定について
3 特別支援教育を取り巻く状況等



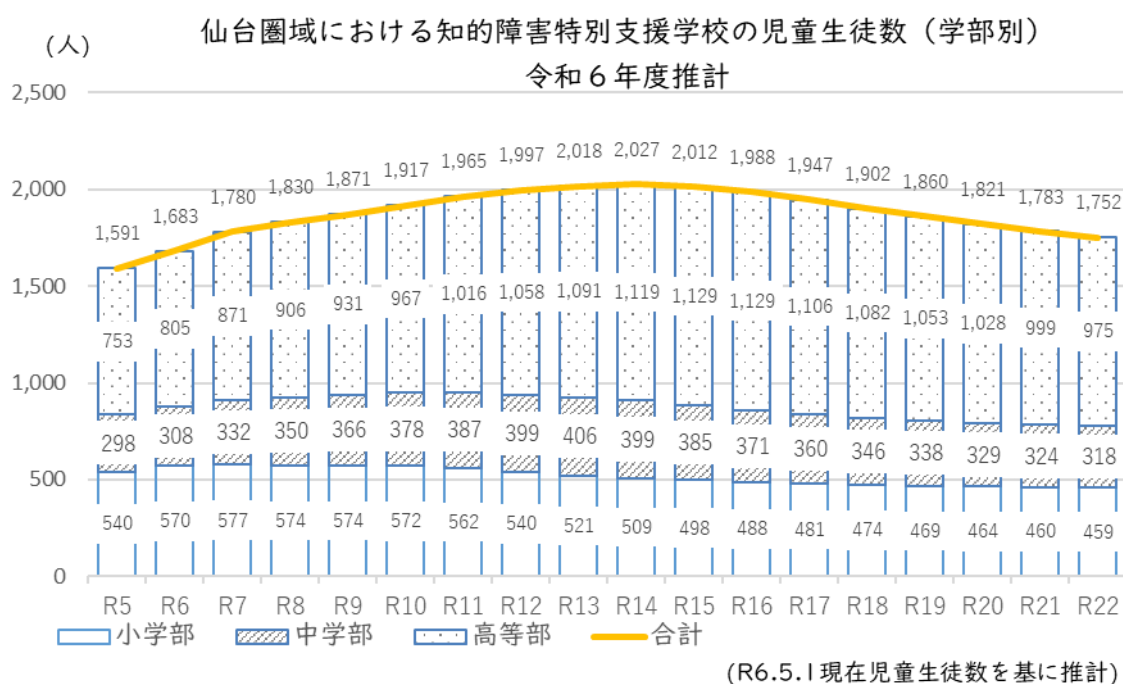
② 特別支援学校の幼児児童生徒数の推移

県内特別支援学校の幼児児童生徒数は、平成25年度2,474人から令和5年度2,709人に増加(9.5%増)し、令和5年度は知的障害が91%を占め、平成25年度との比較では、知的障害が13.4%増加しています。全体の幼児児童生徒数が減少傾向にあるにも関わらず、特に、仙台圏域の県立知的障害特別支援学校の増加が顕著です。また、知的障害以外の特別支援学校については、横

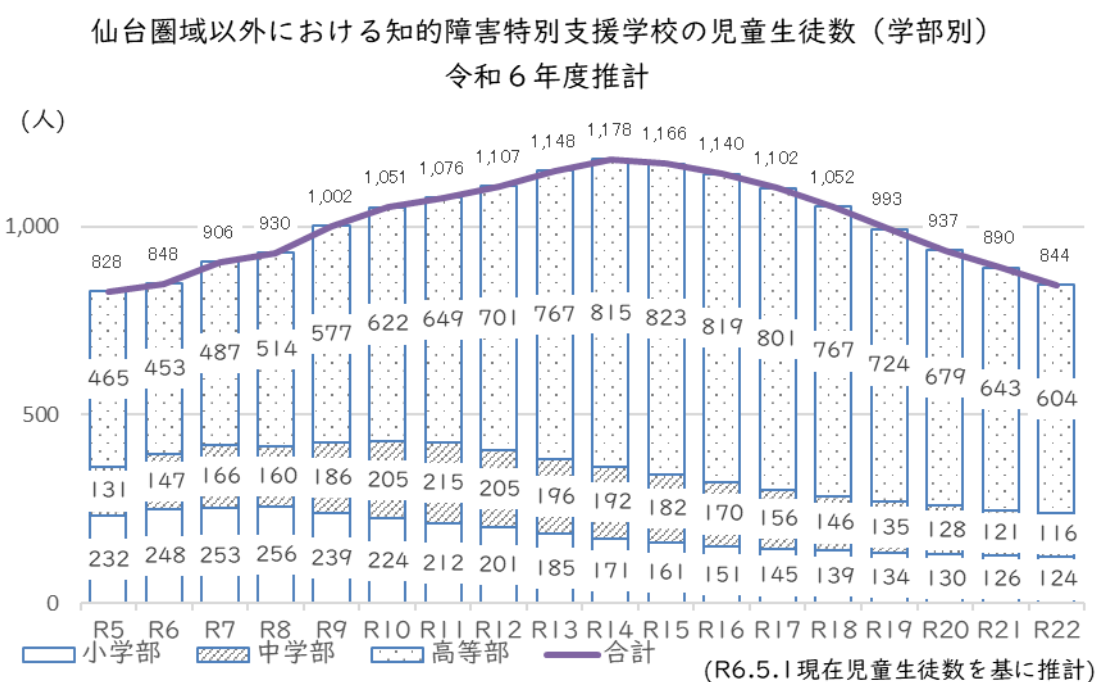


ばいから減少基調となっています。

仙台圏域の知的障害特別支援学校の児童生徒数は、今後8年程度は増加を続け、令和14年度にピークを迎え、令和5年度よりも436人増加する見通しとなっています。学部別では、小学部が令和7年度、中学部が令和13年度、高等部が令和15年度にそれぞれピークを迎え、以降緩やかに減少する見通しとなっています。



また、仙台圏域以外については、令和14年度までは緩やかに増加し、以降、緩やかに減少する見通しとなっています。



③ 狭隘化の状況

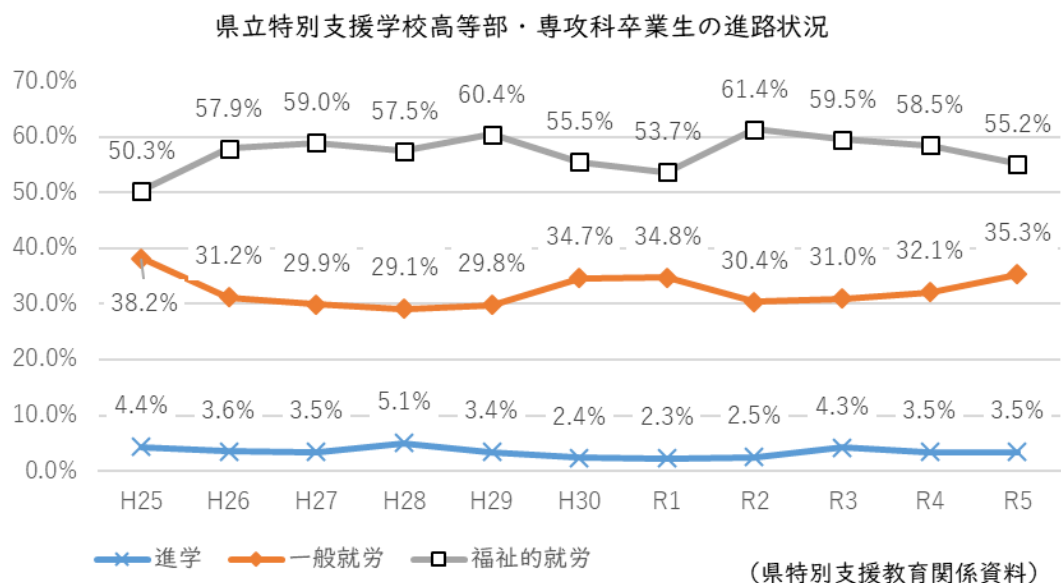
県立知的障害特別支援学校の児童生徒数については、従前から引き続き増加の傾向にあり、中でも小学部の児童数の増加が顕著となっています。

本県においては、これまで仮設プレハブ校舎の建設や本来作業学習等で使用する特別教室を普通教室に転用するなどして、児童生徒数の増加に対応してきましたが、特に仙台圏域における小松島支援学校、利府支援学校、名取支援学校のほか、古川支援学校、角田支援学校の各学校においては、校舎規模に対する児童生徒数の割合が高い状況となっています。（資料A 本書33頁）

一方、知的障害以外の特別支援学校の幼児児童生徒数については、今後は減少基調で推移していく見込みとなっています。

④ 県立特別支援学校高等部・専攻科卒業生の進路状況

県立特別支援学校高等部・専攻科卒業生の進路については、令和5年度は、就労継続支援A型やB型、生活介護利用などの福祉的就労が最も多く、55.2%、一般企業等への就労は、35.3%となっています。また、専門学校や大学等への進学については、毎年2～5%台で推移しています。



*11 就労継続支援A型

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会を提供

*12 就労継続支援B型

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に、就労の機会の提供及び生産活動の機会を提供

*13 生活介護

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供

⑤ 県の特別支援教育に関する計画等の変遷

平成17年	宮城県障害児教育将来構想 障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくり
	みやぎ障害者プラン 地域で自分らしい生活を安心して送れる社会
平成21年	「養護学校」から「支援学校」へ名称変更
平成22年	宮城県教育振興基本計画 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進
	県立特別支援学校教育環境整備計画
平成23年	みやぎ障害者プラン だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を送ることができる地域社会づくり
平成27年	宮城県特別支援教育将来構想 柔軟で連続性のある多様な学びの場の充実
	みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期） 健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成
平成29年	第2期宮城県教育振興基本計画 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進
平成30年	第2期県立特別支援学校教育環境整備計画
	みやぎ障害者プラン だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり
令和2年	みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅱ期） 誰もが安心して子どもを生み育て、すべての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す
令和5年	第2期県立特別支援学校教育環境整備計画（改定版）
令和6年	第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版） 多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進
	みやぎ障害者プラン だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり

県では、平成17年に「宮城県障害児教育将来構想」と「みやぎ障害者プラン」、平成22年に「宮城県教育振興基本計画」、「県立特別支援学校教育環境整備計画」等を策定し、障害のある子供の教育や福祉に関する様々な事業を展開してきました。

これまで、特別支援教育や障害福祉に関する新たな法律の制定など、障害のある子供を取り巻く環境は大きく変化していますが、その変化に適切に対応するための見直しを随時行いながら、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

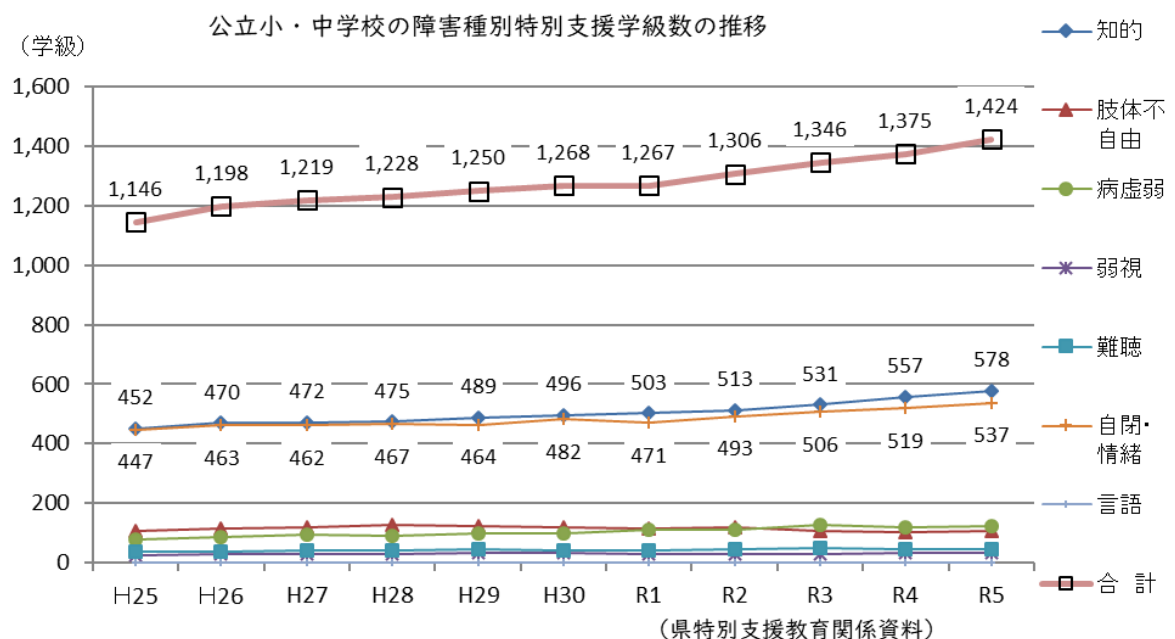
(2) 各学校等の状況

① 小・中学校等

小・中学校等における特別支援学級数は、平成25年度1,146学級から令和5年度1,424学級に増加(24.3%増)し、令和5年度は知的障害と自閉症・情緒障害学級が78.3%を占めています。また、通級による指導を受けている児童生徒数は、平成25年度2,251人から令和5年度4,571人に増加(103.1%増)しています。

多様な学びの場としての特別支援学級や通級指導教室の整備が進み、一人一人の教育的ニーズに応じた特別な支援を提供する環境が整ってきています。

一方で、令和5年度に初めて特別支援学級を担当した教員は217人(全体の24%)、初めて通級指導教室を担当した教員は66人(全体の21%)となっており、特別支援教育を担う教員の専門性向上についての継続的な取組が必要です。また、通常の学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している現状であることから、特別支援教育を担当する教員のみならず、管理職を含めた全ての教員、学校全体で特別支援教育を推進する校内体制の整備が求められます。

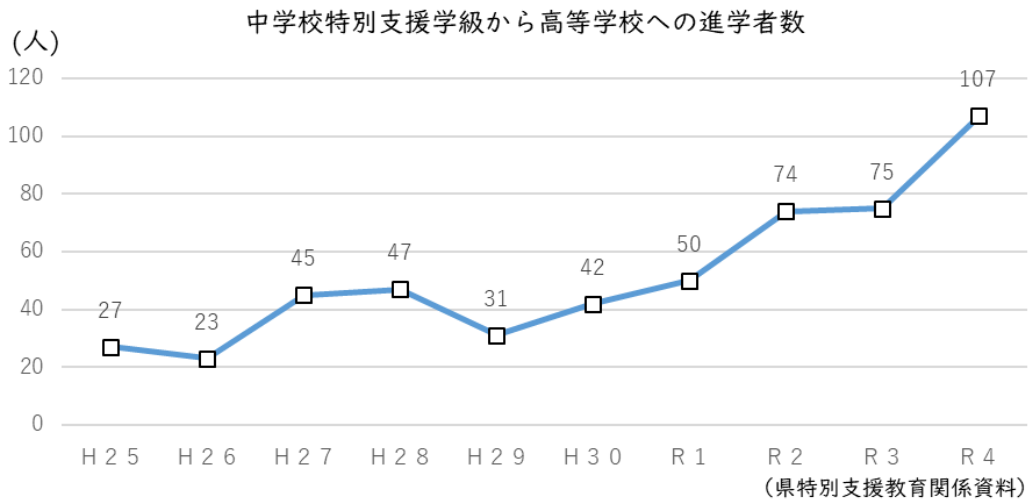


② 高等学校・中等教育学校後期課程

中学校特別支援学級から高等学校・中等教育学校後期課程(以下、「高等学校等」という。)への進学者数は増加傾向にあり、令和4年度は特別支援学級卒業生の25%に当たる107人が高等学校等へ進学しています。また、令和5年度に通級による指導を実施した高等学校等は9校、対象生徒数は36人となり、通級が始まった令和元年度の約3倍に増加しています。

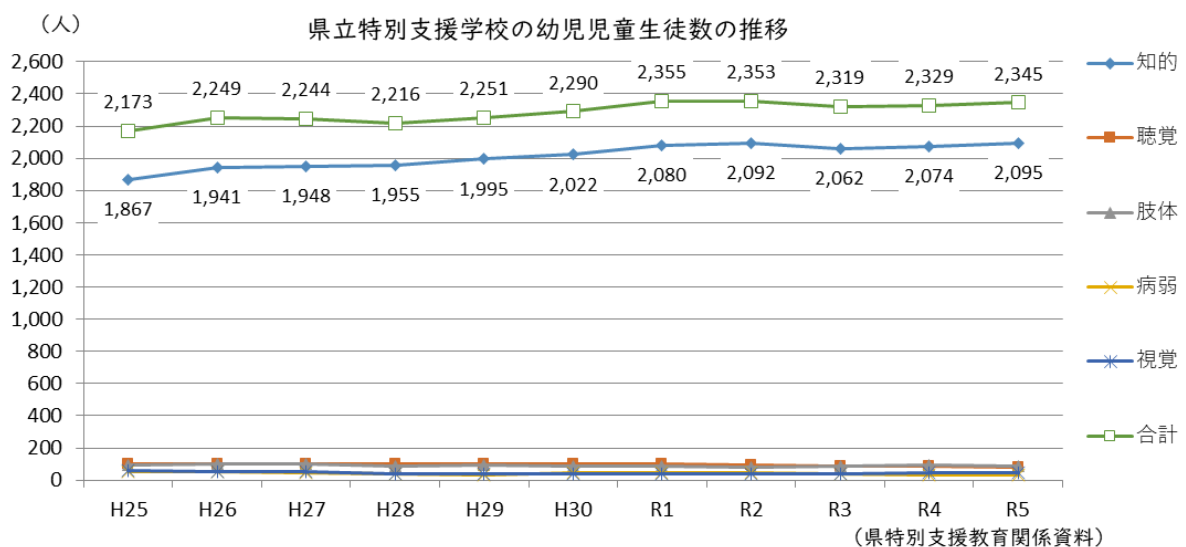
高等学校等においても、特別な支援を必要とする生徒が在籍している現状を踏

まえ、多様な教育的ニーズに対応する特別支援教育コーディネーター^{*14}を中心とした校内体制の整備及び教育課程の工夫、教員の特別支援教育に対する専門性の向上、通級による指導を担当する教員の育成が急務となっています。



③ 県立特別支援学校

県立知的障害特別支援学校の児童生徒数は、平成25年度1,867人、令和5年度2,095人と増加傾向(12.2%増)にあり、教室不足を解消するため、特別教室等を普通教室に転用するなどの対応を行っています。知的障害以外の特別支援学校の幼児児童生徒数は、横ばいから減少基調が続いています。

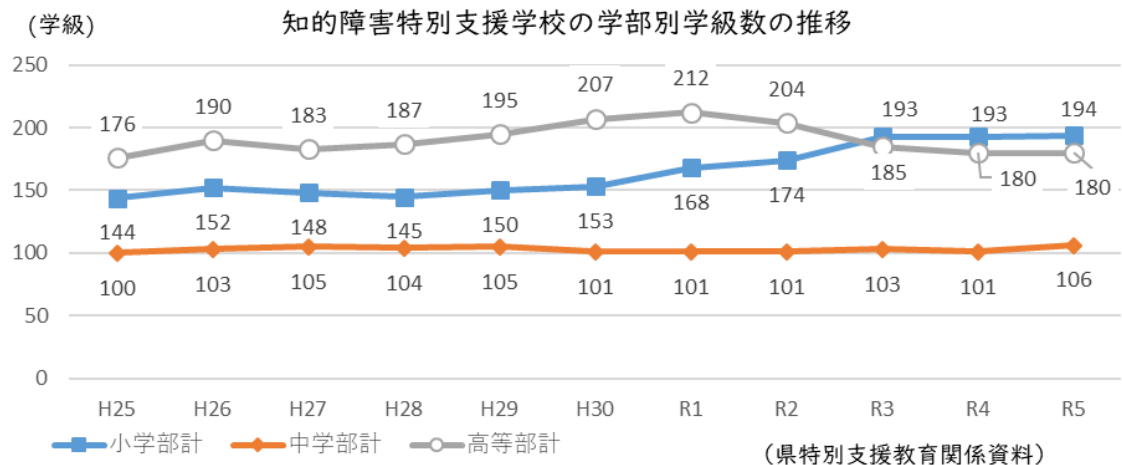


また、学部別学級数は、令和5年度は平成25年度と比較して、小学部は50学級増、中学部は6学級増、高等部は4学級増となっており、小学部学級数の増加が顕著です。

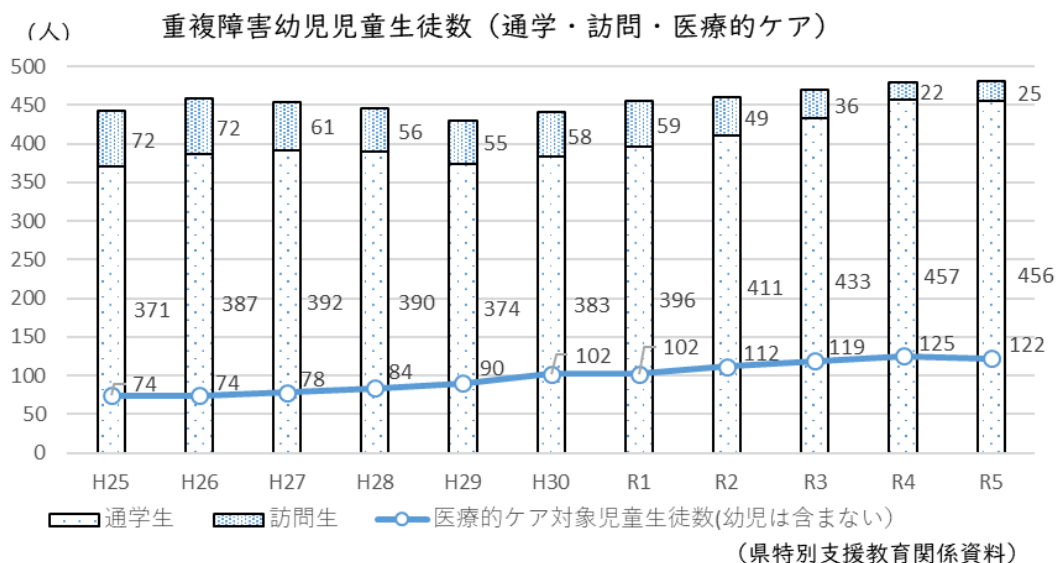
*14 特別支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者

I 第2期宮城県特別支援教育将来構想の策定について
3 特別支援教育を取り巻く状況等



さらに、重複障害幼児児童生徒数は、平成25年度443人から令和5年度481人に増加(8.6%増)し、自宅等で教育を受ける訪問教育対象の児童生徒数は平成25年度72人から令和5年度25人に減少(65.3%減)しています。一方、医療的ケア対象児童生徒数については、平成25年度74人から令和5年度122人に増加(64.9%増)となっています。^{*15}



児童生徒の増加に伴い、特別教室等を普通教室へ転用したことにより、学習内容に合わせた活動が制限されるとともに、重複障害のある児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に伴う教室不足のほか、狭い環境下における、事故などが起きないように、細心の注意を払いながらの教育活動となっています。

こうした状況の解消を図るため、関係市町村の協力等を得ながら、余裕教室等を活用した教室整備や適切な就学支援など、狭隘化の解消へ向けた取組を進めていく必要があります。また、医療的ケアの実施対象校においては、教員及び看護

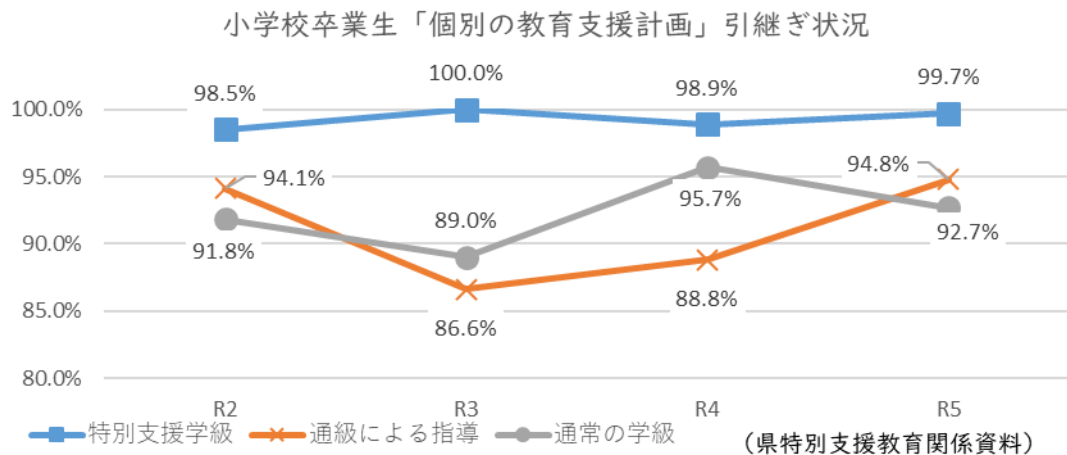
*15 医療的ケア
日常的な吸引や経管栄養、導尿などの医療的な生活援助行為

職員が高度化・複雑化している医療的ケアの内容に対応できるよう、安全・安心な学校の体制づくりを推進していく必要があります。

④ 就学前から学校卒業後まで

幼稚園や保育所等（以下、「幼児教育施設」という。）から県立特別支援学校に寄せられる相談件数は、年間700件から1,000件程度で推移しており、特別支援学校のセンター的機能が一定程度発揮されています。

小学校在学中に個別の教育支援計画^{*16}及び個別の指導計画^{*17}を作成し、中学校又は中学部へ引継いだ割合は、特別支援学級の児童については、ほぼ100%ですが、通級による指導を受けていた児童や通常学級に在籍し特別な支援を必要とする児童については90%程度となっています。また、中学校から高等学校等への引継ぎについては、進学決定後に中・高送り個票や個別の教育支援計画等の活用による十分な情報交換を促しています。



就学前から学校卒業後までのライフステージに応じた必要な支援を行うために、学校段階では個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用が進んでいますが、就学前の段階から作成し、高等学校等卒業の段階まで、それぞれのライフステージの接続期に確実な活用を図る必要があります。

*16 個別の教育支援計画

福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成するもの

*17 個別の指導計画

障害の状態等に応じた、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画

Ⅱ 現構想における成果と課題

目標Ⅰ 自立と社会参加

Ⅰ 乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制の充実

(1) 成果

県立特別支援学校のセンター的機能による相談受付件数は、平成29年度以降、年間6,000件前後で推移し、令和5年度は6,177件、そのうち幼児教育施設からの相談は全体の約13%となりました。また、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への教育相談充実事業においては、年間700件以上の相談等に対応しています。

適切な支援を継続的に行えるよう、幼児教育施設向けの「就学前からつくる個別の教育支援計画～つなぐための作り方と使い方～」を作成し、県内全ての幼児教育施設に配布したことに加えて、支援計画の作成に関する研修会を4回開催し、延べ691人が参加しています。

さらに、視覚障害のある幼児への早期からの教育的支援を行うため、令和4年度に視覚支援学校幼稚部を設置しています。

これらの取組を通じて、乳幼児期からの切れ目ない支援体制の充実を図ってきました。

(2) 課題

乳幼児期からのきめ細かな相談や一貫した支援を行うため、保健、医療、福祉部門や幼児教育施設と家庭との連携体制を強化していく必要があります。また、相談件数が増加している特別支援学校のセンター的機能について、継続的で充実した相談体制とするため、他の関係機関との更なる連携や役割分担が必要になっています。

2 特別支援学校における進路学習の充実

(1) 成果

特別支援学校において、キャリア・パスポート^{*18}を作成し、小学部段階からのキャリア教育が推進されています。

進路学習の充実を図るため特別支援学校において卒業生による進路講話を実施するなど、卒業後の社会生活のイメージづくりに取り組んできました。

進路指導担当者による福祉事業所、ハローワーク、就業・生活支援センター等との連携、特別支援教育コーディネーター等による福祉機関等との連携により、卒業後の社会生活への円滑な移行に取り組みました。また、大学への進学など多様化する進路を見据え、聴覚支援学校の学科改編を行い、令和6年度に普通科を設置しています。

*18 キャリア・パスポート

児童生徒が、自らの学習状況や日常生活等の振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫した教材

(2) 課題

めまぐるしく変化する社会に対応したキャリア教育と進学も含めた多様化する進路先にマッチした進路学習を検討していくことが必要になっています。また、障害者の法定雇用率引き上げに伴い、雇用に積極的な企業が増えていることを踏まえた進路学習、進路ガイダンスなど、より主体的に社会参加・進路選択をする態度を育成することも求められます。特に、中学校から次の段階の学校へのキャリア・パスポートの引継ぎが必要です。

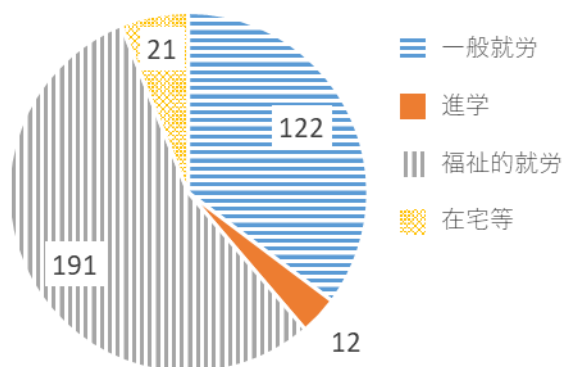
今後は、産業構造や進路を巡る環境の変化等に即した情報を積極的に発信し、新しい分野への就労を視野に入れた進路学習を展開することも望まれます。

3 特別支援学校における就業定着の支援

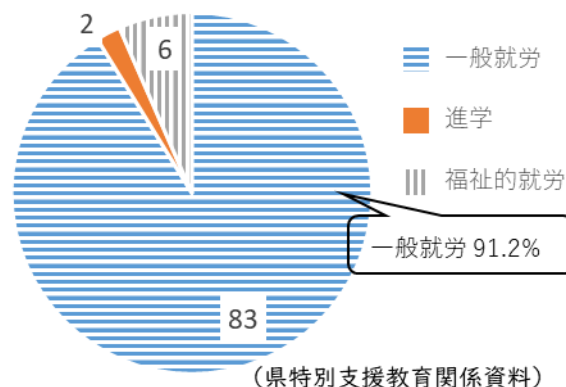
(1) 成果

個別の教育支援計画及び移行支援計画^{*19}を作成・活用し、関係機関等との連携による本人、保護者を含めた移行支援会議を実施することで、学校生活から就業後の生活への円滑な移行につながりました。高等学園の令和5年度卒業生については、一般就労が90%を超えています。また、進路指導担当者を中心に卒業生へのアフターケア（卒業生の職場での悩みの聞き取り、就労先との情報共有等）を実施することにより、高等学園令和4年度卒業生の1年後の職場定着率は82.6%^{*20}となっています。

令和5年度 県立特別支援学校高等部
・専攻科卒業生進路状況【人】



令和5年度 高等学園卒業生
進路状況【人】



*19 移行支援計画

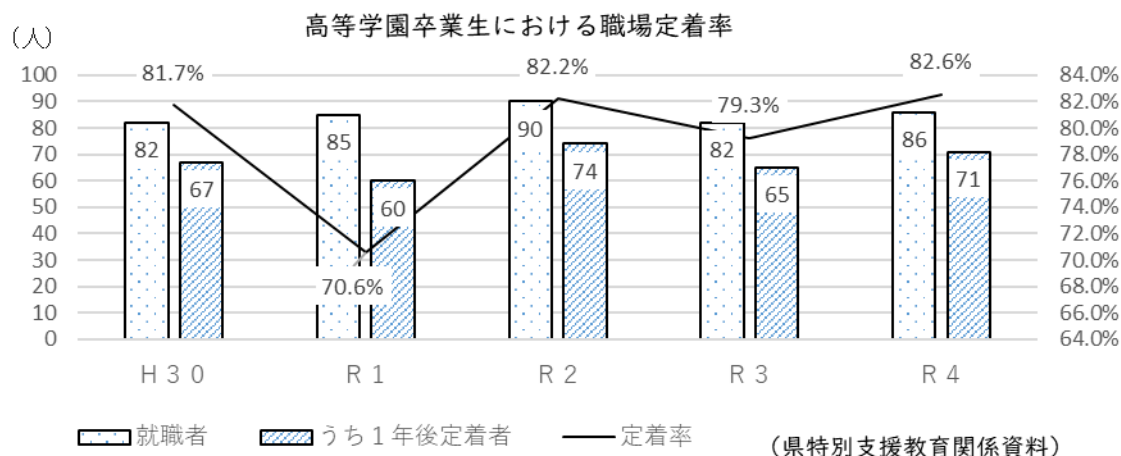
教育機関が中心となって作成する個別の教育支援計画の一つで、学校を卒業して社会へ出る時期の移行期に作成するもの

*20 参考：知的障害者の定着率68.0%

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の調査 平成29年）

Ⅱ 現構想における成果と課題

目標Ⅰ 自立と社会参加



(2) 課題

卒業生への定期的なアフターケアの重要性を認識しつつ、進路担当者の負担も考慮し、関係機関との連携のもと、その役割や連携の在り方について検討していくことが必要になっています。また、就業定着には一人一人の特性に合った進路指導のほか、就業と生活に係る支援充実のため、福祉、医療、行政、労働等関係機関との連携を更に強化していく必要があります。

4 特別な支援を必要とする児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取組の充実

(1) 成果

特別支援学校においては、県障害者スポーツ大会や県特別支援学校陸上競技大会、特別支援学校フットサル大会などへの参加、地域のNPO団体と連携したアート活動等の実施など、在学中から文化芸術・スポーツに親しむといった生涯学習につながる取組を行っています。また、特別支援学校文化祭では、生徒による製品販売やステージ発表を行い、県民に特別支援学校の取組を広く知っていただくとともに、生徒の満足感や自己有用感を高める機会となっています。

特別支援学校の生徒及び保護者を対象とした進路充実事業研修会において、卒業生の体験談や就労先事業所からの話を聞くことにより、将来の自分の姿をイメージすることにつなげることができました。

(2) 課題

卒業後の心豊かな生活を見据え、生涯学習の観点から特別支援学校の教育課程を見直すことが重要です。その際には、地域の関係団体等と連携を図るなど、卒業後もつながりが保てるような工夫が求められます。地域での安定した社会生活を実現するためには、居住地の福祉、医療、行政、労働等関係機関との連携をより密にし、学校から社会への円滑な移行へつなげる取組の充実が必要となっています。

目標 2 学校づくり

1 共に学ぶ教育環境づくり

(1) 成果

平成27年度から9年間にわたり取り組んだ「共に学ぶ教育推進モデル事業」では、モデル校28校（小学校13校、中学校8校、高等学校7校）において、障害の有無によらず児童生徒が共に学ぶための授業づくりや校内支援体制の構築、教職員への理解啓発を進めました。

さらに、特別支援学校の児童生徒が地域の小・中学校等へ出向き交流及び共同学習を行う「^{*21}居住地校学習」の参加人数（特別支援学校）は、平成25年度の309人に対し、令和5年度は412人と、103人の増加となり、交流実施割合も34.1%に増加しました。小・中受入校（居住地校）についても、平成25年度229校から令和5年度271校に増加し、小・中学校等におけるインクルーシブ教育の理解促進につなげることができました。

居住地校学習の実施状況

年度	支援学校数 (実数)	協力校 (実数)	参加人数 (実人数)	参加回数 (延べ回数)	交流 実施 割合	(参加人数/ 小中学部 在籍数)
H25	18 (分校3含む)	229 (小154,中75)	309 (小199,中110)	937 (小617,中320)	30.9%	(309/1001)
H26	19 (分校3含む)	228 (小158,中70)	301 (小199,中102)	815 (小536,中279)	29.4%	(301/1024)
H27	19 (分校3含む)	229 (小158,中71)	313 (小216,中97)	910 (小611,中299)	30.5%	(313/1025)
H28	19 (分校3含む)	237 (小155,中82)	327 (小203,中124)	884 (小551,中333)	31.9%	(327/1026)
H29	20 (分校4含む)	231 (小159,中72)	339 (小249,中90)	912 (小651,中261)	33.8%	(339/1003)
H30	21 (分校5含む)	242 (小169,中73)	316 (小218,中98)	896 (小625,中271)	30.5%	(316/1035)
R1	20 (分校5含む)	250 (小166,中84)	359 (小258,中101)	608 (小446,中162)	35.2%	(359/1021)
R2	22 (分校6校含む)	95 (小61,中34)	132 (小85,中47)	366 (小243,中123)	12.6%	(132/1048)
R3	22 (分校6校含む)	206 (小138,中68)	301 (小208,中93)	528 (小372,中156)	28.3%	(301/1064)
R4	22 (分校6校含む)	234 (小160,中74)	364 (小256,中108)	540 (小381,中159)	31.3%	(364/1163)
R5	22 (分校6校含む)	271 (小176,中95)	412 (小279,中133)	642 (小454,中188)	34.1%	(412/1207)

*21 交流及び共同学習

障害の有無によらず子供が、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習を通じて、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場

(2) 課題

「共に学ぶ教育推進モデル事業」のモデル校における校内支援体制づくりのノウハウの県内全域への発信による、インクルーシブ教育システム構築の理解啓発と支援体制整備のほか、居住地校学習における特別支援学校と居住地校の児童生徒が能動的に関わることができる取組の検討と、実践の蓄積が必要になっています。

さらに、特別支援学校と小・中学校等の交流及び共同学習を促進する観点から副籍制度^{*22}の導入を検討することも望めます。また、ICT機器等を活用した居住地校と特別支援学校の児童生徒の交流機会の拡大などについて検討し、好事例を蓄積していくことも必要です。

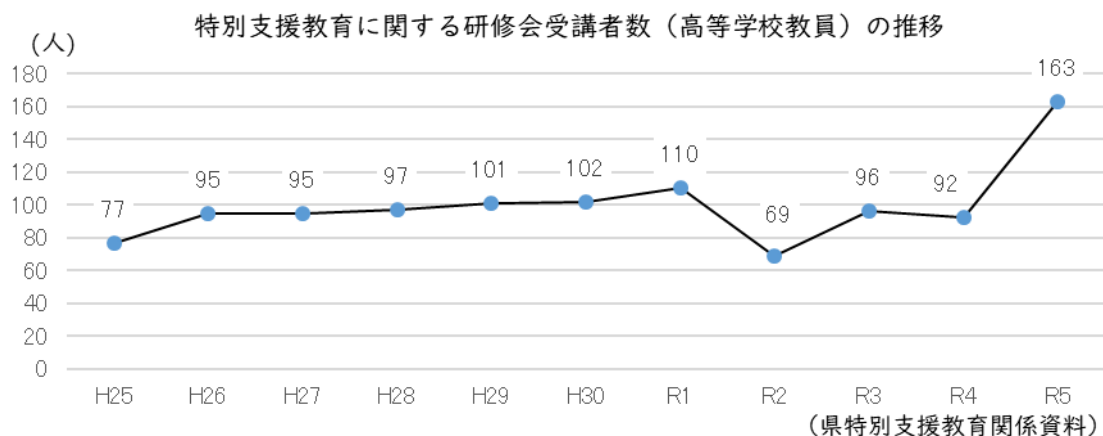
2 特別支援学級や通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実

(1) 成果

特別支援学級及び通級による指導を受けている県内全て（仙台市除く）の児童生徒に係る特別の教育課程の編成について、市町村教育委員会等へ助言等を行いました。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが学校等の要請に応じ、支援の必要な幼児児童生徒に関する教育相談へ対応、校種間の連携調整などを行うことにより、就学前から高等学校等まで切れ目ない支援の実現に取り組みました。その中で、教育的ニーズの判断や整理、福祉や教育の専門機関への橋渡しなど適切な支援体制や教育環境の実現に努めました。また、特別支援学校と高等学校等の特別支援教育コーディネーターが、共に研修会に参加することで、学びを深めるとともに、情報交換・情報共有を行うことで、指導方法や支援体制などに関する専門性を高めることができました。

さらに、高等学校等における特別支援教育のニーズが高まり、コロナ禍の研修会縮小等の影響はありましたが、高等学校等教員の特別支援教育に関する研修会受講が増えています。



^{*22} 副籍制度

特別支援学校の児童生徒が、居住地の小・中学校に副次的な籍をもち、直接交流や間接交流を通じて、居住地とのつながりの維持・継続を図る制度

(2) 課題

小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーターと通級指導担当者の約2割が新担当者であることなどから、より専門性の高い教員の確保や経験に基づくノウハウの確実な継承と、新たな人材の育成のほか、校長等の管理職のリーダーシップのもと、特別支援学級と通常の学級の担任間の連携を含めた指導体制の充実など、校内体制を整備していく必要があります。

高等学校等では、発達障害の可能性のある生徒が一定数在籍しているものの、特別支援学級が設置されていないことなどから、教員の特別支援教育に関する知識や経験が不足している場合があります。そのため、指導のノウハウや就職等に関する知見を有する特別支援学校と高等学校等との連携を強化していくことが必要になっています。その際には、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用や合理的配慮^{*23}の状況等について具体的な取組を進める必要があります。

3 医療的ケアの推進

(1) 成果

医療的ケアが必要な幼児児童生徒が在籍する学校においては、医療的ケアコーディネーター^{*24}等が中心となり、校内の関係職員に対して医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の実態やケアの実施内容に関する研修を実施するとともに、県においては担当する教員が医療的ケアの基本的技術を習得できるよう法定研修を実施するなど、各学校で全教職員が共通理解の下に医療的ケアが行えるよう体制の整備を図りました。

さらに、緊急時マニュアル作成ガイドラインを策定するとともに、事故発生時における対応者の具体的な動きを例示するなど、各学校でより安全・安心な医療的ケアが実施できるよう枠組を整理しました。

(2) 課題

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒は年々増加しているほか、人工呼吸器管理のような高度なケアを必要とする幼児児童生徒が在籍するなど、高度化・複雑化している医療的ケアの内容に対応するため、各学校において中心的な役割を担う医療的ケアコーディネーターや医療的ケアに直接的に関わる看護職員に対して、関連する知識・技術の向上が図れるよう、研修体制を更に充実させていく必要があります。

*23 合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。例えば、教育内容・方法、支援体制等の配慮

*24 医療的ケアコーディネーター

医療的ケアに関して、主治医・看護職員・教員・保護者等関係者との連絡調整などを行うため、校長が教員の中から指名する者

4 ICT機器の活用

(1) 成果

令和元年度から国が進めているGIGAスクール構想^{*25}により、タブレット等の1人1台端末の導入が進んだことで、これまで特別支援教育で個別に取り組まれてきたICT機器を活用した支援や学習指導が、学級や学年の集団に広まり、児童生徒及び教員にとって大変身近になったと言えます。

端末の整備に加え、視覚障害のある児童生徒が情報端末を利用する際にテキストを読み上げるソフトや、重度重複障害のある児童生徒が少ない力で操作できる入力スイッチなどの、児童生徒の障害特性に応じた補助装置の整備を進めました。

ICTにより障害を補い個々の能力を発揮させる取組、障害の状態や特性に応じたプログラミング教育の指導方法の確立などの実践事例の集積に努め、その様子をICT活用実践事例発表会やホームページで公開し共有したほか、長期入院している県立特別支援学校の児童生徒と在籍校とのオンラインによる交流を行い、復学に当たっての不安軽減等につながりました。また、AIDRILを導入することで、教科指導における、切れ目ない学びと学習の質の確保とともに、個別最適な学びの提供と学習の継続を図ることができました。

【県立特別支援学校の小・中学部におけるICT環境整備状況（R6.5月末）】

整備内容	整備率（台数/児童生徒数）
タブレット端末 875台	68.7%
ノートパソコン 476台	37.3%
合計 1,351台	106.0%

(2) 課題

GIGAスクール構想の実現に向けたハード面の整備が大幅に進んだことから、今後は学習指導等におけるICT機器の更なる効果的な活用と同構想による一過性の活用に終わらせることなく、障害種別や児童生徒の発達段階及びICTスキルに応じた取組を継続していくことが必要になっています。また、情報端末を活用した家庭学習、クラウド上のデータ活用など、児童生徒が主体的に学習に取り組むことができる個別最適な学びの実現に向けた、専門家による助言やサポートが必要です。

さらにICT機器活用による指導を充実させるためには、教員のスキル向上が必要であり、ICT機器に関する情報提供のほか、ICT環境整備や情報セキュリティ等について相談できる体制の整備が求められます。

*25 GIGAスクール構想

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現するもの

5 教員の専門性・指導力の向上

(1) 成果

県立特別支援学校における、令和5年度の特別支援学校教諭免許状保有率は81.1%であり、平成25年度の64.6%から16.5ポイント増加しました。

特別支援教育に関する専門性向上のため、総合教育センターを中心に全ての教員を対象とした研修や職責に応じた研修を充実させたほか、外部専門家を各学校に派遣した校内研修支援、校内体制の充実に取り組んできました。また、令和6年1月に「みやぎの教員に求められる資質能力（平成30年3月宮城県教育委員会）」を改定し、「発達障害を含む障害等への理解」や「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」の記述を加えて、特別支援教育を校長などの管理職を含め全ての教員に求められる資質能力として明確に位置付けました。

教員採用の段階では、特別支援学校教諭の免許状取得要件による加点制度を設け、より専門性の高い教員の採用に取り組んでいます。

(2) 課題

全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性を高める研修の実施のほか、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室担当者向けの研修を充実していく必要があります。

小・中学校等の特別支援学級では、担任が替わる際に、培った専門性や授業づくりのノウハウ等が組織的に蓄積されない傾向があります。このため、特別支援学級の担任だけではなく、管理職のリーダーシップのもとに、学校全体で特別支援教育を推進する校内体制を整備していくことが必要です。また、令和5年度の全国の特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率は87.2%で、全国平均を下回っているほか、小・中学校等の特別支援学級において、令和5年度の特別支援学校教諭免許状保有率は38.8%に留まっており、保有率を更に上げる取組が必要となっています。

その他、特別支援学級や通級指導教室担当者は、授業研究や公開授業などの機会が少ないことに加え、指導力向上には研修の受講が必要なものの、校内体制や児童生徒の実態等により、研修に参加しにくい環境であることから、オンラインによる研修やOJTなど多様な実施方法を検討していく必要があります。

6 教育環境整備の推進

(1) 成果

仙台圏域において、秋保かがやき支援学校を新設するとともに、市町村立学校の余裕教室等を活用して利府支援学校塩釜校、小松島支援学校松陵校及び名取支援学校名取が丘校の各分校を設置することにより、域内の県立知的障害特別支援学校の狭隘化の緩和を図りました。これにより、市町村立学校の一部を借用して設置した分校においては、設置先の学校との行事や交流学习を通じて、自然な形で児童同士の交流が行われました。

さらに、軽度の知的障害のある生徒のニーズに対応するため、女川高等学園及び岩沼高等学園川崎キャンパスを開校するとともに、小牛田高等学園への仮設校舎設置や秋保かがやき支援学校への産業技術科設置などの取組を進めました。

(2) 課題

令和3年9月に公布された特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準となる「特別支援学校設置基準」では、既存施設については当分の間、設置基準によらないことができるとされましたが、可能な限り速やかな対応に努めることが求められています。この設置基準に基づき、令和6年度の幼児児童生徒数により校舎等の必要面積を試算したところ、県立特別支援学校26校中、校舎については9校、運動場については15校において基準を下回る結果となりました。また、令和5年10月に文部科学省が実施した教室不足調査では、本県において今後62教室（うち1教室は仙台市立鶴谷特別支援学校分）の整備が必要という結果となりました。（資料A・B 本書33・34頁）

このような状況において、各学校では教室不足による学習指導や安全管理の面での課題が生じているため、狭隘化対策を推進していく必要があるとともに、軽度の知的障害のある生徒のニーズへの対応については、今後も中学校特別支援学級の在籍者数が増加する見込みであることから、県立特別支援高等学園の定員や入学者選考の見直しなどを検討していく必要があります。

目標3 地域づくり

Ⅰ インクルーシブ教育システムの推進

(Ⅰ) 成果

平成16年度から続く居住地校学習の交流実施割合は、平成27年度以降30%台を維持しており、令和元年度は35.2%まで増加しました。新型コロナウイルス感染症拡大により、実施割合は一時低迷しましたが、令和5年度は34.1%まで持ち直しています。小・中学校等の協力校も平成26年度の228校から令和5年度は271校まで増加していることから、小・中学校等の児童生徒や教員、保護者へのインクルーシブ教育の理解促進につながっています。また、児童生徒にわかりやすいユニバーサルデザイン^{*26}の視点を取り入れた授業づくりをモデル的に実施し、共に学ぶ仕組みづくりに取り組みました。

*26 ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること

さらに、特別支援学校へのコミュニティ・スクール^{*27}導入により、今まで学校教育の範囲内で広げてきたインクルーシブ教育の理解促進が、地域社会へとより広がりやすくなることが期待できます。

(2) 課題

地域に根差したインクルーシブ教育の実現に向けての居住地校学習における交流及び共同学習の充実、共生社会の実現に向けてのコミュニティ・スクールの取組の拡充などを進めていく必要があります。また、県立特別支援学校の狭隘化対策として市町村立学校の一部を借用して設置した分校について、インクルーシブ教育システムの視点による教育課程の工夫、特別支援学校と小・中学校等の交流及び共同学習の促進を目的とした副籍制度の導入を検討していくなどの取組が望まれます。

2 市町村教育委員会への支援

(1) 成果

市町村教育委員会が担う就学事務を支援するため、平成26年に「教育支援の手引」を作成し、改訂を重ねながら、市町村教育委員会に配布し、活用を促しているほか、就学事務担当者を対象に就学手続きに関する研修会を実施しています。

市町村教育委員会での就学に係る困難事案について助言を行う就学相談会の開催のほか、就学支援審議会を設置し、市町村教育委員会からの相談対応への体制づくりを進めています。

特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーターが幼児教育施設及び小・中学校等の相談・支援を行ってきたことにより、教員の特別支援教育に関する専門性の向上につながりました。

(2) 課題

市町村教育委員会が担う就学事務については、障害や教育課程の理解などが必要となり、退職教員を含めた専門性を有する担当者の配置が望まれます。また、市町村教育委員会及び教育事務所における研修等、専門性の維持向上に対する支援を継続していく必要があります。

3 特別支援教育の推進に向けた理解啓発

(1) 成果

本県の特別支援教育の概況と就学手続き等を記載したリーフレット「宮城の特別支援教育」を作成し、ホームページ上で公開することにより、障害のある幼児児童生徒の教育について適切な理解啓発を図りました。

^{*27} コミュニティ・スクール

「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。

平成30年度から特別支援学校文化祭を開催し、ステージ発表や作品展示などを通して、特別支援学校や障害のある幼児児童生徒の学習活動を広く県民に啓発したほか、総合教育センターにおいて県民を対象とした「特別支援教育公開講座」を年2回実施し、特別支援教育の理解促進に努めました。

さらに、「宮城県障害者雇用支援のつどい」を開催し、障害者雇用の優良事業所や優秀な勤労実績を有する障害のある人を表彰するほか、講演会の開催など県内企業等に対する障害のある人の雇用について啓発を図っています。

(2) 課題

特別支援教育に関する理解が高まり、障害のある幼児児童生徒の多様な学びの場が広く認知され、就学や進学を選択肢が広がりを見せています。更なる理解促進を進めるためには、様々なメディア（SNS等）やイベント等を活用して特別支援教育に関する情報を提供していくことが求められます。

Ⅲ 構想の基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての幼児児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

国の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告(令和3年1月)」では、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させるため、引き続き「障害のある子供とない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備」、「障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備」を着実に進め、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指すとしています。また、県には個別最適な学びの実現が求められています。

これまで本県では、平成17年7月に「宮城県障害児教育将来構想」、平成27年2月に「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、特別支援教育の推進に努めてきました。

さらに、本県の教育施策を総合的かつ体系的に推進するため、令和6年3月に策定した「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」^{*28}では、目指す姿の実現に向けて、特別支援教育に関して「多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進」の基本方向のもと、「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」、「多様性を尊重し共に学び合う教育の推進」に取り組むこととしています。

一方、現構想の課題でも述べた「在籍する児童生徒数の増加に伴う県立知的障害特別支援学校の狭隘化への対応」、「一人一人の教育的ニーズへの対応として、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備」、「医療的ケアを必要とする児童生徒への支援」、「教員の特別支援教育に関する専門性の向上」、「特別支援教育に関する県民の理解促進」などが引き続き求められています。

今回策定する将来構想においては、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進により、公平性を高め、特別な配慮や支援を必要とする全ての幼児児童生徒が、地域において教育を受けることで、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を、県として総合的に支援していくため、基本的な考え方

*28 目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

を「障害の有無によらず、全ての幼児児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」とするものです。

なお、基本的な考え方については、国の考え方や現構想における課題等を踏まえた上で、現構想から継承しています。

Ⅳ 今後の特別支援教育の進め方

基本的な考え方のもと、特別な配慮や支援を必要とする全ての幼児児童生徒が、主体的に社会参加できるよう自ら考え、判断できる力を身に付けるとともに、心豊かな生活を送ることができる共生社会の実現に向けた関係者の理解促進を図るため、「自立と社会参加」、「誰一人取り残さない学校づくり」、「誰もが認め合う地域づくり」の3つを目標に掲げ、施策を推進していきます。

目標Ⅰ 自立と社会参加

幼児児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導及び支援体制の整備

Ⅰ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

(1) 乳幼児期の連携

乳幼児健診等を活用するなど、早期から乳幼児の状況を的確に把握し、地域で切れ目なく支援を受けられるよう、教育、福祉、医療機関等との連携を一層深めます。

具体的には、特別支援連携協議会や広域特別支援連携協議会を通して市町村における特別支援教育の推進、市町村特別支援連携協議会の設置を働き掛けるとともに、関係部局の連携による支援体制を構築します。

(2) 就学前（幼児教育施設）の連携

幼児教育施設が適切な支援を継続的に行えるよう、園内委員会^{*29}の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、園内体制の整備や関係機関との連携等を働き掛けます。また、幼児教育の観点から特別支援教育を充実するため、教職員や特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修機会の充実を図ります。

併せて、小学校教育への円滑な接続は重要であり、特別な配慮や支援を必要とする幼児やその保護者が、適切な支援を地域で切れ目なく受けることができるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画等の作成・活用を働き掛けます。

*29 園内委員会

各園において、園長のリーダーシップのもと、園内の支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児の実態把握や支援方策の検討等を行うため、園内に設置する特別支援教育に関する委員会

(3) 就学中の連携

就学中においても、個別の教育支援計画等を活用し、福祉、医療、労働等の関係機関と連携して、特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者に対し、積極的に情報提供や支援を行います。特に、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所との連携を強化していきます。

さらに、全ての特別な配慮や支援を必要とする児童生徒のキャリア教育を充実させるために、早期から卒業後を見据え、保護者や身近な教員以外の大人とコミュニケーションを取る機会のほか、自己肯定感を高める経験となる、職業体験を行う機会等を確保するとともに、地域の関係機関等と連携した就労支援の充実を図ります。

学校間の連携では、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が受けている学習指導の内容や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画を活用して引継ぎ、各学校における適切な指導の充実につなげます。

加えて、個別の教育支援計画の作成や合理的配慮の検討に当たっては、保護者、学校、関係する支援者等により行うとともに、児童生徒本人の参画を促し、自ら選択する力と自ら意思を表明する力を育成します。

(4) 卒業後の連携

卒業後の生活を安定したものとするため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、必要な配慮について、関係機関に情報が確実に引継がれるよう努めます。教育における個別の教育支援計画、福祉におけるサービス等利用計画や事業所の個別支援計画、労働における移行支援計画を活用し、特別支援学校、企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携した就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実を努めます。

2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実

(1) 生涯学習の推進のための取組の充実

特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が生涯を通じて、教育や文化芸術活動、スポーツ活動などを様々な機会に親しむことができるよう、専門家等の外部講師を招いた授業の実施など、在学中から生涯学習を行うための素地を培う機会の充実を図ります。特に、高等部段階においては、卒業後の生活を見据えた教育課程や指導内容の見直し等についての具体的な取組を推進します。

また、誰もが障害の有無によらず学び続けることができる持続可能な仕組みづくりのため、障害者の生涯学習に関する研修を開催するほか、障害者が地域の一員として学ぶための学習プログラムの開発を行う市町村等の支援に取り組みます。

(2) 卒業後の充実した余暇活動のための支援

卒業後も生涯学習や余暇活動の機会を充実するため、「みやぎ県政だより」や「まなびのWEB宮城」等を通じて社会教育や学習機会に関する講座やイベントなどの情報発信に努めます。

(3) 卒業後の可能性を広げるための支援

卒業後の進学や就労等の可能性が広がるよう、就学中からキャリア・パスポート等の活用により、児童生徒に学ぶことと自己の将来とのつながりを見通すことを促しつつ、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成します。また、高等部・専攻科段階においては、本人のニーズや障害の特性に応じた職種の資格取得や高等教育への進学を支援します。

目標２ 誰一人取り残さない学校づくり

幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

Ⅰ 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現

(1) 県立特別支援学校における教育環境の整備

国が定める「特別支援学校設置基準」に基づく各学校の必要面積の充足率や令和５年１０月に文部科学省が実施した教室不足調査の結果等を踏まえ、今後の児童生徒数の推計等を考慮した上で、県立知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図っていきます。そのため引き続き県有財産や統廃合により使用が見込まれない小・中・高等学校の校舎、余裕教室などを活用した分校設置等を含めた教育環境の整備を進めます。

また、経年劣化により構造耐力が低下している既存校舎等の改築や改修など老朽化対策に関する計画等を考慮した上で、狭隘化の解消とあわせて一体的な対策を講じることを検討します。そのほか、複数の障害種部門の併置・併設などについても検討を行います。

(2) 学びの場を主体的に選択できる進路支援の充実

特別な配慮や支援を必要とする生徒が中学校卒業後の進路を選択する際に、進路先についての十分な情報を得られるよう、高等学園等の合同説明会を実施するとともに、中学校の生徒及び進学担当教員に対するウェブページやＳＮＳを活用した情報発信に努めます。

また、生徒本人が主体的に希望進路を幅広く選択できる高等部等の入学者選考の在り方を検討します。

(3) ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

障害の状態と特性等に応じたきめ細かな指導及び支援、個々の能力を伸ばすための高度な学びの機会を提供するとともに、デジタルデバインド^{*30}の解消を目指したICT活用を推進します。

*30 デジタルデバインド

情報格差（ICTを利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差）

視覚障害や聴覚障害に対応したＩＣＴ機器の活用、意思の表出やコミュニケーションの手段及び遠隔による指導への活用のほか、在宅就労など新たな働き方に対応したキャリア教育・進路指導の充実への活用など、ＩＣＴ機器の日常的な活用により効果的な指導及び支援ができるよう取り組みます。

(4) 小・中学校等における特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の学びの充実

発達障害を含む特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることなどを踏まえ、合理的配慮の提供や担任と特別支援教育コーディネーターの連携による支援など、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた必要な支援を行います。

さらに、全ての児童生徒に分かりやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営や授業づくりを推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。

通級による指導では、自立活動の内容を参考にした特別の教育課程を編成し、在籍する通常の学級と連携した個に応じた支援を行います。

特別支援学級では、自立活動を取り入れた教育課程を編成し、自立活動の時間を確保するなど、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。また、特別支援学級の児童生徒が、在籍する学校の通常の学級の一員としても活動する取組が実施できるよう、交流及び共同学習の推進を市町村教育委員会に働き掛けます。

(5) 高等学校等における特別な配慮や支援を必要とする生徒の学びの充実

全ての教職員が特別な配慮や支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、学ぶ過程において生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的に行います。また、インクルーシブ教育の充実について検討していきます。

特別な配慮や支援を必要とする生徒に対しては、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員を中心に、校長のリーダーシップのもと、適切な教育相談の実施や合理的配慮の提供を行います。特に、義務教育段階から行われている必要な支援が、入学後も切れ目なく行われるよう、生徒や保護者の意向にも配慮し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用します。

さらに、全ての生徒に分かりやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営や授業づくり、障害の状態に応じたＩＣＴの活用等により、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。

通級による指導においては、学習上又は生活上の困難のある生徒が、安定した学校生活や集団活動が行えるよう、学校の特色と生徒の教育的ニーズに応じた特別な

教育課程を編成し、自立した社会生活を目指す自立活動の指導など、きめ細かな指導及び支援を行います。

また、小・中学校等における指導や合理的配慮の状況などを高等学校等へ十分な引継ぎを行うことができるよう、支援体制の充実を図ります。

(6) 安全・安心な医療的ケアの実施体制等の整備

これまで以上に高度化・複雑化している医療的ケアの内容に対応するため、特別支援学校で中心的な役割を担っている医療的ケアコーディネーターに対して、教職員と看護職員の連携やそれぞれの役割などに関する研修を実施します。また、医療的ケアへ直接的に携わる看護職員に対して、より専門的な研修を通して、知識・技術の向上を図ることで、これまで以上に安全・安心な医療的ケアが実施できる体制の整備を進めていきます。

さらに、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対する通学支援や指導的な役割を担う看護職員の育成など、他の自治体における取組などを参考にし、今後更に医療的ケアを行う体制の充実が図れるよう、検討を進めていきます。

加えて、小児慢性特定疾病児童等及びその家族、関係者からの療養や就学・就労等に係る相談に対応するとともに、小児慢性特定疾病児童等を支援する教育機関関係者に対する疾病に係る周知啓発等により、相談支援体制を整備し、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進に努めます。

2 学習の質を高めるための教員の専門性向上

(1) 全ての教員の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮等に関する理解の促進

全ての教員には、発達段階における特徴及び障害の特性等を踏まえた指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識のほか、合理的配慮に対する理解等が求められます。

そのため、研修や計画的な採用・人事異動などにより専門性の高い人材の育成・確保に努めます。

(2) 特別支援教育を担う教員の専門性の向上と蓄積

特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の幼児児童生徒が在籍しているとともに、障害の状態等が個々に異なり、重複障害のある幼児児童生徒も多いことから、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導が求められています。また、通級による指導や特別支援学級の担当教員には、通常教育課程に基づく指導力を基盤として、特別教育課程の編成、個別教育支援計画と個別指導計画の作成及び障害の特性等に応じた指導方法のほか、自立活動を実践する

力、保護者支援、関係機関との連携に関する専門性が求められています。

そのため、研修機会や内容の充実、校内の支援体制整備を図り、教員の特別支援教育に係る専門性を向上させるとともに、引き続き免許法認定講習の集中開設等を行い、特別支援学校教諭免許状の保有率向上を促進します。

(3) 職能や教職経験年数に応じた特別支援教育に関する教員の資質能力の向上

教職員研修計画に基づく基本研修や専門研修のほか、「みやぎの教員に求められる資質能力」に位置付けられた発達障害を含む障害等への理解など幼児児童生徒を多面的・総合的に理解する視点等を体系的に取り入れた研修を、教職員の負担を考慮しつつ実施します。また、学校等からのニーズに対応した研修を進めます。

併せて、学校全体で特別支援教育に取り組む観点から、学校経営の改善・充実にもつながるよう、管理職を対象とした研修の機会や内容の充実など、特別支援教育を組織的・実践的に推進します。

さらに、幼児児童生徒に対し、適切な支援を継続的に行うために重要な役割を担う特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の一層の充実を図ります。

加えて、国立特別支援教育総合研究所等の研修へ教員を派遣するなど、特別支援教育に高い専門性を有する人材の育成に取り組みます。

(4) 専門性向上を支える校内体制の整備

教員の専門性向上には研修の充実が必要なことから、校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心として組織的に校内研修を計画し推進できる体制を整えます。また、総合教育センター等が開催する研修に教員が計画的に参加できるようバックアップ体制を整備します。加えて、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターは、センター的機能を果たす上で、重要な役割を担っていることから、専門性向上の取組について検討していきます。

さらに、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、公認心理師等の外部専門家の専門性を活用し、校内でのケース会議や検討会を通して教員の実践的な力の向上に取り組みます。

目標 3 誰もが認め合う地域づくり

生活の基盤となる地域社会への参加を促進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

Ⅰ 共生社会の実現を目指した理解促進

(1) インクルーシブ教育の更なる推進

障害の有無によらず児童生徒が可能な限り共に教育を受けられる条件の整備と、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の生活の基盤となる地域社会への参加を見据え、交流及び共同学習を更に推進します。その際、小・中学校等においては、教科学習について、障害の状態等を踏まえ、特別支援学校の児童生徒と共同で実施することが可能なものは、年間指導計画等に位置付けて計画的に実施できるよう働きかけます。

さらに、特別支援学校の児童生徒が地域の学校に副次的な籍を置く副籍制度をモデル的に導入し、地域社会とのつながりを深めることに取り組むとともに、交流及び共同学習を発展的に進めるインクルーシブな学校運営の在り方について検討を進めます。

(2) インクルーシブ教育の推進に向けた理解啓発

交流及び共同学習を更に推進することにより、学校と保護者及び地域に対するインクルーシブ教育への理解と啓発を進めます。また、特別支援学校のコミュニティ・スクール設置を推進し、地域社会と特別支援学校が一体となって魅力ある学校づくりを進めていくことで、地域からの関心を高め、共生社会の実現に努めます。

さらに、特別支援学校文化祭の開催、みやぎ出前講座における特別支援教育に関するメニューの設定など、広く県民への啓発活動を継続します。

(3) 特別支援学校が地域において果たす役割の強化

特別支援学校が地域において果たす特別支援教育のセンター的機能の他に、次の役割を強化します。

- ・ 関係団体との連携を深めた作業学習や職場体験を通して、地域における特別支援教育への理解促進を図ります。
- ・ 地域コミュニティの活性化に貢献するよう、地域に開かれた施設運営、地域と密着した学校行事運営などに取り組みます。

2 市町村教育委員会へのサポート

(1) 研修等事業の充実

特別支援学校のセンター的機能を生かした、市町村教育委員会が行う特別支援教育に関する研修事業等への支援のほか、総合教育センターを中心とした、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターに対する研修事業の充実を図ります。

通級による指導や特別支援学級の授業研究や授業づくりに対して、各教育事務所を通して研修支援を行います。

(2) 就学における相談支援の充実

市町村教育委員会が実施する就学手続においては、本人や保護者が正確な情報を基に、就学先を選択できることが重要です。そのため、小学校や特別支援学校双方で受けられる教育内容や支援体制、合理的配慮の提供、卒業までの児童生徒の成長の見通し等について情報提供を行うよう、市町村教育委員会に働き掛けます。

その際、市町村教育委員会が適切に学びの場の検討を行えるよう、県が作成している「就学支援の手引き」の活用促進と内容充実に努めます。

(3) 医療的ケアの実施等に関する支援

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が地域の小・中学校等へ就学できる環境を整備するため、宮城県医療的ケア児等相談支援センター（ちるふぁ）等の関係機関とも連携の上、研修会等を通して必要な情報を市町村教育委員会へ提供していくとともに、医療的ケアを実施する際の個別の相談対応などに取り組んでいきます。

さらに、小児慢性特定疾病児童等が適切な療養を確保しながら就学できる環境を整備するため、小慢さぼーとせんたー等の関係機関と連携の上、研修会等を通して必要な情報を市町村教育委員会へ提供していくとともに、小児慢性特定疾病児童等に関する個別の相談に対応していきます。

V 第2期宮城県特別支援教育将来構想の施策体系

◆特別支援教育を取り巻く状況等

I 児童生徒数等

- ◇小・中学校等
 - ・特別支援学級（74.3%増）
H25：2,675人⇒R5：4,663人
 - ・通級による指導（103.1%増）
H25：2,251人⇒R5：4,571人
- ◇特別支援学校
 - ・県内（全障害種）（9.5%増）
H25：2,474人⇒2,709人
（全体の幼児児童生徒が減少しているが増加）
 - ・県立特別支援学校（7.9%増）
H25：2,173人⇒R5：2,345人
 - ・仙台圏域の知的障害特別支援学校児童生徒見通し
R5：1,591人⇒R14：2,027人
（ピーク時）
 - ・仙台圏域以外の知的障害特別支援学校児童生徒見通し
R5：828人⇒R14：1,178人
（ピーク時）
- ◇県立特別支援学校狭隘化の状況
 - ・R6児童生徒数における充足率未達成
校舎：9校/26校中
運動場：15校/26校中
- ◇県立特別支援学校高等部・専攻科卒業生の進路状況
 - ・R5卒業生：福祉的就労55.2%、一般就労35.3%、進学3.5%

2 各学校等の状況(課題)

- ◇小・中学校等
 - ・特別支援教育を担う教員の専門性向上への継続的な取組
 - ・特別支援教育を推進する校内体制の整備 等
- ◇高等学校等
 - ・多様な教育的ニーズに対応する校内体制の整備
 - ・特別支援教育を担う教員の専門性向上 等
- ◇県立特別支援学校
 - ・狭隘化の解消へ向けた取組の推進 等
- ◇就学前から学校卒業後まで
 - ・個別的教育支援計画等の就学前段階からの作成、高等学校等卒業段階までの活用 等

◆現構想における成果と課題

目標1 自立と社会参加

- 1 成果
 - ・「就学前からつくる個別的教育支援計画～つなぐための作り方と使い方～」等による乳幼児期からの切れ目ない支援体制の充実
 - ・キャリア・パスポートによる小学部段階からのキャリア教育の推進
 - ・移行支援会議による就業後の生活への円滑な移行、アフターケアによる職場への定着
 - ・特別支援学校文化祭開催による学校の取組への県民の認知向上、生徒の自己有用感の向上 等
- 2 課題
 - ・一貫した支援のための、保健、医療、福祉部門や幼児教育施設との連携体制強化
 - ・社会の変化に対応したキャリア教育、多様化する進路先に対応した進路学習の検討
 - ・福祉、医療、行政、労働等関係機関との連携による就業と生活の支援充実
 - ・卒業後の心豊かな生活を見据えた、生涯学習の観点からの特別支援学校の教育課程の見直し 等

目標2 学校づくり

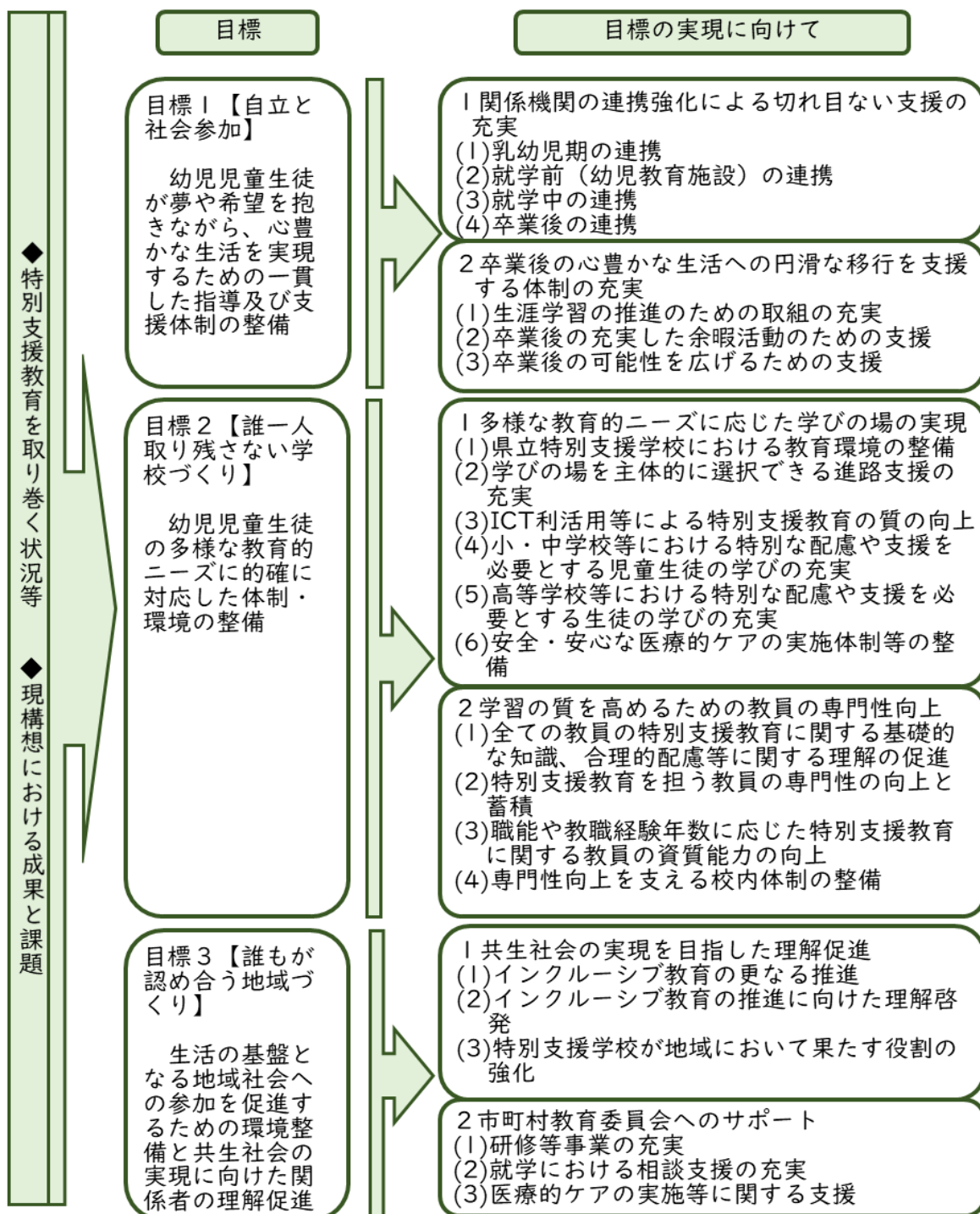
- 1 成果
 - ・共に学ぶための授業づくり・校内支援体制の構築、教職員の理解啓発
 - ・特別支援教育コーディネーター等による就学前から高等学校等まで切れ目ない支援の実施
 - ・医療的ケアコーディネーター等による医療的ケア実施体制の整備
 - ・A Iドリル導入による切れ目ない学びと学習の質の確保
 - ・県立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率の向上
 - ・県立特別支援学校の新設、市町村立学校余裕教室の活用による狭隘化の緩和 等
- 2 課題
 - ・共に学ぶための校内支援体制づくりのノウハウ等の県内全域への発信によるインクルーシブ教育システム構築の理解啓発
 - ・校長等のリーダーシップによる特別支援学級と通常学級の担任間の連携を含めた指導体制の充実
 - ・医療的ケア対象幼児児童生徒の増加及び高度化・複雑化する医療的ケアへの対応
 - ・障害種別、発達段階及びICTスキルに応じた取組の継続
 - ・全ての教員に求められる専門性向上のための研修等の充実
 - ・県立特別支援学校の狭隘化対策の推進 等

目標3 地域づくり

- 1 成果
 - ・居住地校学習実施小・中学校の増加に伴う教員、保護者等へのインクルーシブ教育の理解促進
 - ・「教育支援の手引」による市町村が担う就学事務への支援
 - ・「宮城の特別支援教育」(リーフレット)による理解啓発 等
- 2 課題
 - ・地域に根差したインクルーシブ教育の実現に向けた居住地校学習における交流及び共同学習の充実、共生社会の実現に向けたコミュニティ・スクールの取組の拡充
 - ・市町村教育委員会等における研修等への支援継続
 - ・特別支援教育の更なる理解促進のための情報提供 等

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進により、公平性を高め、特別な配慮や支援を必要とする全ての幼児児童生徒が、地域において教育を受けることで、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を総合的に支援していくため、基本的な考え方を現構想から継承

第2期宮城県特別支援教育将来構想の基本的な考え方
障害の有無によらず、全ての幼児児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。



資料 A

○ 既存校の校舎及び運動場面積と設置基準必要面積の状況 (R6. 5. 1現在)

学校名	設置基準による必要面積					現有面積					充足率	
	幼・校舎	小中・校舎	高・校舎	①校舎計	②運動場	幼・校舎	小中・校舎	高専・校舎	③校舎計	④運動場	③/①校舎	④/②運動場
視覚（仮設校舎）	190	1,398	480	2,068	3,600		改築工事中		4,168	2,200	202%	61%
聴覚	314	1,430	500	2,244	3,600	415	4,776	3,953	9,144	6,614	407%	184%
聴覚小牛田	170	950	0	1,120	2,400	106	1,634	0	1,740	0	155%	0%
光明	0	4,486	3,214	7,700	3,600	0	5,213	4,935	10,148	4,774	132%	133%
船岡	0	2,440	2,124	4,564	3,600	0	3,779	3,906	7,685	1,975	168%	55%
拓桃（肢体）	0	1,732	0	1,732	3,600	0	5,333	0	5,333	0	308%	0%
拓桃（病弱）												
西多賀（病弱）	0	1,214	547	1,761	3,600	0	3,825	0	3,825	0	217%	0%
西多賀（知的）												
山元（病弱）	0	1,556	591	2,147	3,600	0	3,484	452	3,936	4,061	183%	113%
山元（知的）												
金成	0	1,394	666	2,060	3,600	0	3,213	404	3,617	3,539	176%	98%
角田	0	2,258	1,414	3,672	3,600	0	3,009	404	3,413	6,834	93%	190%
角田白石校	0	1,124	0	1,124	3,600	0	338	0	338	0	30%	0%
石巻	0	2,960	1,898	4,858	3,600	0	3,859	2,599	6,458	9,947	133%	276%
気仙沼	0	1,907	512	2,419	3,600	0	2,026	1,306	3,332	1,473	138%	41%
古川	0	4,503	2,228	6,731	3,600	0	2,111	2,211	4,322	0	64%	0%
名取	0	4,078	2,162	6,240	3,600	0	3,533	1,798	5,331	1,137	85%	32%
名取名取が丘	0	1,637	0	1,637	2,400	0	1,308	0	1,308	0	80%	0%
小牛田	0	0	2,040	2,040	3,600	0	0	3,373	3,373	7,000	165%	194%
利府	0	4,044	3,158	7,202	3,600	0	3,015	2,483	5,498	1,300	76%	36%
利府富谷	0	1,934	0	1,934	2,400	0	1,645	0	1,645	0	85%	0%
利府塩釜	0	1,502	0	1,502	2,400	0	1,467	0	1,467	0	98%	0%
迫	0	2,312	974	3,286	3,600	0	2,406	1,486	3,892	4,090	118%	114%
岩沼	0	0	3,280	3,280	3,600	0	0	5,500	5,500	18,334	168%	509%
岩沼川崎												
小松島	0	4,571	3,494	8,065	3,600	0	3,208	1,745	4,953	2,880	61%	80%
小松島松陵	0	1,691	0	1,691	3,600	0	3,723	0	3,723	12,277	220%	341%
女川	0	0	1,840	1,840	3,600	0	0	4,085	4,085	21,872	222%	608%
秋保 （高等部1学年のみ）	0	3,041	886	3,927	3,600	0	4,902	5,765	10,667	6,312	272%	175%

◎ 現有面積が設置基準の必要面積を下回っている学校

・ 校舎 9校／26校中

角田：93%、角田白石校：30%、古川：64%、名取：85%、名取名取が丘校：80%
利府：76%、利府富谷校：85%、利府塩釜校：98%、小松島：61%

・ 運動場 15校／26校中

視覚：61%、船岡：55%、金成：98%、気仙沼：41%、名取：32%、利府：36%、小松島：80%
聴覚小牛田校、拓桃、西多賀、角田白石校、古川、名取名取が丘校、利府富谷校、利府塩釜校の8校は0%

※ 現有面積は、学校施設台帳に記載している面積（保有面積及び借用面積の和）で、台帳に記載がないものは算入できない。

※ 運動場の面積は、学校施設台帳に記載しているグラウンド面積である（屋内運動場は含まない）。

資料 B 知的障害特別支援学校の教室不足数（令和 5 年度）

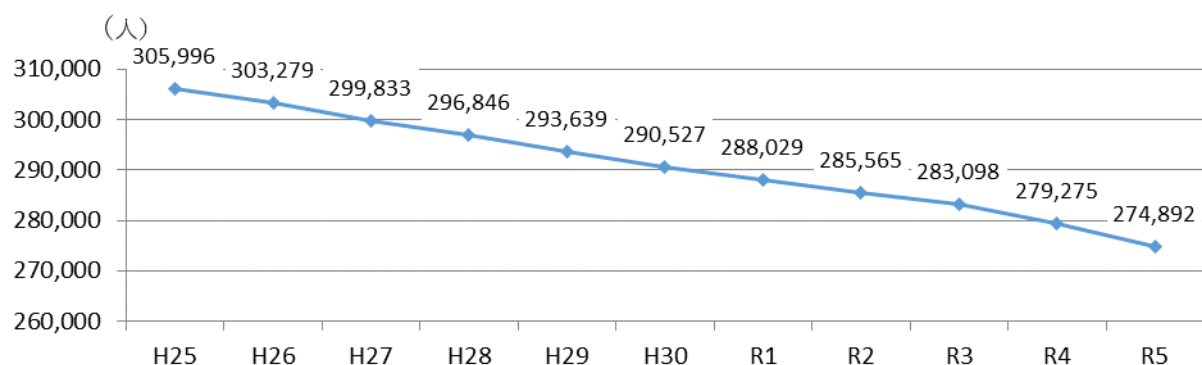
（単位：室）

知的障害 特別支援学校	不足教室				合 計
	小学部	中学部	高等部	特別教室	
光明支援学校	4	3	4	6	62
角田支援学校	1		3	2	
角田支援学校白石校				2	
気仙沼支援学校				1	
古川支援学校	5	3	2	3	
名取支援学校	2	1	2	2	
名取支援学校名取が丘校	1				
利府支援学校				1	
利府支援学校富谷校	2				
小松島支援学校	1	2	3	5	
（仙台市）鶴谷特別支援学校			1		

VI 資料編

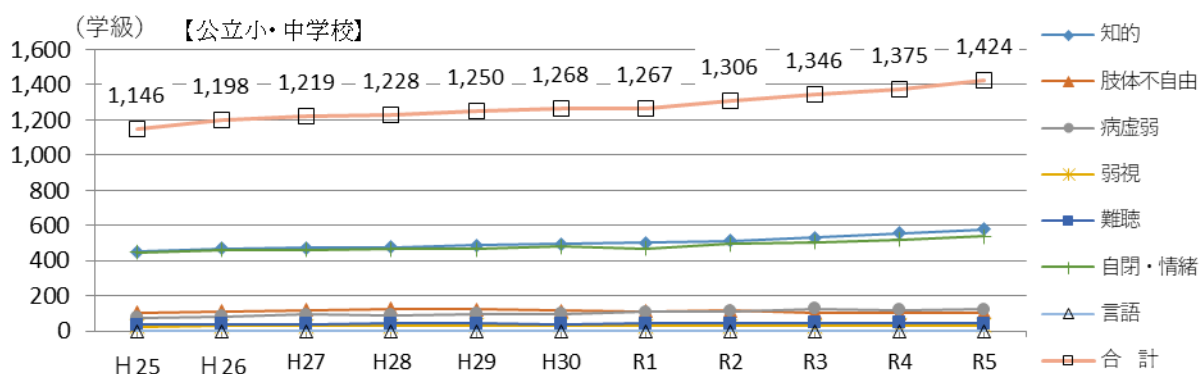
- 資料 1 県内全校種の幼児児童生徒数の推移
- 資料 2 公立小・中学校等の障害種別特別支援学級数の推移
- 資料 3 公立小・中学校等の障害種別特別支援学級児童生徒数の推移
- 資料 4 公立小・中学校等の通級による指導対象児童生徒数の推移
- 資料 5 校内支援実施状況
- 資料 6 個別の教育支援計画等作成状況
- 資料 7 公立小・中学校等(特別支援学級)に在籍する自閉症・情緒障害の
児童生徒数の推移
- 資料 8 県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移
- 資料 9 県立特別支援学校(知的障害以外)の幼児児童生徒数の推移
- 資料 10 県立特別支援学校(知的障害)の学部別学級数の推移
- 資料 11 県立特別支援学校(知的障害)の児童生徒数の推計
- 資料 12 県立特別支援学校(知的障害以外)の児童生徒数の推計
- 資料 13 県立特別支援学校高等部・専攻科卒業生 進路先状況
- 資料 14 県立特別支援学校医療的ケア対象児童生徒・看護職員数
- 資料 15 高等学園出願者・定員数
- 資料 16 県立特別支援学校による助言等件数(訪問)
- 資料 17 県立特別支援学校の相談件数
- 資料 18 中学校特別支援学級から高等学校への進学者数
- 資料 19 宮城県特別支援学校配置図
- 資料 20 宮城県特別支援学校一覧
- 資料 21 諮問文
- 資料 22 宮城県特別支援教育将来構想審議会 委員名簿
- 資料 23 宮城県特別支援教育将来構想審議会 審議経過

資料1 県内全校種の幼児児童生徒数の推移



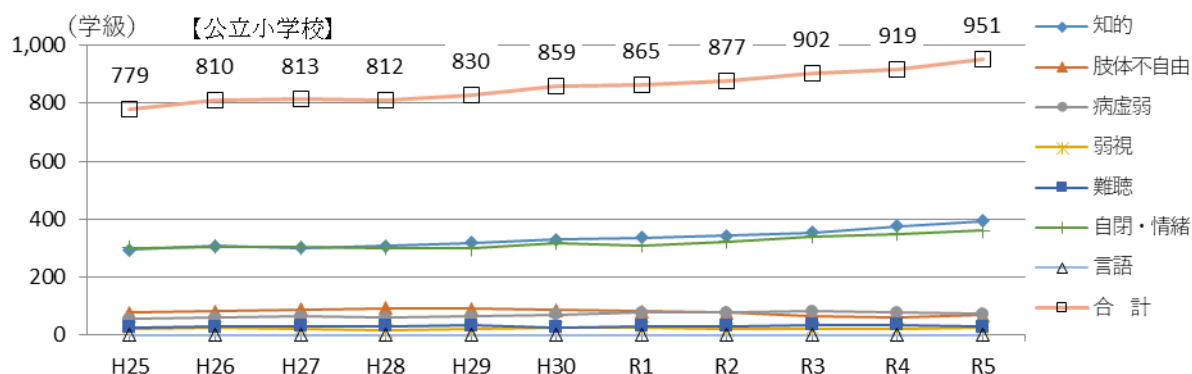
※幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校等の幼児児童生徒数
(学校基本調査:各年度5月1日現在)

資料2 公立小・中学校等の障害種別特別支援学級数の推移



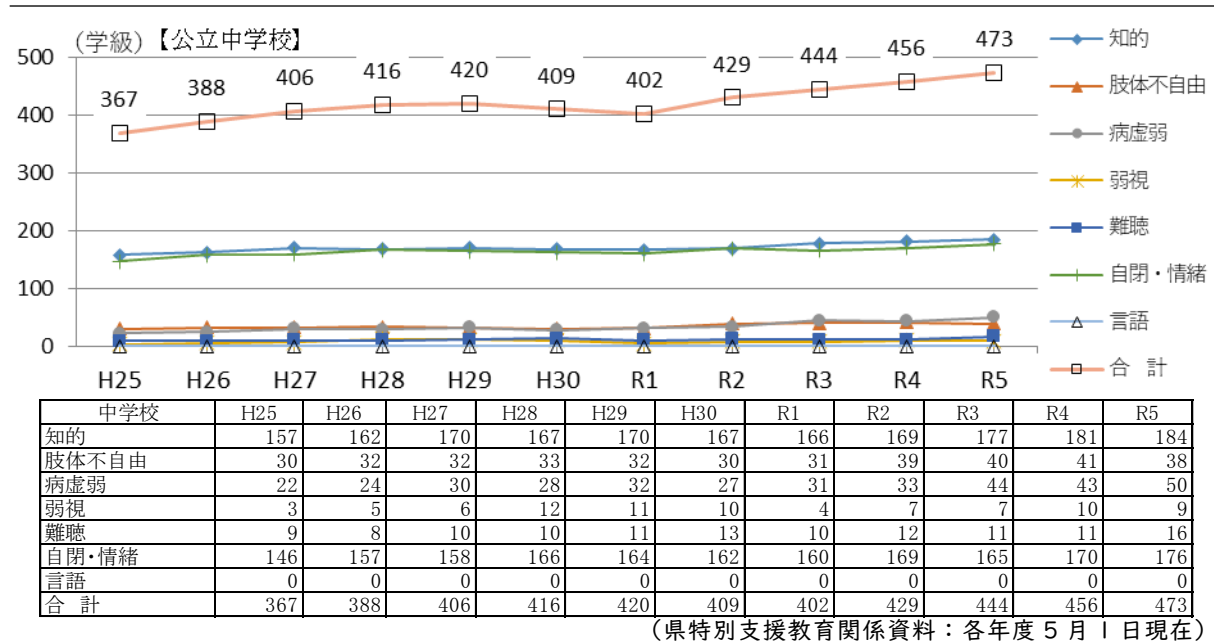
小・中学校	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
知的	452	470	472	475	489	496	503	513	531	557	578
肢体不自由	107	114	120	126	124	117	114	117	105	101	107
病虚弱	77	84	95	89	97	98	109	111	127	120	124
弱視	26	29	29	29	32	34	28	28	29	31	33
難聴	37	38	41	42	44	41	42	44	48	47	45
自閉・情緒	447	463	462	467	464	482	471	493	506	519	537
言語	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,146	1,198	1,219	1,228	1,250	1,268	1,267	1,306	1,346	1,375	1,424

(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)

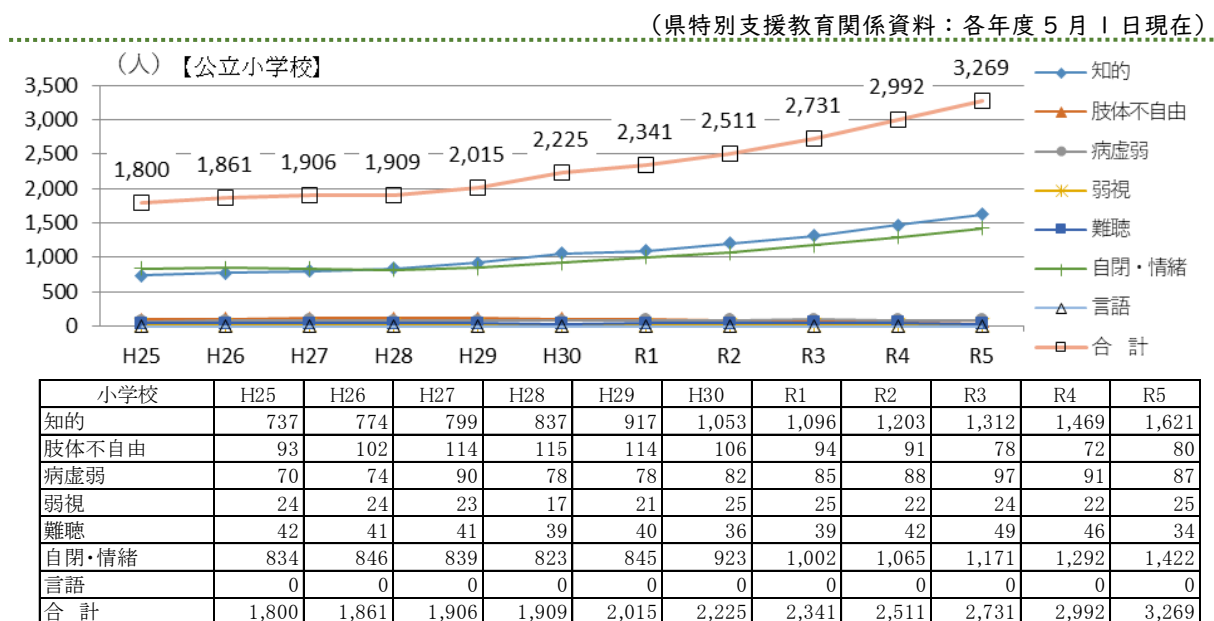
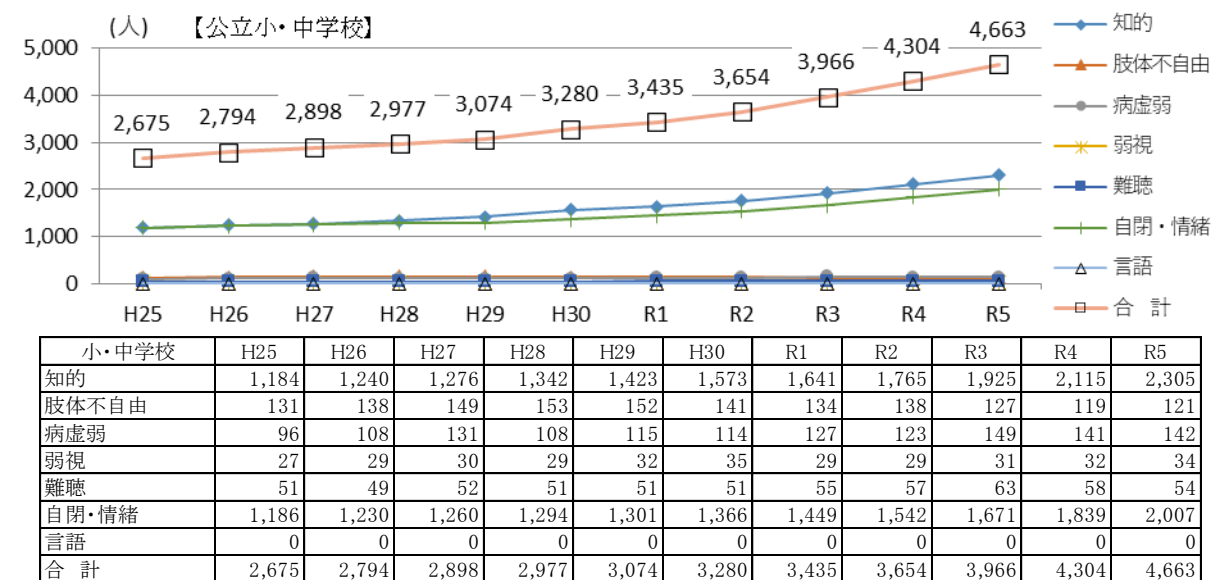


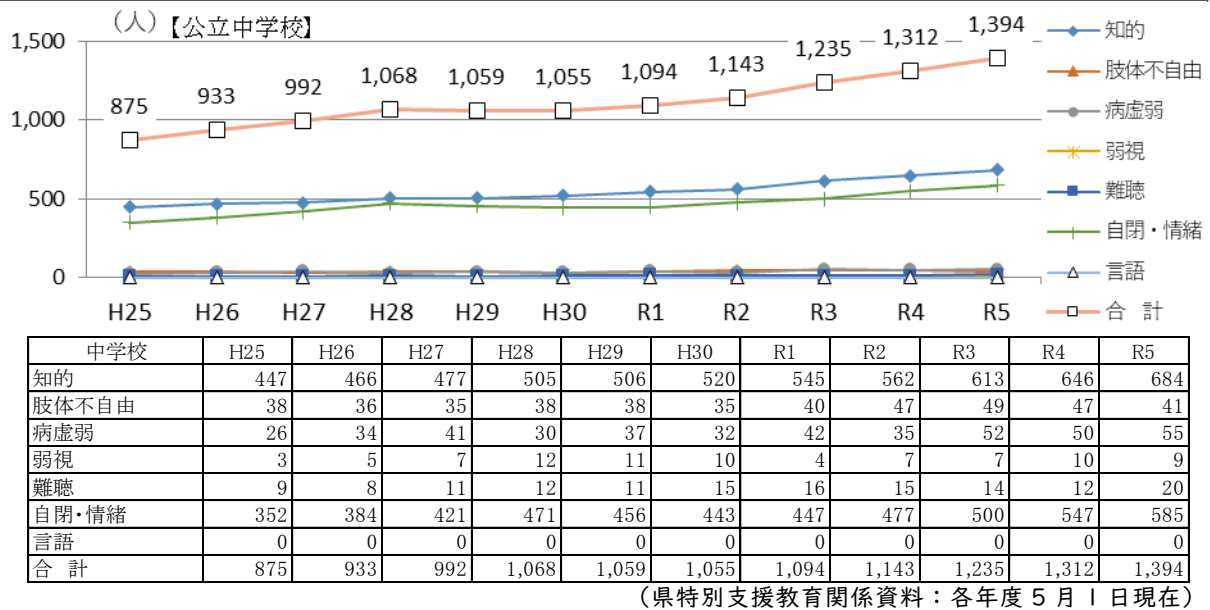
小学校	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
知的	295	308	302	308	319	329	337	344	354	376	394
肢体不自由	77	82	88	93	92	87	83	78	65	60	69
病虚弱	55	60	65	61	65	71	78	78	83	77	74
弱視	23	24	23	17	21	24	24	21	22	21	24
難聴	28	30	31	32	33	28	32	32	37	36	29
自閉・情緒	301	306	304	301	300	320	311	324	341	349	361
言語	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	779	810	813	812	830	859	865	877	902	919	951

(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)



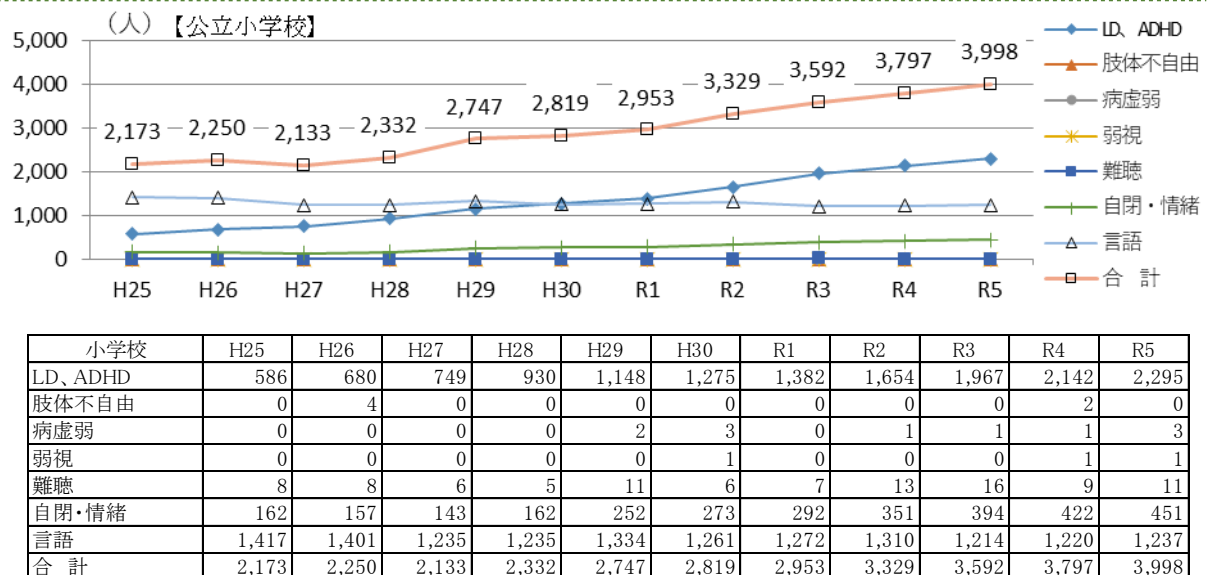
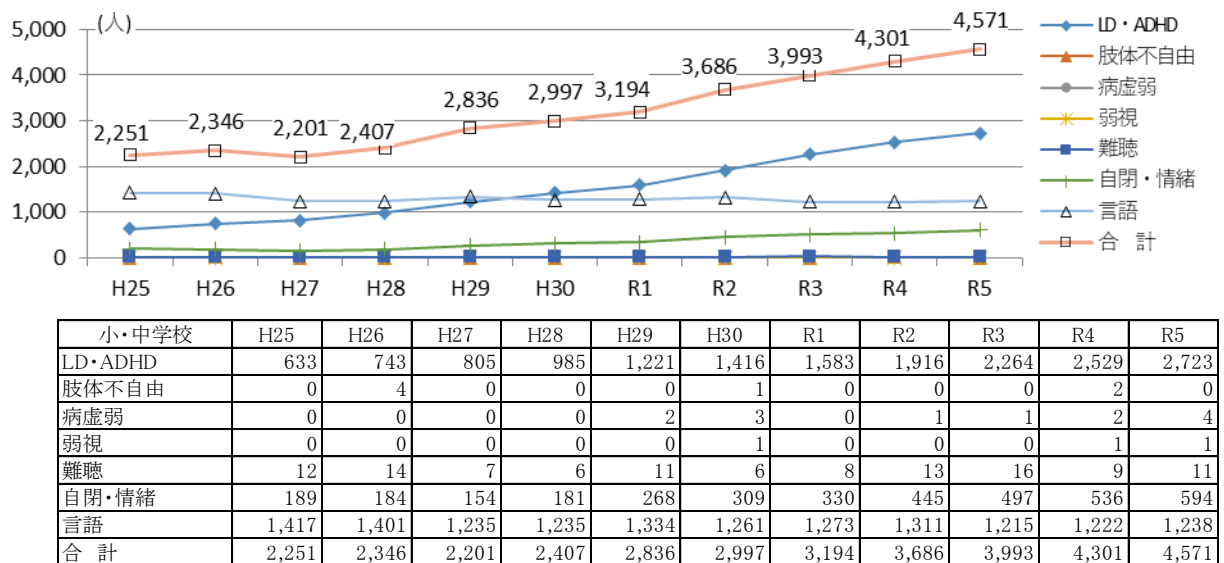
資料 3 公立小・中学校等の障害種別特別支援学級児童生徒数の推移

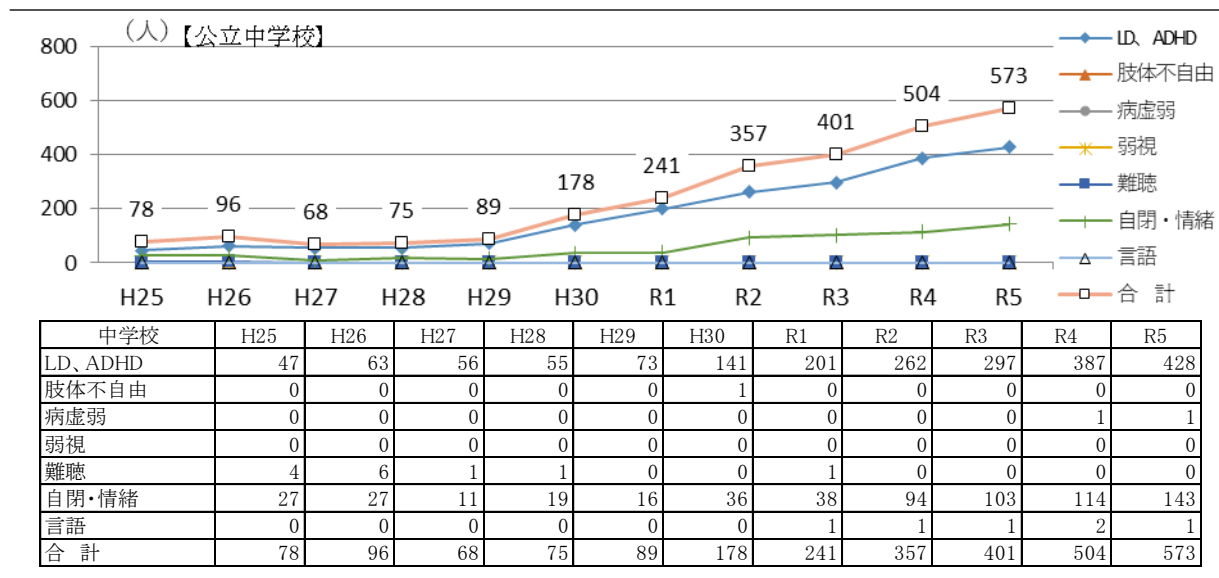




資料 4 公立小・中学校等の通級による指導対象児童生徒数の推移

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 通級による指導実施状況調査
県特別支援教育関係資料：各年度 5 月 1 日現在)



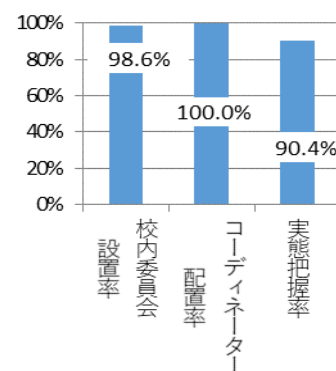
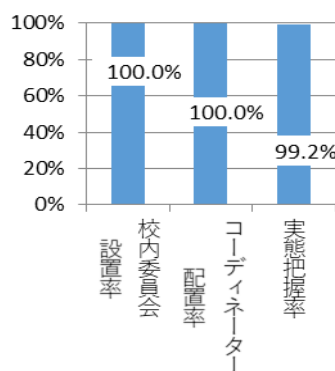
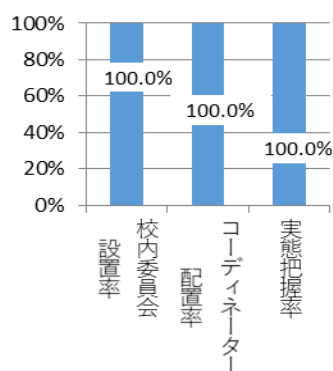


資料5 校内支援実施状況

【県内公立小学校（R5）】

【県内公立中学校（R5）】

【県立高等学校（R5）】



(特別支援教育体制整備状況調査：R5.5.1 現在)

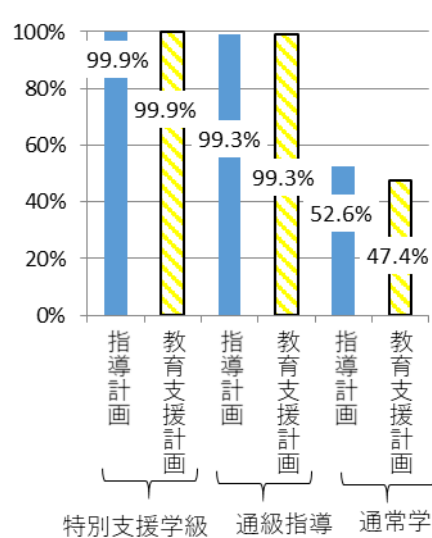
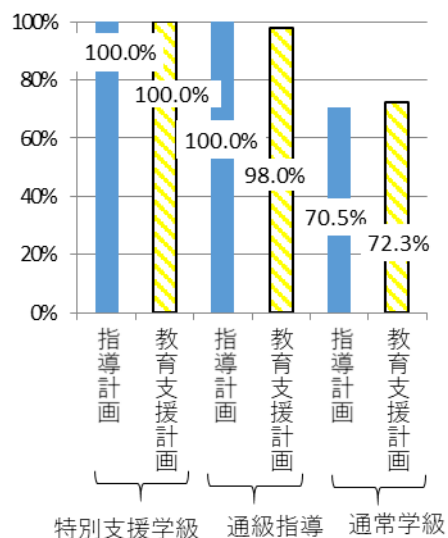
資料6 個別の教育支援計画等作成状況

個別の指導計画・教育支援計画作成率

個別の指導計画・教育支援計画作成率

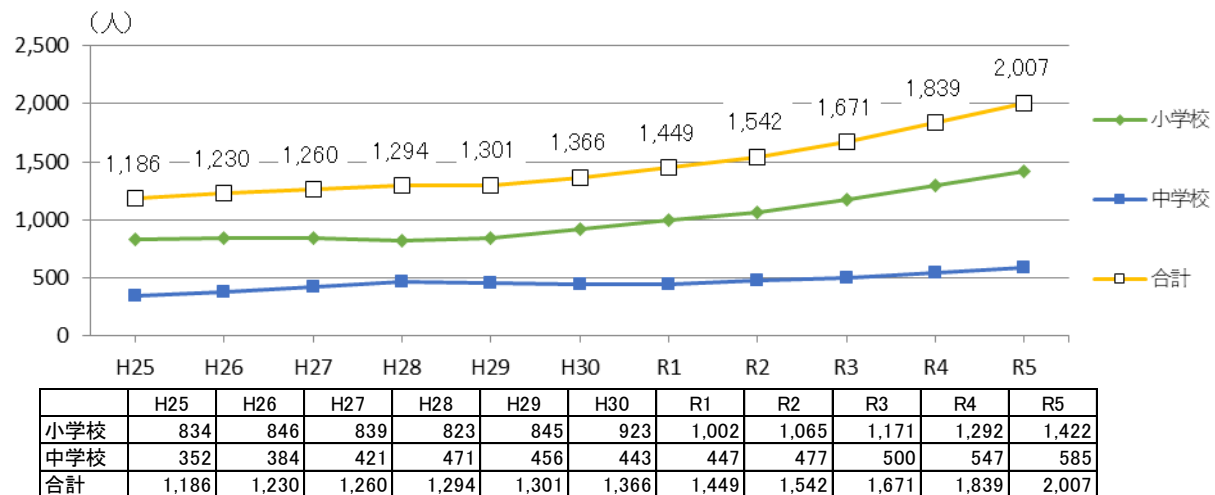
【県内公立小学校（R5）】

【県内公立中学校（R5）】



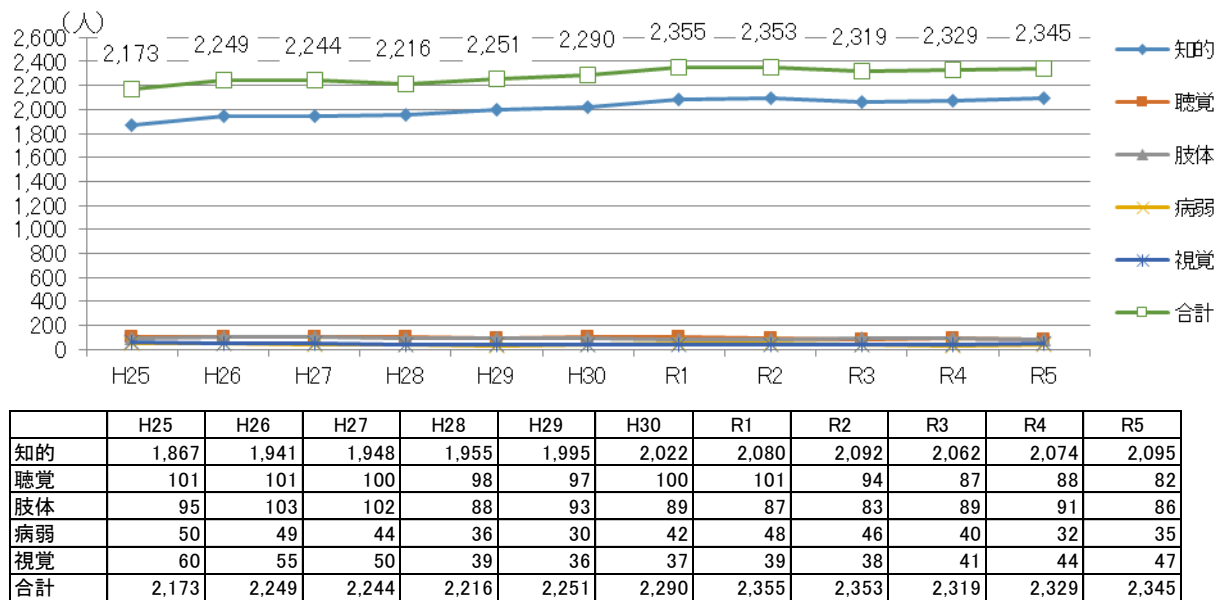
(特別支援教育体制整備状況調査：R5.5.1 現在)

資料7 公立小・中学校(特別支援学級)に在籍する自閉症・情緒障害の児童生徒数の推移



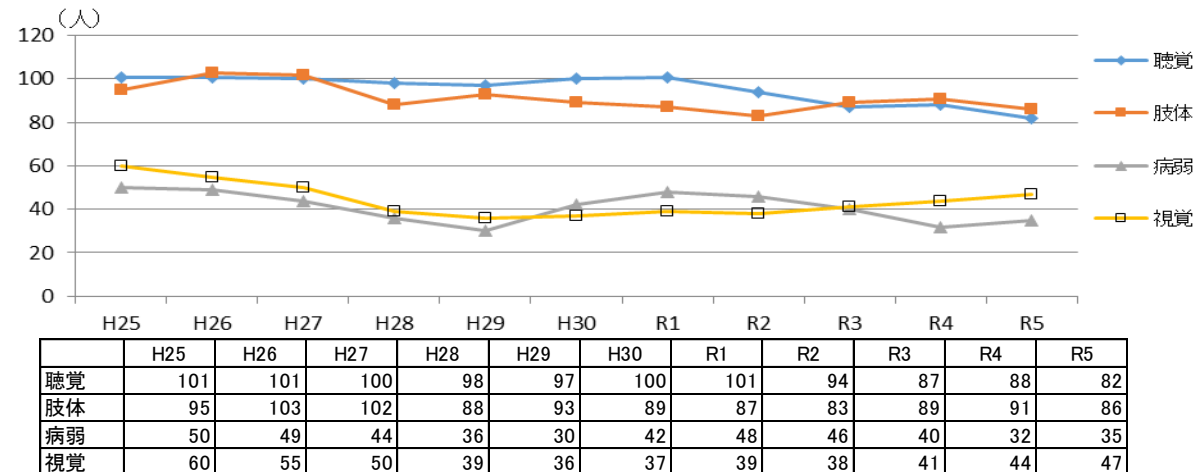
(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

資料8 県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移



(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

資料9 県立特別支援学校(知的障害以外)の幼児児童生徒数の推移



(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

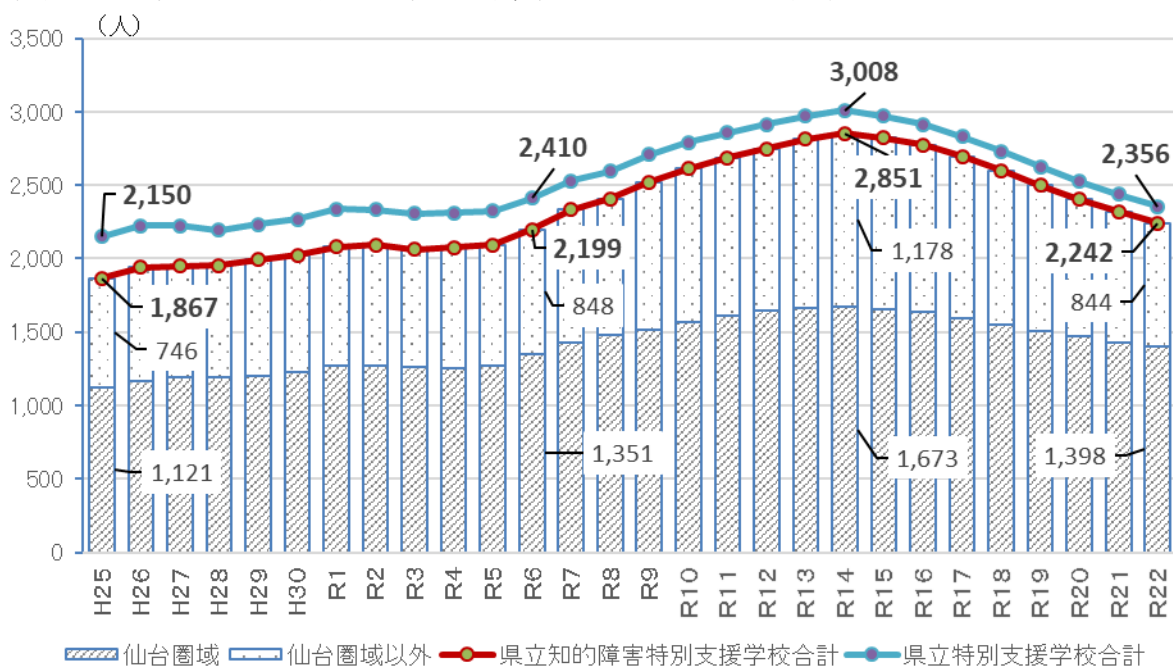
資料 10 県立特別支援学校（知的障害）の学部別学級数の推移

知的障害	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増加数
小学部計	144	152	148	145	150	153	168	174	193	193	194	50
中学部計	100	103	105	104	105	101	101	101	103	101	106	6
高等部計	176	190	183	187	195	207	212	204	185	180	180	4
仙台圏域(小学部)	86	93	91	90	92	95	107	114	123	123	126	40
仙台圏域(中学部)	51	55	60	61	61	62	63	66	69	65	67	16
仙台圏域(高等部)	106	112	109	107	110	116	121	114	103	100	101	-5

※ 増加数はH25とR5の比較

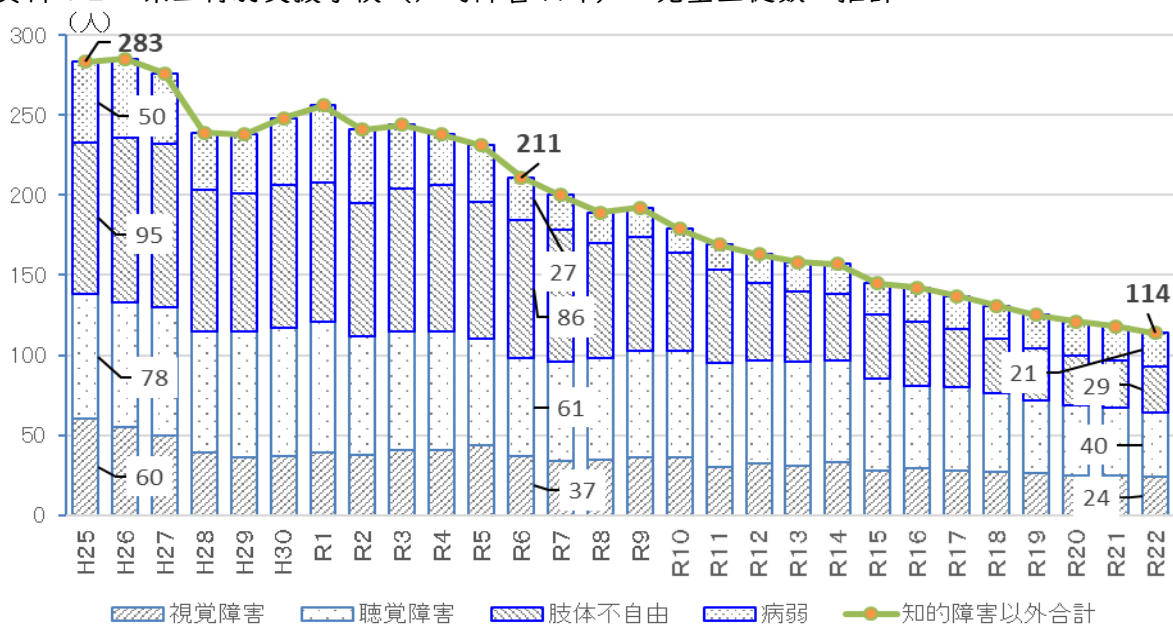
(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

資料 11 県立特別支援学校（知的障害）の児童生徒数の推計



(令和6年5月1日現在の児童生徒数を基に推計)

資料 12 県立特別支援学校（知的障害以外）の児童生徒数の推計



(令和6年5月1日現在の児童生徒数を基に推計)

資料Ⅰ 3 県立特別支援学校高等部・専攻科卒業生 進路先状況

年度 進路先	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
就 労	129	38.2	123	31.2	120	29.9	115	29.1	115	29.8	130	34.7	149	34.8	133	30.4	130	31.0	129	32.1	122	35.3
進 学	15	4.4	14	3.6	14	3.5	20	5.1	13	3.4	9	2.4	10	2.3	11	2.5	18	4.3	14	3.5	12	3.5
福祉的就労	170	50.3	228	57.9	237	59.0	227	57.5	233	60.4	208	55.5	230	53.7	269	61.4	250	59.5	235	58.5	191	55.2
入所・入院等	16	4.7	17	4.3	20	5.0	16	4.1	13	3.4	15	4.0	20	4.7	22	5.0	20	4.8	21	5.2	11	3.2
在 宅	0	0.0	4	1.0	2	0.5	0	0.0	0	0.0	6	1.6	19	4.4	3	0.7	2	0.5	3	0.7	5	1.4
未 定	8	2.4	8	2.0	9	2.2	17	4.3	12	3.1	7	1.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4
合計	338		394		402		395		386		375		428		438		420		402		346	

(県立特別支援学校高等部・専攻科の就労状況：各年度末現在)

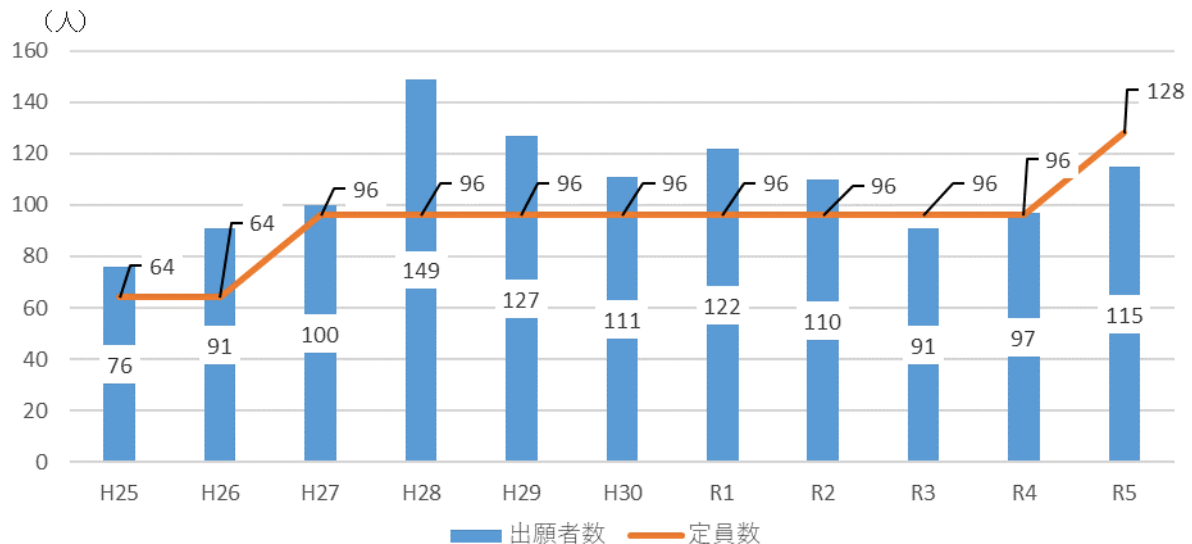
資料Ⅰ 4 県立特別支援学校医療的ケア対象児童生徒・看護職員数

(単位：人)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
医療的ケア対象児童生徒数	74	74	78	84	90	102	102	112	119	125	122
看護職員数	48	59	62	72	78	89	99	108	124	134	135

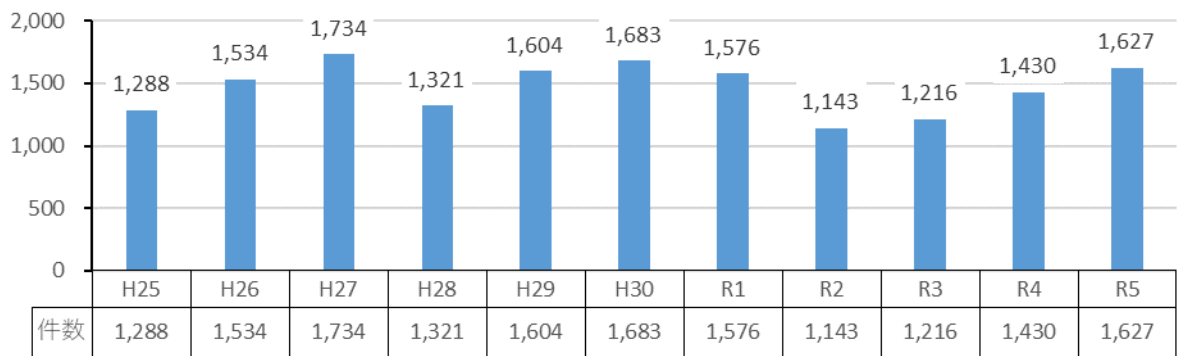
(県特別支援教育関係資料及び看護職員任用者名簿：各年度5月1日現在)

資料Ⅰ 5 高等学園出願者・定員数



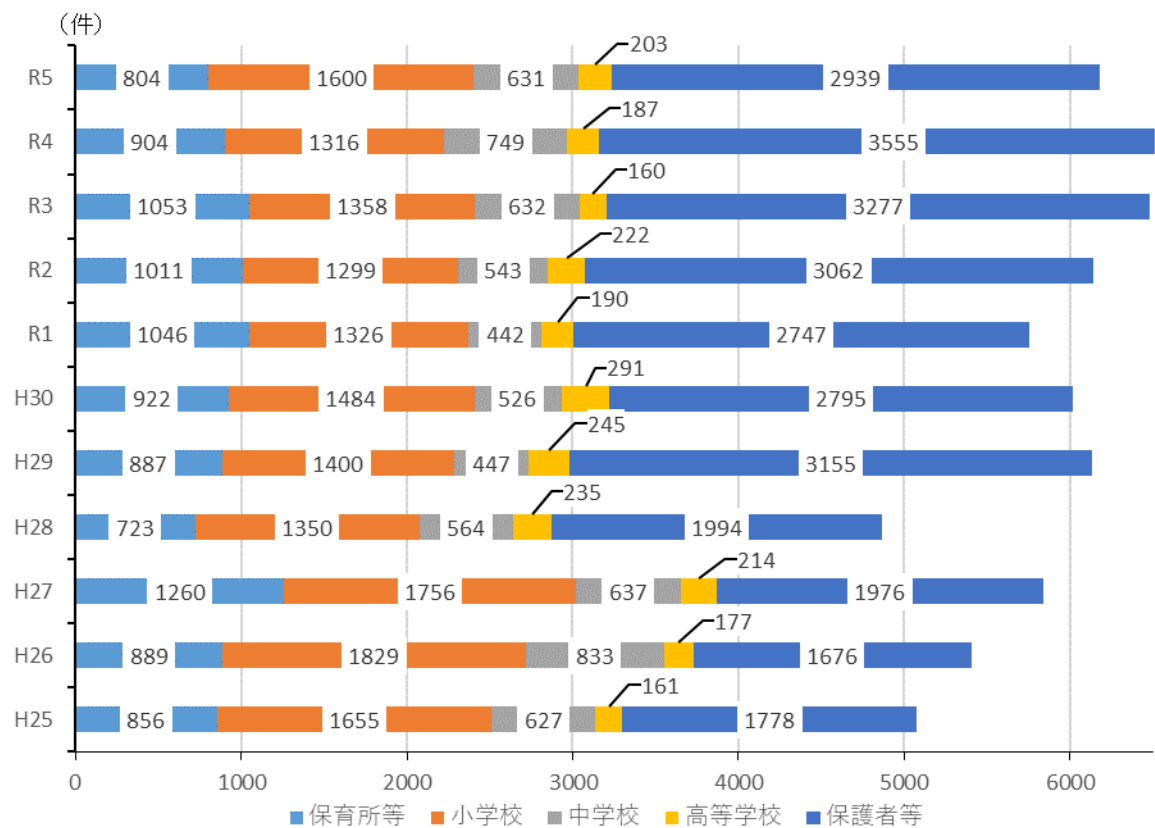
(県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果：各年度末現在)

資料Ⅰ 6 県立特別支援学校による助言等件数（訪問）



（地域支援並びに特別支援学校におけるセンター的機能に関する調査：各年度末現在）

資料Ⅰ 7 県立特別支援学校の相談件数



（地域支援並びに特別支援学校におけるセンター的機能に関する調査：各年度末現在）

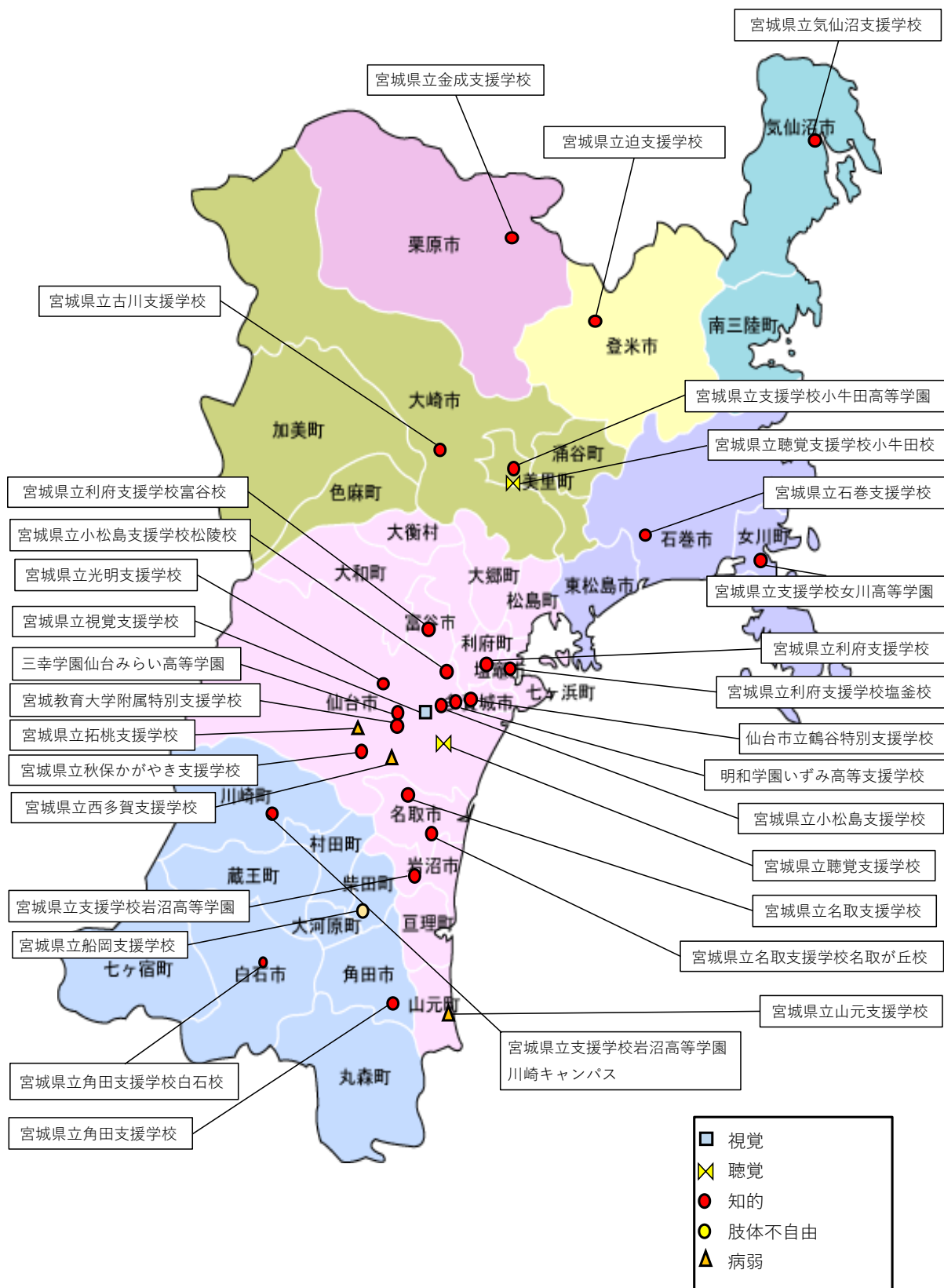
資料Ⅰ 8 中学校特別支援学級から高等学校への進学者数

（単位：人）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
在籍者数	281	289	302	290	291	225	370	336	387	426
高校進学者数	27	23	45	47	31	42	50	74	75	107
割合	9.6%	8.0%	14.9%	16.2%	10.7%	18.7%	13.5%	22.0%	19.4%	25.1%

（県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在）

資料19 宮城県特別支援学校配置図（令和6年5月1日現在）



資料20 宮城県特別支援学校一覧（令和6年5月1日現在）

種別	学 校 名	開校（設置）年月 設置学部	所 在 地 電 話 ・ F A X
視覚 障害	宮城県立視覚支援学校	大正3年5月 小・中・高・専 令和4年4月 幼	〒980-0011 仙台市青葉区上杉6-5-1 TEL(022)234-6333 ・ FAX(022)234-7974
聴覚 障害	宮城県立聴覚支援学校	大正 3年 5月 幼・小・中・高・専	〒982-0001 仙台市太白区八本松2-7-29 TEL(022)248-0648 ・ FAX(022)246-0446
	同 小牛田校	昭和63年 4月 幼・小	〒987-0005 遠田郡美里町北浦字船入1 TEL(0229)32-2110 ・ FAX(0229)32-3663
知的 障 害	宮城県立光明支援学校	昭和36年 4月 小・中・高	〒981-3213 仙台市泉区南中山5-1-1 TEL(022)379-6555 ・ FAX(022)379-6557
	宮城県立石巻支援学校	昭和58年 4月 小・中・高	〒986-0861 石巻市蛇田字新立野410-1 TEL(0225)94-0202 ・ FAX(0225)94-0206
	宮城県立古川支援学校	昭和60年 4月 小・中・高	〒989-6203 大崎市古川飯川字熊野87 TEL(0229)26-2338 ・ FAX(0229)26-2486
	宮城県立気仙沼支援学校	昭和59年 4月 小・中・高	〒988-0141 気仙沼市松崎柳沢216-7 TEL(0226)24-3019 ・ FAX(0226)24-4519
	宮城県立名取支援学校	昭和62年 4月 小・中・高	〒981-1242 名取市高館吉田字東真坂6-11 TEL(022)384-6161 ・ FAX(022)384-6163
	同 名取が丘校	平成31年 4月 小	〒981-1235 名取市名取が丘6-11-1 TEL(022)399-8714 ・ FAX(022)399-8814
	宮城県立角田支援学校	昭和57年 4月 小・中・高	〒981-1503 角田市島田字御蔵林24-1 TEL(0224)63-2555 ・ FAX(0224)62-5612
	同 白石校	平成15年 4月 平成16年 4月	〒989-0248 白石市南町1-2-79 TEL(0224)22-4333 ・ FAX(0224)22-4334
	宮城県立利府支援学校	平成元年 4月 小・中・高	〒981-0123 宮城郡利府町沢乙字向山26 TEL(022)356-5675 ・ FAX(022)356-5676
	同 富谷校	平成23年 4月 小	〒981-3352 富谷市富ヶ丘1-17-37 TEL(022)779-0451 ・ FAX(022)779-0452
	同 塩釜校	平成29年 4月 小	〒985-0072 塩釜市小松崎10-1 TEL(022)794-7460 ・ FAX(022)794-7461
	宮城県立金成支援学校	昭和53年 4月 小・中・高	〒989-5171 栗原市金成沢辺字小崎87-1 TEL(0228)42-2211 ・ FAX(0228)42-2210
	宮城県立迫支援学校	平成 2年 4月 小・中・高	〒987-0513 登米市迫町北方字大洞59-10 TEL(0220)22-9484 ・ FAX(0220)22-7628
	宮城県立西多賀支援学校	平成30年 4月 小・中 平成31年 4月 高	〒982-0805 仙台市太白区鉤取本町2-11-17 TEL(022)245-1183 ・ FAX(022)245-8454
	宮城県立山元支援学校	平成17年 4月 小・中 平成18年 4月 高	〒989-2202 亶理郡山元町高瀬字合戦原100-2 TEL(0223)37-0518 ・ FAX(0223)37-2727
	宮城県立支援学校岩沼高等学園	平成13年 4月 高	〒989-2455 岩沼市北長谷字豊田1-1 TEL(0223)25-5332 ・ FAX(0223)25-5333
	同 川崎キャンパス	平成28年 4月 高	〒989-1501 柴田郡川崎町前川字北原25 TEL(0224)87-6571 ・ FAX(0224)87-6572
	宮城県立支援学校小牛田高等学園	昭和63年 4月 高	〒987-0005 遠田郡美里町北浦字船入1 TEL(0229)32-2112 ・ FAX(0229)32-2112
	宮城県立支援学校女川高等学園	平成28年 4月 高	〒986-2231 牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60-3 TEL(0225)50-1088 ・ FAX(0225)50-3430
	宮城県立小松島支援学校	平成26年 4月 小・中・高	〒981-0906 仙台市青葉区小松島新堤2-1 TEL(022)725-3616 ・ FAX(022)274-3206
	同 松陵校	平成30年 4月 小・中	〒981-3108 仙台市泉区松陵4-28-2 TEL(022)725-3315 ・ FAX(022)725-3316
	宮城県立秋保かがやき支援学校	令和6年 4月 小・中・高	〒982-0241 仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙20 TEL(022)354-8102 ・ FAX(022)354-8305
	仙台市立鶴谷特別支援学校	昭和53年 4月 小・中・高	〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1 TEL(022)252-4231 ・ FAX(022)388-1246
	宮城教育大学附属特別支援学校	昭和42年 6月 小・中・高	〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉395-2 TEL(022)214-3353 ・ FAX(022)214-3362
	学校法人 明和学園いずみ高等支援学校	昭和37年 4月 高・専	〒983-0832 仙台市宮城野区安養寺2-1-1 TEL(022)293-7636 ・ FAX(022)293-7632
	学校法人 三幸学園支援学校仙台みらい高等学園	令和3年 4月 高・専	〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉393-12 TEL(022)781-5924 ・ FAX(022)781-5998
肢体 不自由	宮城県立船岡支援学校	昭和42年 4月 小・中・高	〒989-1605 柴田郡柴田町船岡南2-3-1 TEL(0224)54-2213 ・ FAX(0224)54-2214
	宮城県立拓桃支援学校	昭和47年 4月 小・中	〒989-3126 仙台市青葉区落合4-3-17-2 TEL(022)391-6551 ・ FAX(022)391-6552
病 弱	宮城県立西多賀支援学校	昭和48年 4月 小・中・高	〒982-0805 仙台市太白区鉤取本町2-11-17 TEL(022)245-1183 ・ FAX(022)245-8454
	宮城県立拓桃支援学校	平成27年 4月 小・中	〒989-3126 仙台市青葉区落合4-3-17-2 TEL(022)391-6551 ・ FAX(022)391-6552
	宮城県立山元支援学校	昭和53年 4月 小・中 平成18年 4月 高	〒989-2202 亶理郡山元町高瀬字合戦原100-2 TEL(0223)37-0518 ・ FAX(0223)37-2727

資料 2 I 諮問文

特 教 第 2 8 5 号
令和 5 年 1 1 月 2 0 日

宮城県特別支援教育将来構想審議会会長 殿

宮城県教育委員会

宮城県特別支援教育将来構想の策定について（諮問）

このことについて、特別支援教育将来構想審議会条例（平成 2 5 年宮城県条例第 6 号）第 1 条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

別紙

理 由 書

県教育委員会では、平成２７年に令和６年度までの１０年間を計画期間とする「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する」ことを基本的な考え方として、「自立と社会参加」「学校づくり」「地域づくり」を柱に特別支援教育の充実に取り組んでまいりました。

この間、特別支援教育の必要性が広く認知されるようになったことから、少子化にあっても特別支援学校の児童生徒在籍者数は増加傾向にあり、特別支援学校設置基準の施行に基づいた教育環境の改善に向けた対応が求められ、令和５年３月には「第２期県立特別支援学校教育環境整備計画」を見直し、教育環境整備に努めてきたところです。

また、近年の動向として「障害者差別解消法」及び「改正発達障害者支援法」の施行、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布、「障害者権利条約に基づく国連勧告」など、特別な支援を必要とする児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しており、共生社会の実現に向け、より一層の充実が求められているところです。

本県においても、令和５年６月に閣議決定された国の教育振興基本計画を受けた県計画の見直しや新たなみやぎ障害者プランの策定等、関係機関が連携し、その実現に向け努力しているところですが、乳幼児期からの支援体制や通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援等、それぞれの発達段階における適切な支援とそのつながりが今後の大きなポイントと考えております。

こうしたことから、これまでの取組や新たな課題を踏まえ、時代の変化に即した、より一層充実した特別支援教育の充実を図るため、本県の特別支援教育の未来を見据えた新たな構想を策定することとしました。

つきましては、その構想について御審議いただきたく、諮問するものです。

資料2-2 宮城県特別支援教育将来構想審議会 委員名簿

(任期：2年間 令和5年5月29日から令和7年5月28日まで)

(50音順・敬称略)

No.	ふり 氏 名	所 属 (令和6年5月1日現在)	備考
1	あいざわ 相澤 いく 育	加美町こども家庭課 参事兼こども家庭係長兼主任保健師	
2	いとう 伊藤 せい 清市	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会 副会長	
3	いとう 伊藤 みち なり 倫就	社会福祉法人なのはな会監事	副会長
4	えんどう 遠藤 こう いち 浩一	宮城県特別支援学校長会会長 (宮城県立光明支援学校長)	任期 R6.5.29から2年間
5	かたおか 片岡 あき え 明恵	東松島市立赤井小学校長	任期 R6.5.29から2年間
6	こん 今 きみ や 公弥	こん小児科クリニック院長	
7	さ さ き 佐々木 たか こ 貴子	登米市立東和中学校長	
8	さとう 佐藤 ひろ と 弘人	宮城県仙台二華高等学校長	
9	さとう 佐藤 まさ る 勝	宮城労働局職業安定部職業対策課長	任期 R6.5.29から2年間
10	たかはし 高橋 とも こ 知子	株式会社緑水亭若女将	
11	たなか 田中 あき ら 晃	宮城県立利府支援学校長	任期 R6.5.29から2年間
12	ちだ 千田 ひろ こ 裕子	認定NPO法人ビートスイッチ 就労継続支援B型事業所 希望の星	
13	ちば 千葉 むつ こ 睦子	栗原市教育委員会教育長	任期 R6.3.14から
14	ながの 永野 こう いち 幸一	一般社団法人 宮城県手をつなぐ育成会代表理事	
15	にしざわ 西澤 ゆ か こ 由佳子	宮城県臨床心理士会臨床心理士	
16	にわの 庭野 か つ こ 賀津子	東北福祉大学教育学部教授	
17	のぐち 野口 かず ひと 和人	国立大学法人東北大学大学院 教育学研究科教授	
18	むらかみ 村上 よし のり 由則	東北福祉大学教育学部教授	会長
19	もりもと 森元 か な こ 賀奈子	宮城県立小松島支援学校父母教師会会長	
20	わたなべ 渡部 とも ゆき 智之	仙台市教育局学校教育部 特別支援教育課長	任期 R6.5.29から2年間

資料 2 3 宮城県特別支援教育将来構想審議会 審議経過

開催時期等			審議内容等
令和5年度	第1回	6月5日	○会長・副会長の選任 ○実施計画（後期）の進捗状況について
	視察	8月～10月	○県内特別支援学校視察等
	第2回（諮問）	11月20日	○新たな宮城県特別支援教育将来構想の策定について（諮問） ○独立・本校化に伴う小松島支援学校松陵校の通学区域について
	第3回	3月18日	○新たな宮城県特別支援教育将来構想策定に係る骨子案について ○実施計画（後期）の取組状況について ○令和6年度宮城県特別支援教育将来構想審議会実地調査（案）について
令和6年度	第1回	8月2日	○実施計画（後期）の進捗状況について ○新たな宮城県特別支援教育将来構想に係る中間案について ○令和8年度県立学校特別支援学校高等部・高等学園入学者選考の日程について
	視察	9月、11月	○県内特別支援学校視察等
	意見募集	9月10日～10月9日	答申中間案公表、パブリックコメント実施
	第2回	11月21日	○第2期宮城県特別支援教育将来構想答申最終案について ○第2期宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期・案）について ○宮城県立松陵支援学校について
	答申	1月10日	○答申
	第3回	2月3日	○第2期宮城県特別支援教育将来構想の答申について（報告） ○実施計画（後期）の取組状況について ○第2期宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期）案について ○令和8年度県立学校特別支援学校高等部・高等学園入学者選考の日程について ○宮城県立松陵支援学校開設準備状況について

第2期宮城県特別支援教育将来構想

編集・発行

宮城県教育委員会（教育庁特別支援教育課）

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL/FAX 022-211-3714/022-211-3827

E-mail tokusi@pref.miyagi.lg.jp

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/>

第2期宮城県特別支援教育将来構想 実施計画（前期）

（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月
宮城県教育委員会

目次

I	はじめに	1
1	策定の趣旨	
2	計画の構成	
3	計画の期間	
4	進捗管理	
II	実施計画（前期）の取組の視点	2
	優先取組1 切れ目ない一貫した支援体制の確立	
	優先取組2 多様な教育的ニーズに対応した教育環境等の充実・整備	
	優先取組3 インクルーシブ教育システムの構築	
III	具体的な取組	4
	目標1 自立と社会参加	4
	目標2 誰一人取り残さない学校づくり	6
	目標3 誰もが認め合う地域づくり	11
	県立特別支援学校の施設整備	13
IV	実施計画（前期）の施策体系	18

I はじめに

1 策定の趣旨

第2期宮城県特別支援教育将来構想（以下「将来構想」という。）は、その計画期間を令和7年度から令和16年度までの10年間としています。

将来構想では、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進により、公平性を高め、特別な配慮や支援を必要とする全ての幼児児童生徒が、地域において教育を受けることで、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を、県として総合的に支援していくため、「構想の基本的な考え方」を次のとおりとしています。

構想の基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての幼児児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

将来構想の実現に当たっては、「構想の基本的な考え方」のもと、重点的に行うべき取組や優先度の高い取組を効果的かつ効率的に実施していくことが必要です。

このことから、その時々为社会情勢等に的確に対応したものとするため、将来構想の計画期間を前期（令和7年度～令和11年度）と後期（令和12年度～令和16年度）の2つの期間に分けて実施計画を策定し、その着実な実施と進捗管理に取り組みます。

一方で、県立特別支援学校の狭隘化の解消に当たっては、再編整備等される県立高等学校及び市町村立小・中学校施設の利活用が有効です。このため、策定予定の次期県立高校将来構想の実施計画、市町村立小・中学校の再編整備計画及び空き教室の状況等を見据えた狭隘化対策を講じていくため、前期・後期の期間によらず必要に応じ、本実施計画を随時、見直していきます。

なお、これまで、将来構想実施計画とは別に策定していた、「県立特別支援学校教育環境整備計画」については、本実施計画に統合するものです。

2 計画の構成

この計画は、将来構想で掲げた「自立と社会参加」、「誰一人取り残さない学校づくり」、「誰もが認め合う地域づくり」の3つの目標ごとに主な取組の内容や年次計画等を示しています。

3つの目標

【目標1 自立と社会参加】

幼児児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導及び支援体制の整備

【目標2 誰一人取り残さない学校づくり】

幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

【目標3 誰もが認め合う地域づくり】

生活の基盤となる地域社会への参加を促進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

3 計画の期間

将来構想の計画期間の前半である、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間とします。

4 進捗管理

各事業に定性的・定量的な達成目標や取組方針を設け、事業担当課において年度ごとに評価を行います。また、特別支援教育将来構想審議会において、事業の実施状況等を把握しながら、適正な進捗管理を行っていきます。

なお、具体的な事業内容については、毎年度更新していきます。

II 実施計画（前期）の取組の視点

特別支援教育においては、自立と社会参加を目指し、障害の特性や状態に応じた乳幼児期から学校卒業後まで切れ目ない一貫した支援及び連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備による、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を展開します。特に、県立知的障害特別支援学校の狭隘化は喫緊の課題となっており、その解消に優先的に取り組んでいきます。

さらに、共生社会の実現に向けて障害のある者もない者も共に学ぶ仕組みを構築していくことで障害理解の啓発につながり、地域に根差したインクルーシブ教育を推進することができると考えます。

これらを踏まえて、将来構想で掲げる3つの目標を実現するため、実施計画（前期）においては、次の3点について優先的に取り組むこととします。

優先取組1 切れ目ない一貫した支援体制の確立

- 就学前から学校卒業後までの長期的な視点からの一貫した支援を行うための各教育等段階における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、教育支援計画等の次の段階への確実な引継ぎの実施
- 個別の教育支援計画作成及び合理的配慮検討時の児童生徒本人の参画と自ら選択する力と意思を表明する力の育成

- 卒業後の生活を安定したものとするため、個別の教育支援計画等の活用による必要な配慮の関係機関への引継ぎの実施
- 乳幼児期からの早期支援のための、教育、福祉、医療機関等との連携の強化及び支援体制の構築

優先取組２ 多様な教育的ニーズに対応した教育環境等の充実・整備

- 児童生徒の増加に伴う県立知的障害特別支援学校の狭隘化の解消等による教育環境の改善
- 小・中学校等及び高等学校等の通常学級や通級による指導のほか、小・中学校等の特別支援学級における合理的配慮への対応や児童生徒の教育的ニーズに応じた指導及び支援の充実
- 個々の能力を伸ばすための高度な学びの機会提供等に係るＩＣＴ活用やユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営・授業づくりの促進
- 高度化・複雑化している医療的ケアが特別支援学校において、より安全・安心に実施できる体制の整備
- 小・中学校等及び高等学校等における障害特性等への教員の理解、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解などの専門性の向上

優先取組３ インクルーシブ教育システムの構築

- 障害の有無によらず児童生徒が可能な限り共に教育を受けられる条件整備の推進
- 交流及び共同学習の更なる推進による学校と保護者及び地域へのインクルーシブ教育への理解促進
- 特別支援学校のコミュニティ・スクール設置推進等による、地域社会と一体となった魅力ある学校づくりによる、共生社会の実現
- 特別支援学校のセンター的機能を生かした、市町村教育委員会が行う研修事業への支援
- 市町村が実施する特別支援教育に関する研修事業、就学相談及び各学校が実施する医療的ケアへの支援

Ⅲ 具体的な取組

将来構想で掲げる「自立と社会参加」、「誰一人取り残さない学校づくり」、「誰もが認め合う地域づくり」の3つの目標の実現を目指し、具体的な取組と事業内容について示します。

なお、将来構想では、「特別な配慮や支援を必要とする全ての幼児児童生徒」を対象としていますが、本実施計画では、その中でも障害のある幼児児童生徒を対象とする特定の事業等においては、「障害（のある）」を使用しています。

※ 表の中の「優先取組」欄については、「Ⅱ実施計画（前期）の取組の視点」の優先取組の番号を記載しています。

また、一つの事業が複数の目標等に該当する場合は、主たる目標等の「項目」欄に「主」、従たる目標等の「項目」欄に「再」と記載しています。

目標Ⅰ 自立と社会参加

幼児児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導及び支援体制の整備

Ⅰ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

項目

- ①乳幼児期の連携
- ②就学前（幼児教育施設）の連携
- ③就学中の連携
- ④卒業後の連携

優先取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業期間
Ⅰ	①	視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業	特別支援教育課	○ 視覚障害、聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対し、早期から質の高い教育相談の場等を提供する。 ・ 視覚支援学校、聴覚支援学校の乳幼児教育相談担当者の乳幼児の発達や障害に係る専門性向上 ・ 移動教育相談、オンライン教育相談の実施 ・ 幼児教育施設、小学校等での研修会開催 ・ 普及パンフレットの作成	R7～R11
3	① ② ③ ④ 主	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	○ 共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。 ・ 宮城県特別支援連携協議会の開催 ・ 広域特別支援連携協議会の開催	R7～R11
Ⅰ	② ③ 主		特別支援教育課、総合教育センター	○ 特別支援教育コーディネーターとしての専門性向上を図るとともに、新たに担うことができる人材を養成する。 ・ 特別支援教育コーディネーターの役割についての講義 ・ 校内体制についての研究協議 ・ 各校種（幼、小、中、高、特支学）ごとのコーディネートの実際 ・ 福祉と教育の連携	R7～R11

Ⅲ 具体的な取組

優先取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業期間
	① ② ③ ④ 主	発達障害児者 総合支援事業	精神保健推 進室	○ 発達障害（疑いを含む）のある方やその家族がライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制構築を図る。 ・ 発達障害者支援推進会議の開催 ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への技術支援 ・ 障害児等・家族・支援者への療育支援の実施 ・ ベアレント・プログラム等の実施支援と実施者養成	R7～ R11
1 2	②	研修研究事業	総合教育セ ンター、教 職員課	○ 総合教育センターにおける専門研修の実施 ・ 幼稚園等新規採用教員及び中堅教諭等の専門性の向上	R7～ R11
1	② ③	教育相談調査 研究等事業	総合教育セ ンター	○ 幼児児童生徒及びその保護者並びに教職員や学校を対象とし、様々な困難への対応等に係る教育相談を実施し、支援する。 ・ 総合教育センター指導主事による定期巡回教育相談、要請教育相談、来所相談、電話相談の実施	R7～ R11
3	② 再	障害児教育支援 相談活動事業	特別支援教 育課	○ 特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒の就学先の適切な決定に向け、特別支援教育コーディネーターの派遣や障害児就学担当者説明会及び研修会を開催するなど、積極的に市町村教育委員会を支援する。 ・ 障害児就学担当者説明会及び研修会の開催 ・ リーフレット「就学相談ガイド～よりよい就学のために～」の作成・活用 ・ 市町村教育委員会へ特別支援教育コーディネーターの派遣 ・ 就学支援の手引き改訂	R7～ R11
	② ③ 再	就学支援審議会	特別支援教 育課、市町 村教委	○ 市町村教育委員会が就学相談事業を進める際に生じる困難な事例について、医学、心理学、教育等の専門家等の委員が審議し、各事例について助言を行う。 ・ 市町村教育委員会の諮問に応じて就学支援審議会の開催	R7～ R11
1 2 3	③	自立と社会参加 につながる「共 に学ぶ教育」 推進モデル事業	特別支援教 育課、義務 教育課、高 校教育課	○ 小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行うとともに、小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行い、切れ目ない支援体制の構築を図る。 ・ 特別支援教育コーディネーター合同連絡会の実施 ・ 外部専門家を活用した引継ぎの在り方検討 ・ 外部専門家による研修等の実施	R7～ R8
1	④ 主	特別支援学校進 路指導充実事業	特別支援教 育課、県立 特別支援学 校	○ 進路指導主事の資質の向上と関係機関のネットワークの構築、障害者雇用に係る理解啓発、地域支援等を行い、教育、福祉、労働機関等との連携を図る。 ・ 特別支援学校地域連携協議会の開催 ・ 各学校での講演会等の実施 ・ 進路支援研修会の実施	R7～ R11
1	④	特別支援学校に おける就労定着 支援	県立特別支 援学校	○ 学校卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を見通し、関係機関等と連携して一人一人のニーズに応じた支援のための「個別的教育支援計画」の活用に取り組む。また、生徒の就労先を訪問し、就労定着を支援する。 ・ 個別的教育支援計画の作成・活用 ・ 就労した卒業生へのアフターケア	R7～ R11

2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実

項目

- ①生涯学習の推進のための取組の充実
- ②卒業後の充実した余暇活動のための支援
- ③卒業後の可能性を広げるための支援

優先取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業期間
	① ② 再	宮城県特別支援学校文化祭事業	特別支援教育課、県内の特別支援学校	○ 県内特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の日頃の学習の成果を発表し、特別支援学校について広く県民に啓発する。 ・ 作業製品販売会、ステージ発表 ・ 特別支援学校パネル展示、特別支援学校紹介 VTR 放映	R7～ R11
	① ②	学びを通じたみやぎの共生社会推進事業	生涯学習課	○ 障害の有無によらず、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指すほか、学校を卒業しても学び続けることができる持続可能で循環できる仕組みを形成する。 ・ 地域コンソーシアムの開催 ・ 地域の実情に応じた学習プログラムの開発・実施 ・ まなびの WEB 宮城による情報発信	R7
I	③	特別支援学校における進路支援・移行支援	県立特別支援学校	○ 児童生徒一人一人の進路希望に基づいた適切な学習支援と情報提供及び進学先等へのフォローアップを行う。 ・ 将来を見通した「キャリア・パスポート」の活用 ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用	R7～ R11
I	③ 再	特別支援学校進路指導充実事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	○ 進路指導主事の資質の向上と関係機関のネットワークの構築、障害者雇用に係る理解啓発、地域支援等を行い、教育、福祉、労働機関等との連携を図る。 ・ 特別支援学校地域連携協議会の開催 ・ 各学校での講演会等の実施 ・ 進路支援研修会の実施	R7～ R11

目標 2 誰一人取り残さない学校づくり

幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

I 多様な教育的ニーズに応じた学びの実現

項目

- ①県立特別支援学校における教育環境の整備
- ②学びの場を主体的に選択できる進路支援の充実
- ③ICT利活用等による特別支援教育の質の向上
- ④小・中学校等における特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の学びの充実
- ⑤高等学校等における特別な配慮や支援を必要とする生徒の学びの充実
- ⑥安全・安心な医療的ケアの実施体制等の整備

Ⅲ 具体的な取組

優先取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業期間
2	①	障害児地域教育充実事業	特別支援教育課	○ 県立特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、県立特別支援学校の小規模維持補修に係る修繕工事等を行う。 ・ 教室等の整備	R7～R11
			特別支援教育課、県立特別支援学校	○ 県立特別支援学校の狭隘化等に対応するため、既存学校の余裕教室を活用した分校等の設置や老朽化した校舎等の改築を行う際に必要となる教材物品等の整備を行う。 ・ 視覚支援学校、聴覚支援学校（校舎改築に伴うもの）	R7～R11
2	①	仮設校舎管理事業	特別支援教育課	○ 県立特別支援学校の狭隘化に対応するため、仮設プレハブ校舎を管理し、教育環境の改善を図る。 ・ 名取支援学校、利府支援学校、古川支援学校、小牛田高等学園の仮設プレハブ校舎賃貸借	R7～R11
2	①	校舎改築事業	施設整備課	○ 老朽化の著しい県立特別支援学校について、計画的に建替・大規模改修等を行う。また、児童生徒数が増加している古川支援学校の狭隘化の解消を図るため、隣接する旧大崎市立志田小学校の閉校後の校舎等を活用し、必要な教室等を整備する。 ・ 既存校舎等の改築や改修などの老朽化対策 ・ 視覚支援学校の改築 ・ 古川支援学校の長寿命化改修、旧大崎市立志田小学校の閉校後の校舎等の改修 ・ 聴覚支援学校の改築	R7～R11
2	①③再	学校巡回指導事業	特別支援教育課、総合教育センター	○ 県立特別支援学校の課題に応じた研修会及び授業検討会等を実施し、教員の授業力向上と児童生徒への指導及び支援の充実と改善を図る。 ・ 指導主事による県立特別支援学校の教育課程、学習指導等に関する指導及び支援の実施	R7～R11
	①④⑤	教育課程の研究	特別支援教育課	○ 学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に関し理解を含めるとともに、それらの内容について研究協議を行い、特別支援教育の充実と改善を図る。 ・ 特別支援教育課程中央説明会への教員派遣 ・ 特別支援教育課程宮城県説明会の実施 ・ 特別支援学校教育課程研究協議会の実施	R7～R11
123	①④⑤主	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課、総合教育センター	○ 共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。 ・ 個別的教育支援計画活用支援事業 ・ 特別支援学校専門性向上研修会の開催 ・ インクルーシブ教育研修会の開催	R7～R11
23	①④主	居住地校学習推進事業	特別支援教育課、義務教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小・中学校等	○ 県立特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を通して、学校生活の充実等、地域における特別支援教育に対する理解促進を図る。 ・ 居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の実施 ・ 教育事務所及び各校担当者による連絡会議の実施	R7～R11
	②	高等学園等合同学校説明会	特別支援教育課、県内特別支援学校	○ 中学校特別支援学級等の生徒及びその保護者や関係者を対象に、高等学園等の特色や魅力を発信し、生徒の主体的な進路選択を支援する。 ・ 学校紹介 ・ 各学校ブースでの相談対応	R7～R11

Ⅲ 具体的な取組

優先取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業期間
2	③	県立学校ICT機器整備推進事業	教育企画室、県立学校	○ 県立学校の授業等教育活動に資するICT機器の整備・更新を行い、ICT環境の充実を図ることで、教職員及び児童生徒のICT利活用を推進する。 ・ 県立学校の大型掲示装置（プロジェクタ等）の更新 ・ 県立特別支援学校の入出力支援装置の整備・更新	R7～R11
2	③	教育情報ネットワーク運用事業	教育企画室、県立学校	○ 教育の情報化を背景として、県立学校の情報インフラを統合的に管理・運用を行うことで、各学校に等しく安定的かつ快適なネットワーク環境の充実を図る。 ・ 県立学校情報ネットワーク（SWAN）の運用管理 ・ 県立学校の校内無線アクセスポイントの更新	R7～R11
2	③	特別な支援を要する児童生徒に対するICT活用教育推進事業	特別支援教育課	○ 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の教科指導におけるICT機器活用推進による学校教育の質の向上や、切れ目ない学びと学習の質を確保するために、個別最適な学びの提供と在籍校とのつながりと学習の継続を図る。 ・ 機器、教材（アバターロボット、AIドリル）の整備 ・ ICT支援員の派遣	R7
	④	校内教育支援センター支援事業	義務教育課、教育事務所、市町村教委、小・中学校等	○ 学校に登校していない児童生徒、教室で過ごすことに不安を抱える児童生徒等の社会的自立を目指し、学習支援と自立支援を図る学び支援教室等の校内教育支援センターを組織的に運営することで、学校に登校していない児童生徒等への支援の充実を図る。 ・ 学び支援教室の設置 ・ 研修会、連絡会議の実施 ・ 市町村教育委員会の要請による別室支援員の派遣 ・ 市町村で配置する支援員への補助	R7～R9
1 2	④ ⑤ 主	自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課	○ 小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行うとともに、小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行い、切れ目ない支援体制の構築を図る。 ・ 児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育方法の検討と実践 ・ 外部専門家による研修会の実施	R7～R8
1 2	④ ⑤	通級による指導の推進	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課、市町村教委、小・中学校等、高等学校等	○ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が通級による指導を受けられる体制を構築する。 ・ 学級担任等と通級による指導担当教員の連携 ・ 小・中学校等、高等学校等での切れ目ない通級による指導の実施	R7～R11
2	⑤ 再	学びの多様性を活かした教育プログラム開発事業	特別支援教育課、高校教育課	○ 発達障害の可能性のある児童生徒に対し、特性に配慮した教育プログラムや支援体制を整えることにより、学校づくり、授業づくりを推進する。 ・ 学びの多様性を活かした教育プログラムの開発 ・ 発達障害理解研修会の実施	R7～R8
	⑤	入院生徒に対する教育保障体制整備事業	高校教育課	○ 学習意欲がありながら、長期療養のため通学することが困難な高校生に対する学習機会の補償 ・ 入院生徒への訪問指導、遠隔教育に係る機器整備 ・ 医教連携コーディネーターの配置	R7～R11

優先 取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業 期間
2	⑥ 主	医療的ケア推進 事業	特別支援教 育課、県立 特別支援学 校	○ 県立特別支援学校において、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、必要な看護師を配置するとともに、医療的ケアコーディネーターを中心とした校内の医療的ケアの実施体制を整備する。 ・ 看護師の配置 ・ 看護師及び教員に対する医療的ケアに関する研修会の開催 ・ 医療的ケア運営会議の開催 ・ 指導的役割を担う看護師の育成等に関する検討	R7～ R11
2	⑥	医療的ケア児 通学支援モデル 事業	特別支援教 育課、県立 特別支援学 校	○ 県立特別支援学校において、医療的ケアを必要とすることにより通学が困難な児童生徒及びその家族の負担軽減を図るため、介護タクシーに看護師が同乗し、通学を支援する取組をモデル的に実施する。 ・ 通学時の介護タクシーへの看護師の同乗・医療的ケアへの対応	R7
	⑥ 再	小児慢性特定 疾病児童等自立 支援事業	疾病・感染 症対策課	○ 小児慢性特定疾病児童等及びその家族、関係者への療養や就学・就労等に係る情報の提供・助言等、小児慢性特定疾病児童等を支援する教育機関への疾病に係る情報提供及び周知啓発を行う。 ・ 小慢さぼーとせんたーの設置・運営（委託）による相談支援 ・ 講演・研修会の開催、情報提供等	R7～ R11
	⑥ 再	医療的ケア児等 支援体制整備 推進事業	精神保健推 進室	○ 身近な地域での医療的ケア児者の支援体制の整備及び医療型短期入所サービスの円滑な利用体制を構築する。 ・ 宮城県医療的ケア児等支援検討会議（協議の場）の開催 ・ 医療的ケアコーディネーターの配置による医療型短期入所サービス利用希望者への支援、事業所対象研修等の開催 ・ 医療的ケア児等相談支援センターの設置・運営による相談支援、支援者等への研修、医療的ケア児等コーディネーターの養成	R7

2 学習の質を高めるための教員の専門性向上

項目

- ①全ての教員の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮等に関する理解の促進
- ②特別支援教育を担う教員の専門性の向上と蓄積
- ③職能や教職経験年数に応じた特別支援教育に関する教員の資質能力の向上
- ④専門性向上を支える校内体制の整備

優先 取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業 期間
2	① ② ③	研修研究事業	総合教育セ ンター、教 職員課	○ 総合教育センター研修等による特別支援教育に係る専門性や指導力の向上 ・ 校種、職種、階層、経験年数等ごとの研修の開催	R7～ R11

Ⅲ 具体的な取組

優先 取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業 期間
	②	県立特別支援 学校外部専門家 活用事業	特別支援教 育課、県立 特別支援学 校	○ 教育相談体制を充実させ、いじめの未然防止や事案発生時の対応、 学校に登校していない幼児児童生徒への支援等について、教員へ助 言等を行う。また、震災による心のケアが必要な幼児児童生徒が在 籍する県立特別支援学校にスクールカウンセラーを配置する。 ・ 外部専門家の配置	R7～ R11
2	②	教職員免許法 認定講習	教職員課	○ 特別支援学校教諭普通免許状取得のための講座を開設し、同免許 状の保有率向上を図る。 ・ 特別支援学校教諭普通免許状取得のための講座の開設	R7～ R8
2	② 主	学びの多様性を 活かした教育 プログラム開発 事業	特別支援教 育課、高校 教育課	○ 発達障害の可能性のある児童生徒に対し、特性に配慮した教育プ ログラムや支援体制を整えることにより、学校づくり、授業づくり を推進する。 ・ 学びの多様性を活かした教育プログラムの開発 ・ 発達障害理解研修会の実施	R7～ R8
2	② 主	学校巡回指導 事業	特別支援教 育課、総合 教育センタ ー	○ 県立特別支援学校の課題に応じた研修会及び授業検討会等を実施 し、教員の授業力向上と児童生徒への指導及び支援の充実と改善を 図る。 ・ 指導主事による県立特別支援学校の教育課程、学習指導等に関す る指導及び支援の実施	R7～ R11
	② ③	教育研修等推進 事業	特別支援教 育課	○ 全国並みの教育水準の確保と教職員の質の向上を図るため、初等 中等教育の振興に資することを目的に、文部科学省や国立特別支援 教育研究所等が主催する研修などに教職員を派遣し、その研修の成 果を伝達、普及する。 ・ 文部科学省や国立特別支援教育研究所等が実施する会議・研修へ の派遣	R7～ R11
1	③ 再	特別支援教育 総合推進事業	特別支援教 育課、総合 教育センタ ー	○ 特別支援教育コーディネーターとしての専門性向上を図るととも に、新たに担うことができる人材を養成する。 ・ 特別支援教育コーディネーターの役割についての講義 ・ 校内体制についての研究協議 ・ 各校種（幼、小、中、高、特支学）ごとのコーディネートの実際 ・ 福祉と教育の連携	R7～ R11
1 2	④ 再	自立と社会参加 につながる「共に 学ぶ教育」推進 モデル事業	特別支援教 育課、義務教 育課、高校教 育課	○ 小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニ ーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行うととも に、小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行い、切れ目 ない支援体制の構築を図る。 ・ 児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育方法の検討 と実践 ・ 外部専門家による研修会の実施	R7～ R8
	④ 再	発達障害児者 総合支援事業	精神保健推 進室	○ 発達障害（疑いを含む）のある方やその家族がライフステージに 応じて身近な地域で支援を受けられる体制構築を図る。 ・ 発達障害者支援推進会議の開催 ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関 係機関への技術支援 ・ 障害児等・家族・支援者への療育支援の実施 ・ ペアレント・プログラム等の実施支援と実施者養成	R7～ R11

目標 3 誰もが認め合う地域づくり

生活の基盤となる地域社会への参加を促進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

Ⅰ 共生社会の実現を目指した理解促進

項目

- ①インクルーシブ教育の更なる推進
- ②インクルーシブ教育の推進に向けた理解啓発
- ③特別支援学校が地域において果たす役割の強化

優先 取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業 期間
2 3	① 再	居住地校学習 推進事業	特別支援教育課、義務教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小・中学校等	○ 県立特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を通して、学校生活の充実等、地域における特別支援教育に対する理解促進を図る。 ・ 居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の実施 ・ 教育事務所及び各校担当者による連絡会議の実施	R7～ R11
	② 主	宮城県特別支援 学校文化祭事業	特別支援教育課、県内の特別支援学校	○ 県内特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の日頃の学習の成果を発表し、特別支援学校について広く県民に啓発する。 ・ 作業製品販売会、ステージ発表 ・ 特別支援学校パネル展示、特別支援学校紹介 VTR 放映	R7～ R11
	②	障害者雇用官民 連携強化事業	雇用対策課	○ 障害者を積極的に雇用する優良事業所及び模範となる障害者の表彰、県内経済団体への障害者雇用の維持・確保の要請により、障害者の雇用促進と職業の安定を図る。 ・ 障害者雇用支援のつどいの開催 ・ 障害者雇用要請	R7～ R9
3	② ③	地域と連携した インクルーシブ 教育推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	○ 県立特別支援学校に学校運営協議会を設置し、地域と連携しながら魅力ある学校づくりに取り組むことにより、障害のある幼児児童生徒を地域全体で健やかに育む体制づくりを行うとともに、地域におけるインクルーシブ教育の推進と共生社会の実現を図る。 ・ コミュニティ・スクールの指定 ・ 地域と連携した多様な取組の支援	R7～ R9
	③	学校評価事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	○ 自校の教育活動、学校運営についての自己評価及び学校評議員による学校関係者評価を実施し、開かれた学校づくりを推進する。 ・ 学校評議員の委嘱、学校評議員会の開催	R7～ R9
1 2 3	③ 再	特別支援教育 総合推進事業	特別支援教育課、総合教育センター	○ 共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。 ・ 個別的教育支援計画活用支援事業 ・ 特別支援学校専門性向上研修会の開催 ・ インクルーシブ教育研修会の開催	R7～ R11

2 市町村教育委員会へのサポート

項目

- ① 研修等事業の充実
- ② 就学における相談支援の充実
- ③ 医療的ケアの実施等に関する支援

優先 取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業 期間
2	①	研修研究事業	総合教育センター	○ 福祉と教育の連携により特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。(子ども総合センターとの共催) ・ 特別支援教育コーディネーター研修会の開催	R7～ R11
3	① ② 再	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	○ 共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。 ・ 宮城県特別支援連携協議会の開催 ・ 広域特別支援連携協議会の開催	R7～ R11
3	② 主	障害児教育支援相談活動事業	特別支援教育課	○ 特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒の就学先の適切な決定に向け、特別支援教育コーディネーターの派遣や障害児就学担当者説明会及び研修会を開催するなど、積極的に市町村教育委員会を支援する。 ・ 障害児就学担当者説明会及び研修会の開催 ・ リーフレット「就学相談ガイド～よりよい就学のために～」の作成・活用 ・ 市町村教育委員会へ特別支援教育コーディネーターの派遣 ・ 就学支援の手引き改訂	R7～ R11
	② 主	就学支援審議会	特別支援教育課、市町村教委	○ 市町村教育委員会が就学相談事業を進める際に生じる困難な事例について、医学、心理学、教育等の専門家等の委員が審議し、各事例について助言を行う。 ・ 市町村教育委員会の諮問に応じて就学支援審議会の開催	R7～ R11
2	③ 再	医療的ケア推進事業	特別支援教育課	○ 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が地域の小・中学校等へ就学できる環境を整備するため、研修会等を通して市町村教育委員会への支援を行う。 ・ 地域における医療的ケア支援体制整備研修会の開催	R7～ R11
	③ 主	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	疾病・感染症対策課	○ 小児慢性特定疾病児童等及びその家族、関係者への療養や就学・就労等に係る情報の提供・助言等、小児慢性特定疾病児童等を支援する教育機関への疾病に係る情報提供及び周知啓発を行う。 ・ 小慢さぽーとせんたーの設置・運営（委託）による相談支援 ・ 講演・研修会の開催、情報提供等	R7～ R11
	③ 主	医療的ケア児等支援体制整備推進事業	精神保健推進室	○ 身近な地域での医療的ケア児者の支援体制の整備及び医療型短期入所サービスの円滑な利用体制を構築する。 ・ 宮城県医療的ケア児等支援検討会議（協議の場）の開催 ・ 医療的ケアコーディネーターの配置による医療型短期入所サービス利用希望者への支援、事業所対象研修等の開催 ・ 医療的ケア児等相談支援センターの設置・運営による相談支援、支援者等への研修、医療的ケア児等コーディネーターの養成	R7

県立特別支援学校の施設整備

Ⅰ 施設整備に係るこれまでの取組

本県では、狹隘化対策として、平成27年度から令和6年度までに、特別支援学校や高等学園を新設したほか、仮設プレハブ校舎の整備、分校の設置等により63教室、対象学区を全県とする高等学園を含めると、77教室を整備しました。

また、そのほか、使用頻度の低い会議室や作業室等を教室に転用するなどして、児童生徒の増加に対応してきました。

知的障害特別支援学校（高等学園の整備を含む）の狹隘化対策

年度	対 策 内 容	
H28	①女川高等学園開校	高等部9教室を整備
	②岩沼高等学園川崎キャンパス開校	柴田農林高等学校川崎校の一部に、3教室を整備
H29	③利府支援学校塩釜校開校	塩竈市立第二小学校の一部に、小学部5教室を整備
H30	④小松島支援学校松陵校開校	旧仙台市立松陵小学校の敷地及び建物を借用し、小・中学部13教室を整備
	⑤西多賀支援学校知的教室設置	重度重複学級1学級を設置
R1	⑥名取支援学校名取が丘校開校	名取市立不二が丘小学校の一部に、小学部5教室を整備
	⑦古川支援学校仮設校舎増改築	高等部4教室を整備
R3	⑧学校法人三幸学園支援学校仙台みらい高等学園（私立）新設への助成	旧宮城県教育研修センター跡地の利活用による私立高等学園の誘致
	⑨小牛田高等学園仮設校舎設置	高等部実習棟2室を整備
R6	⑩秋保かがやき支援学校開校	小学部12教室、中学部6教室、高等部普通科6教室、高等部産業技術科12教室を整備



① 高等学園の新設
(女川高等学園)



① 高等学園産業技術科の実習室
整備 (流通サービスコース)
(女川高等学園)



② 高等学校の余裕教室を活用
した分教室の設置
(岩沼高等学園川崎キャンパス)



③ 小学校の余裕教室を活用
した分校の設置
(利府支援学校塩釜校)



④ 旧仙台市立小学校を活用
した分校の設置
(小松島支援学校松陵校)



⑥ 小学校の余裕教室を活用
した分校の設置
(名取支援学校名取が丘校)



⑦ 仮設校舎の増改築
(古川支援学校)



⑧ 私立高等学園新設への助成
(仙台みらい高等学園)



⑨ 仮設校舎の設置
(小牛田高等学園実習棟)



⑩ 支援学校の新設
(秋保かがやき支援学校)

2 今後の整備方針

(1) 狭隘化への対応

現在進めている小松島支援学校松陵校の本校化、名取支援学校名取が丘校及び利府支援学校塩釜校における小学校の余裕教室を活用した教室の整備・拡充、古川支援学校における隣接小学校校舎等の活用について、計画どおり供用開始ができるよう準備作業や関係部署との調整等を進めていきます。

また、今後における特別支援学校設置基準を下回る学校（地域）に対する追加対策と特別支援学校設置基準を大幅に上回る学校の在り方について、老朽化対策の計画や活用可能な余裕教室及び遊休施設等の状況を踏まえた上で、各地域の狭隘化への対応を含めた一体的な対策を検討していきます。

具体的には、当面、増加傾向が見込まれている児童生徒数の推移を注視しながら、県南地域及び仙台圏域について、具体的な狭隘化への対策の検討を進めていきます。

○ 既存校の現有面積と設置基準充足率の状況（R6.5.1現在）

学校名	現有面積		充足率	
	校舎	運動場	校舎	運動場
視覚（仮設校舎）	4,168	2,200	202%	61%
聴覚	9,144	6,614	407%	184%
聴覚小牛田校	1,740	0	155%	※1
光明	10,148	4,774	132%	133%
船岡	7,685	1,975	168%	55%
拓桃	5,333	0	308%	※2
西多賀	3,825	0	217%	※2
山元	3,936	4,061	183%	113%
金成	3,617	3,539	176%	98%
角田	3,413	6,834	93%	190%
角田白石校	338	0	30%	※1
石巻	6,458	9,947	133%	276%
気仙沼	3,332	1,473	138%	41%
古川	4,322	0	64%	※1
名取	5,331	1,137	85%	32%
名取名取が丘校	1,308	0	80%	※1
小牛田	3,373	7,000	165%	194%
利府	5,498	1,300	76%	36%
利府富谷校	1,645	0	85%	※1
利府塩釜校	1,467	0	98%	※1
迫	3,892	4,090	118%	114%
岩沼（川崎キャンパスを含む）	5,500	18,334	168%	509%
小松島	4,953	2,880	61%	80%
小松島松陵校	3,723	12,277	220%	341%
女川	4,085	21,872	222%	608%
秋保（高等部1学年のみ）	10,667	6,312	272%	175%

※1 上記のうち6校については、市町村立小中学校を一部借用又は県立特別支援学校と併設しており、運動場や特別教室等を随時使用するなど、教育活動に支障がないよう調整している。

※2 拓桃支援学校と西多賀支援学校については、障害特性に応じた教育活動が実施できるような運動場ではなく、体育館を整備している。

(2) 老朽化への対応

老朽化対策の実施に当たっては、今後の幼児児童生徒数の推移や狭隘化対策の計画等を考慮した上で、地域ごとに特別支援学校の在り方を勘案しながら検討していきます。

具体的には、視覚支援学校は、昭和43～46年に整備した校舎が老朽化したことから、寄宿舎、屋内運動場の改築を完了させ、現在は校舎の改築工事を進めています。同様に、聴覚支援学校は、昭和46～53年に整備した校舎が老朽化していることから、校舎、寄宿舎、屋内運動場等の改築設計に着手しています。

このほか、船岡支援学校は、昭和45～54年に現在の校舎等が整備され、経年による老朽化が進んでいることから、県南地域の狭隘化対策の計画等を考慮した上で、具体的な改築等の計画を検討していきます。

3 今後の整備計画

(1) 狭隘化対策

優先 取組	学校名等	内 容
2	小松島支援学校松陵校への高等部設置及び本校化	(1)供用開始年度：令和7年度（分校供用開始：平成30年度） (2)設置場所：旧仙台市立松陵小学校（仙台市泉区松陵） (3)対象等：①知的障害児童生徒 ②規模：32学級程度（130人程度） ③学部：小学部・中学部・高等部 (4)内容：①小松島支援学校から独立、本校化 ②利府支援学校富谷校を本校化する小松島支援学校松陵校の分校へ変更 ③小松島支援学校の学区の一部を、本校化する小松島支援学校松陵校の学区へ変更
2	余裕教室の活用（名取支援学校名取が丘校）※教室拡充	(1)供用開始年度：令和7年度（分校供用開始：令和元年度） (2)設置場所：名取市立不二が丘小学校（名取市名取が丘） (3)内容：名取市から使用許可を受けて設置している名取支援学校名取が丘校について、使用許可の範囲を広げ、名取が丘校の教室として使用できるよう整備する。
2	余裕教室の活用（利府支援学校塩釜校）※教室拡充	(1)供用開始年度：令和7年度以降順次（分校供用開始：平成29年度） (2)設置場所：塩竈市立第二小学校（塩竈市小松崎） (3)内容：塩竈市から使用許可を受けて設置している利府支援学校塩釜校について、使用許可の範囲を広げ、塩釜校の教室として使用できるよう整備する。
2	閉校した隣接小学校校舎等の活用（古川支援学校）	(1)供用開始年度：令和8年度（予定） (2)設置場所：旧大崎市立志田小学校（大崎市古川飯川） (3)内容：隣接する旧大崎市立志田小学校の閉校後の校舎等を活用し、古川支援学校で必要な教室等を整備する。
2	県南地域における特別支援学校の在り方検討（角田支援学校・角田支援学校白石校・山元支援学校・船岡支援学校）	県南地域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図るとともに、経年により老朽化が進む船岡支援学校の校舎等に関する対策を講じる必要があるため、今後の児童生徒数の推移や各学校の配置関係、校舎等の建物の状況などを踏まえた上で、県南地域における特別支援学校の在り方について検討していく。

Ⅲ 具体的な取組

Ⅳ 実施計画（前期）の施策体系

優先 取組	学校名等	内 容
2	仙台圏域における余裕教室・遊休施設等の活用検討（小松島支援学校・利府支援学校）	仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図るため、児童生徒数の減少等を背景とした、県立高校や市町村立学校の閉校後の跡地や余裕教室、その他県有財産の遊休施設等を活用し、特別支援学校の分校を設置するなど教室等の整備を検討していく。

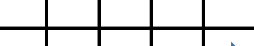
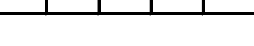
（2）老朽化対策

優先 取組	学校名等	内 容
2	視覚支援学校校舎等改築	(1)供用開始年度：令和7年度 (2)設置場所：視覚支援学校（仙台市青葉区上杉） (3)対象施設：校舎
2	聴覚支援学校校舎等改築	(1)供用開始年度：令和11年度（予定） (2)設置場所：聴覚支援学校（仙台市太白区八本松） (3)対象施設：校舎、屋内運動場、寄宿舎ほか
2	県南地域における特別支援学校の在り方検討（角田支援学校・角田支援学校白石校・山元支援学校・船岡支援学校） ※再掲	県南地域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図るとともに、経年により老朽化が進む船岡支援学校の校舎等に関する対策を講じる必要があるため、今後の児童生徒数の推移や各学校の配置関係、校舎等の建物の状況などを踏まえた上で、県南地域における特別支援学校の在り方について検討していく。
2	その他の校舎改築等	上記以外の特別支援学校についても、順次計画的に改築や長寿命化改修等の老朽化対策を進めていく。

Ⅳ 実施計画（前期）の施策体系

目標	優先取組			再掲	番号	事業名	実施機関	取組内容	取組方針・達成目標	実施年度					
	1	2	3							R7	R8	R9	R10	R11	
Ⅰ 自立と社会参加															
Ⅰ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実															
	○				1	視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業	特別支援教育課	・視覚支援学校、聴覚支援学校の乳幼児教育相談担当者の乳幼児の発達や障害に係る専門性向上 ・移動教育相談、オンライン教育相談の実施 ・幼児教育施設、小学校等での研修会開催 ・普及パンフレットの作成	○視覚障害、聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対し、早期から質の高い教育相談の場等を提供する。						
			○	主	2	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	・宮城県特別支援連携協議会の開催 ・広域特別支援連携協議会の開催	○共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。						
	○			主			特別支援教育課、総合教育センター	・特別支援教育コーディネーターの役割についての講義 ・校内体制についての研究協議 ・各校種（幼、小、中、高、特支学）ごとのコーディネートの実際 ・福祉と教育の連携	○特別支援教育コーディネーターの役割について基礎的理解を深めるとともに、特別支援教育の動向やコーディネートの実際を学び、校内の特別支援教育の推進を図る。						
				主	3	発達障害児者総合支援事業	精神保健推進室	・発達障害者支援推進会議の開催 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への技術支援 ・障害児等・家族・支援者への療育支援の実施 ・ペアレント・プログラム等の実施支援と実施者養成	○ライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制構築に向け、発達障害者支援推進会議による支援体制の検討、発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーを中心とした支援者支援を進める。						
	○	○			4	研修研究事業	総合教育センター、教職員課	・幼稚園等新規採用教員及び中堅教諭等の専門性の向上	○新規採用教員としての実践的指導力と使命感の向上、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭として必要な資質の向上を図る。						
	○				5	教育相談調査研究等事業	総合教育センター	・総合教育センター指導主事による定期巡回教育相談、要請教育相談、来所相談、電話相談の実施	○幼児児童生徒及びその保護者並びに教職員や学校を対象とし、様々な困難への対応等に係る教育相談を実施し、支援する。						
			○	再	6	障害児教育支援相談活動事業	特別支援教育課	・障害児就学担当者説明会及び研修会の開催 ・リーフレット「就学相談ガイド～よりよい就学のために～」の作成、活用 ・市町村教育委員会へ特別支援教育コーディネーターの派遣 ・就学支援の手引き改訂	○特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒の就学先の適切な決定に向け、特別支援教育コーディネーターの派遣や障害児就学担当者説明会及び研修会を開催するなど、積極的に市町村教育委員会を支援する。						
				再	7	就学支援審議会	特別支援教育課、市町村教委	・市町村教育委員会の諮問に応じて就学支援審議会の開催	○市町村教育委員会が就学相談事業を進める際に生じる困難な事例について、医学、心理学、教育等の専門家等の委員が審議し、各事例について助言を行う。						
	○	○	○		8	自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課	・特別支援教育コーディネーター合同連絡会の実施 ・外部専門家を活用した引継ぎの在り方検討 ・外部専門家による研修等の実施	○小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行う。 ○小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行うとともに「切れ目ない支援体制マニュアル」を開発し、切れ目ない支援体制の構築について明示する。						
	○			主	9	特別支援学校進路指導充実事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・特別支援学校地域連携協議会の開催 ・各学校での講演会等の実施 ・進路支援研修会の実施	○進路指導主事の資質の向上と関係機関のネットワークの構築、障害者雇用に係る理解啓発、地域支援等を行い、教育、福祉、労働機関等との連携を図る。 ○県立特別支援学校での講演会の実施率100%を目指す。						
	○				10	特別支援学校における就労定着支援	県立特別支援学校	・個別の教育支援計画の作成・活用 ・就労した卒業生へのアフターケア	○学校卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を見通し、関係機関等と連携して一人一人のニーズに応じた支援のための「個別の教育支援計画」の活用に取り組む。また、生徒の就労先を訪問し、就労定着を支援する。						
2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実															
				再	11	宮城県特別支援学校文化祭事業	特別支援教育課、県内の特別支援学校	・作業製品販売会、ステージ発表 ・特別支援学校パネル展示、特別支援学校紹介VTR放映	○県内特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の日頃の学習の成果を発表し、特別支援学校について広く県民に啓発する。						
					12	学びを通じたみやぎの共生社会推進事業	生涯学習課	・地域コンソーシアムの開催 ・地域の実情に応じた学習プログラムの開発・実施 ・まなびのWEB宮城による情報発信	○障害の有無によらず、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指すほか、学校を卒業しても学び続けることができる持続可能で循環できる仕組みを形成する。						
	○				13	特別支援学校における進路支援・移行支援	県立特別支援学校	・将来を見通した「キャリア・パスポート」の活用 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用	○児童生徒一人一人の進路希望に基づいた適切な学習支援と情報提供及び進学先等へのフォローアップを行う。 ○県立特別支援学校でのキャリアパスポート実施率100%を目指す。						
	○			再	14	特別支援学校進路指導充実事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・特別支援学校地域連携協議会の開催 ・各学校での講演会等の実施 ・進路支援研修会の実施	○進路指導主事の資質の向上と関係機関のネットワークの構築、障害者雇用に係る理解啓発、地域支援等を行い、教育、福祉、労働機関等との連携を図る。 ○県立特別支援学校での講演会の実施率100%を目指す。						
Ⅱ 誰一人取り残さない学校づくり															
Ⅰ 多様な教育的ニーズに応じた学びの実現															
		○			15	障害児地域教育充実事業	特別支援教育課	・教室等の整備	○県立特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、県立特別支援学校の小規模維持補修に係る修繕工事等を行う。						
		○					特別支援教育課、県立特別支援学校	・視覚支援学校、聴覚支援学校（校舎改築に伴うもの）	○県立特別支援学校の狭隘化等に対応するため、既存学校の余裕教室を活用した分校等の設置や老朽化した校舎等の改築を行う際に必要となる教材物品等を整備する。						
		○			16	仮設校舎管理事業	特別支援教育課	・名取支援学校、利府支援学校、古川支援学校、小牛田高等学園の仮設プレハブ校舎賃貸借	○県立特別支援学校の狭隘化に対応するため、仮設プレハブ校舎を管理し、教育環境の改善を図る。						
		○			17	校舎改築事業	施設整備課	・既存校舎等の改築や改修などの老朽化対策 ・視覚支援学校の改築 ・古川支援学校の長寿命化改修、旧大崎市立志田小学校の閉校後の校舎等の改修 ・聴覚支援学校の改築	○老朽化の著しい県立特別支援学校について、計画的に建替・大規模改修等を行う。また、児童生徒数が増加している古川支援学校の狭隘化の解消を図るため、隣接する旧大崎市立志田小学校の閉校後の校舎等を活用し、必要な教室等を整備する。						

目標	優先取組			再掲	番号	事業名	実施機関	取組内容	取組方針・達成目標	実施年度				
	1	2	3							R7	R8	R9	R10	R11
		○		再	18	学校巡回指導事業	特別支援教育課、総合教育センター	・指導主事による県立特別支援学校の教育課程、学習指導等に関する指導及び支援の実施	○各校3年に1回の訪問指導とし、指導主事と学校現場の教員が一体となって協働による授業づくりを推進する。 ○各校の課題に応じた研修会及び授業検討会等を実施し、特別支援学校における教員の授業力向上と児童生徒への指導及び支援の充実と改善を図る。					
					19	教育課程の研究	特別支援教育課	・特別支援教育課程中央説明会への教員派遣 ・特別支援教育課程宮城県説明会の実施 ・特別支援学校教育課程研究協議会の実施	○学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に関して理解を深めるとともに、それらの内容について研究協議を行い、特別支援教育の充実と改善を図る。					
	○	○	○	主	20	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課、総合教育センター	・個別の教育支援計画活用支援事業 ・特別支援学校専門性向上研修会の開催 ・インクルーシブ教育研修会の開催	○共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。					
		○	○	主	21	居住地校学習推進事業	特別支援教育課、義務教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小・中学校等	・居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の実施 ・教育事務所及び各校担当者による連絡会議の実施	○県立特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を通して、学校生活の充実等、地域における特別支援教育に対する理解促進を図る。 ○令和11年度実施率目標値43％の達成を目指すとともに、中学校での実施率を30％から令和11年度には38％にする。					
					22	高等学園等合同学校説明会	特別支援教育課、県内特別支援学校	・学校紹介 ・各学校ブースでの相談対応	○中学校特別支援学級等の生徒及びその保護者や関係者を対象に、高等学園等の特色や魅力を発信し、生徒の主体的な進路選択を支援する。					
		○			23	県立学校ICT機器整備推進事業	教育企画室、県立学校	・県立学校の大型掲示装置（プロジェクト等）の更新 ・県立特別支援学校の入出力支援装置の整備・更新	○県立学校の授業等教育活動に資するICT機器の整備・更新を行い、ICT環境の充実を図ることで、教職員及び児童生徒のICT利活用を推進する。					
		○			24	教育情報ネットワーク運用事業	教育企画室、県立学校	・県立学校情報ネットワーク（SWAN）の運用管理 ・県立学校の校内無線アクセスポイントの更新	○教育の情報化を背景として、県立学校の情報インフラを統合的に管理・運用を行うことで、各学校に等しく安定的かつ快適なネットワーク環境の充実を図る。					
		○			25	特別な支援を要する児童生徒に対するICT活用教育推進事業	特別支援教育課	・機器、教材（アバターロボット、AIドリル）の整備 ・ICT支援員の派遣	○特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の教科指導におけるICT機器活用推進による学校教育の質の向上や、切れ目ない学びと学習の質を確保するために、個別最適な学びの提供と在籍校とのつながりと学習の継続を図る。 ○AIドリルR7年主体的に取り組む割合100%					
					26	校内教育支援センター支援事業	義務教育課、教育事務所、市町村教委、小・中学校等	・学び支援教室の設置 ・研修会、連絡会議の実施 ・市町村教育委員会の要請による別室支援員の派遣 ・市町村で配置する支援員への補助	○学校に登校していない児童生徒、教室で過ごすことに不安を抱える児童生徒等の社会的自立を目指し、学習支援と自立支援を図る学び支援教室等の校内教育支援センターを組織的に運営することで、学校に登校していない児童生徒等への支援の充実を図る。					
	○	○		主	27	自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課	・児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育方法の検討と実践 ・外部専門家による研修会等の実施	○小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行う。 ○小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行うとともに「切れ目ない支援体制マニュアル」を開発し、切れ目ない支援体制の構築について明示する。					
	○	○			28	通級による指導の推進	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課、市町村教委、小・中学校等、高等学校等	・学級担任等と通級による指導担当教員の連携 ・小・中学校等、高等学校等での切れ目ない通級による指導の実施	○通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が通級による指導を受けられる体制を構築する。					
		○		再	29	学びの多様性を活かした教育プログラム開発事業	特別支援教育課、高校教育課	・学びの多様性を活かした教育プログラムの開発 ・発達障害理解研修会の実施	○県立高校と連携し、発達障害の可能性のある児童生徒の学びを支援するための教育プログラムの開発を行う。また、教員を対象とした発達障害の可能性のある児童生徒の特性や指導法等についての研修会を行う。					
					30	入院生徒に対する教育保障体制整備事業	高校教育課	・入院生徒への訪問指導、遠隔教育に係る機器整備 ・医教連携コーディネーターの配置	○学習意欲がありながら、長期療養のため通学することが困難な高校生に対する学習機会を補償する。					
		○		主	31	医療的ケア推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・看護師の配置 ・看護師及び教員に対する医療的ケアに関する研修会の開催 ・医療的ケア運営会議の開催 ・指導的役割を担う看護師の育成等に関する検討	○県立特別支援学校において、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、必要な看護師を配置するとともに、医療的ケアコーディネーターを中心とした校内の医療的ケアの実施体制を整備する。					
		○			32	医療的ケア児通学支援モデル事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・通学時の介護タクシーへの看護師の同乗・医療的ケアへの対応	○県立特別支援学校において、医療的ケアを必要とすることにより通学が困難な児童生徒及びその家族の負担軽減を図るため、介護タクシーに看護師が同乗し、通学を支援する取組をモデル的に実施する。					
				再	33	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	疾病・感染症対策課	・小慢さばーとせんたーの設置・運営（委託）による相談支援 ・講演・研修会の開催、情報提供等	○小児慢性特定疾病児童等及びその家族、関係者に対して、必要な情報の提供や助言、関係機関との調整を行うほか、疾病に係る情報提供及び周知啓発を行い、相談支援体制を整備することにより、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上での悩みや不安等の解消、適切な療養の確保、自立心の確立を図る。					
				再	34	医療的ケア児等支援体制整備推進事業	精神保健推進室	・宮城県医療的ケア児等支援検討会議（協議の場）の開催 ・医療的ケアコーディネーターの配置による医療型短期入所サービス利用希望者への支援、事業所対象研修等の開催 ・医療的ケア児等相談支援センターの設置・運営による相談支援、支援者等への研修、医療的ケア児等コーディネーターの養成	○医療的ケア児等とその家族が直面する課題の抽出や支援内容の検討、相談対応や地域の支援者の研修を通じ、医療的ケア児者が身近な地域で支援を受けることができる体制を整備する。 ○医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者への情報提供や事業所への研修等を通じ、医療的ケア児者が必要時にサービスを利用できる体制を構築する。					
2 学習の質を高めるための教員の専門性向上														
		○			35	研修研究事業	総合教育センター、教職員課	・校種、職種、階層、経験年数等ごとの研修の開催	○総合教育センター研修等による特別支援教育に係る専門性や指導力の向上					
					36	県立特別支援学校外部専門家活用事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・外部専門家の配置	○教育相談体制を充実させ、いじめの未然防止や事案発生時の対応、学校に登校していない幼児児童生徒への支援等について、教員へ助言等を行う。また、震災による心のケアが必要な幼児児童生徒が在籍する県立特別支援学校にスクールカウンセラーを配置する。					
	○				37	教職員免許法認定講習	教職員課	・特別支援学校教諭普通免許状取得のための講座の開設	○特別支援学校教諭普通免許状取得のための講座を開設し、同免許状の保有率向上を図る。 ○計画期間が令和8年度末までとなっている免許法認定講習開設計画について、令和9年度以降の次期開設計画を策定し、免許状の取得を促進する。					

目標	優先取組			再掲	番号	事業名	実施機関	取組内容	取組方針・達成目標	実施年度				
	1	2	3							R7	R8	R9	R10	R11
		○		主	38	学びの多様性を活かした教育プログラム開発事業	特別支援教育課、高校教育課	・学びの多様性を活かした教育プログラムの開発 ・発達障害理解研修会の実施	○県立高校と連携し、発達障害の可能性のある児童生徒の学びを支援するための教育プログラムの開発を行う。また、教員を対象とした発達障害の可能性のある児童生徒の特性や指導法等についての研修会を行う。					
		○		主	39	学校巡回指導事業	特別支援教育課、総合教育センター	・指導主事による県立特別支援学校の教育課程、学習指導等に関する指導及び支援の実施	○各校3年に1回の訪問指導とし、指導主事と学校現場の教員が一体となって協働による授業づくりを推進する。 ○各校の課題に応じた研修会及び授業検討会等を実施し、特別支援学校における教員の授業力向上と児童生徒への指導及び支援の充実と改善を図る。					
					40	教育研修等推進事業	特別支援教育課	・文部科学省や国立特別支援教育研究所等が実施する会議・研修への派遣	○全国並みの教育水準の確保と教職員の質の向上を図るため、初等中等教育の振興に資することを目的に、文部科学省や国立特別支援教育研究所等が主催する研修などに教職員を派遣し、その研修の成果を伝達、普及する。					
	○			再	41	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課、総合教育センター	・特別支援教育コーディネーターの役割についての講義 ・校内体制についての研究協議 ・各校種（幼、小、中、高、特支学）ごとのコーディネートの実際 ・福祉と教育の連携	○特別支援教育コーディネーターの役割について基礎的理解を深めるとともに、特別支援教育の動向やコーディネートの実際を学び、校内の特別支援教育の推進を図る。					
	○	○		再	42	自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課	・児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育方法の検討と実践 ・外部専門家による研修会等の実施	○小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行う。 ○小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行うとともに「切れ目ない支援体制マニュアル」を開発し、切れ目ない支援体制の構築について明示する。					
				再	43	発達障害児者総合支援事業	精神保健推進室	・発達障害者支援推進会議の開催 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への技術支援 ・障害児等・家族・支援者への療育支援の実施 ・ペアレント・プログラム等の実施支援と実施者養成	○ライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制構築に向け、発達障害者支援推進会議による支援体制の検討、発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーを中心とした支援者支援を進める。					
Ⅲ 誰もが認め合う地域づくり														
Ⅰ 共生社会の実現を目指した理解促進														
		○	○	再	44	居住地校学習推進事業	特別支援教育課、義務教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小・中学校等	・居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の実施 ・教育事務所及び各校担当者による連絡会議の実施	○県立特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を通して、学校生活の充実等、地域における特別支援教育に対する理解促進を図る。 ○令和11年度実施率目標値43%の達成を目指すとともに、中学校での実施率を30%から令和11年度には38%にする。					
				主	45	宮城県特別支援学校文化祭事業	特別支援教育課、県内の特別支援学校	・作業製品販売会、ステージ発表 ・特別支援学校パネル展示、特別支援学校紹介VTR放映	○県内特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の日頃の学習の成果を発表し、特別支援学校について広く県民に啓発する。					
					46	障害者雇用官民連携強化事業	雇用対策課	・障害者雇用支援のつどいの開催 ・障害者雇用要請	○障害者を積極的に多数雇用した事業所、職業人として成果の著しい障害者に対して表彰を行い努力を称えるとともに周知することで、障害者雇用の促進と安定に資する。 ○宮城県、仙台市、宮城労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部が連携し、県内の経済団体及び事業主に対し、障害者の雇用促進・維持に関する要請を行うことで、障害者の雇用促進とその職業の安定を図る。					
			○		47	地域と連携したインクルーシブ教育推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・コミュニティ・スクールの指定 ・地域と連携した多様な取組の支援	○県立特別支援学校に学校運営協議会を設置し、地域と連携しながら魅力ある学校づくりに取り組むことにより、障害のある幼児児童生徒を地域全体で健やかに育む体制づくりを行うとともに、地域におけるインクルーシブ教育の推進と共生社会の実現を図る。					
					48	学校評価事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・学校評議員の委嘱、学校評議員会の開催	○自校の教育活動、学校運営についての自己評価及び学校評議員による学校関係者評価を実施し、開かれた学校づくりを推進する。					
	○	○	○	再	49	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課、総合教育センター	・個別の教育支援計画活用支援事業 ・特別支援学校専門性向上研修会の開催 ・インクルーシブ教育研修会の開催	○共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。					
2 市町村教育委員会へのサポート														
		○			50	研修研究事業	総合教育センター	・特別支援教育コーディネーター研修会の開催	○福祉と教育の連携により特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。（子ども総合センターとの共催）					
			○	再	51	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	・宮城県特別支援連携協議会の開催 ・広域特別支援連携協議会の開催	○共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。					
			○	主	52	障害児教育支援相談活動事業	特別支援教育課	・障害児就学担当者説明会及び研修会の開催 ・リーフレット「就学相談ガイド～よりよい就学のために～」の作成・活用 ・市町村教育委員会へ特別支援教育コーディネーターの派遣 ・就学支援の手引き改訂	○特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒の就学先の適切な決定に向け、特別支援教育コーディネーターの派遣や障害児就学担当者説明会及び研修会を開催するなど、積極的に市町村教育委員会を支援する。					
				主	53	就学支援審議会	特別支援教育課、市町村教委	・市町村教育委員会の諮問に応じて就学支援審議会の開催	○市町村教育委員会が就学相談事業を進める際に生じる困難な事例について、医学、心理学、教育等の専門家等の委員が審議し、各事例について助言を行う。					
				再	54	医療的ケア推進事業	特別支援教育課	・地域における医療的ケア支援体制整備研修会の開催	○医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が地域の小・中学校等へ就学できる環境を整備するため、研修会等を通して市町村教育委員会への支援を行う。					
				主	55	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	疾病・感染症対策課	・小慢さぽーとせんたーの設置・運営（委託）による相談支援 ・講演・研修会の開催、情報提供等	○小児慢性特定疾病児童等及びその家族、関係者に対して、必要な情報の提供や助言、関係機関との調整を行うほか、疾病に係る情報提供及び周知啓発を行い、相談支援体制を整備することにより、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上での悩みや不安等の解消、適切な療養の確保、自立心の確立を図る。					
				主	56	医療的ケア児等支援体制整備推進事業	精神保健推進室	・宮城県医療的ケア児等支援検討会議（協議の場）の開催 ・医療的ケアコーディネーターの配置による医療型短期入所サービス利用希望者への支援、事業所対象研修等の開催 ・医療的ケア児等相談支援センターの設置・運営による相談支援、支援者等への研修、医療的ケア児等コーディネーターの養成	○医療的ケア児等とその家族が直面する課題の抽出や支援内容の検討、相談対応や地域の支援者の研修を通じ、医療的ケア児者が身近な地域で支援を受けることができる体制を整備する。 ○医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者への情報提供や事業所への研修等を通じ、医療的ケア児者が必要時サービスを利用できる体制を構築する。					

第2期宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期）

編集・発行

宮城県教育委員会（教育庁特別支援教育課）

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL/FAX 022-211-3714/022-211-3827

E-mail tokusi@pref.miyagi.lg.jp

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/>
